

第百六十四回
会

参議院農林水産委員会會議録第十一号

平成十八年六月一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月三十一日

辞任

主演 了君

補欠選任

平野 達男君

出席者は左のとおり。

委員長 岩城 光英君
理事 加治屋義人君
常田 享詳君
小川 勝也君
小川 敏夫君
和田ひろ子君

委員

岩永 浩美君
岸 信夫君
国井 正幸君
小斉平敏文君
野村 哲郎君
三浦 一水君
郡司 彰君
シムラ ムネアキ君
平野 達男君
松下 新平君
谷合 正明君
福本 潤一君
紙 智子君

国務大臣

農林水産大臣

副大臣

農林水産副大臣

大臣政務官

中川 昭一君
三浦 一水君

農林水産大臣政務官 小斉平敏文君

事務局側

常任委員会専門員

高野 浩臣君

政府参考人

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産大臣官房総括審議官

農林水産省総合食料局長

農林水産省消費・安全局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

農林水産省農村振興局長

松本 義幸君

佐藤 正典君

岡島 正明君

中川 坦君

西川 孝一君

井出 道雄君

山田 修路君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事の辞任及び補欠選任の件

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(岩城光英君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨五月三十一日、主演了君が委員を辞任され、

その補欠として平野達男君が選任されました。

○委員長(岩城光英君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案外二案の審査のため、本日の委員会に厚生労働省医薬食品局食品安全部長松本義幸君、農林水産大臣官房総括審議官佐藤正典君、農林水産省総合食料局長岡島正明君、農林水産省消費・安全局長中川坦君、農林水産省生産局長西川孝一君、農林水産省経営局長井出道雄君及び農林水産省農村振興局長山田修路君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩城光英君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩城光英君) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野村哲郎君 自由民主党の野村哲郎でございます。

私は、まず三法の質疑に入る前に、今日から始まります米国産牛肉のリスクコミュニケーション、このことについての、まず前段、御質疑をさせていただきたいというふうに思います。

五月の十九日、二十日の新聞に一斉に記載されたわけですが、要は米国産牛肉の輸入再開に向けて六月末の日米首脳会談、こういうものを

踏まえながら、小泉総理とブッシュ大統領に牛肉の話はさせないと、こういったような取組が現在行われていると、こういったような風潮の記事であります。

私、三月九日の当委員会におきまして、中川大臣の方に基本的なスタンスについての御質問をさせていただきました。それはそれとしまして、こういった新聞報道がなされ、もうあたかも七月初めには輸入再開に至るのではないかと、こういう先行して記事が載っているわけでありまして、今日に至るまで、三月九日、中川大臣の御答弁を聞いておりますが、食の安全あるいはリスク管理は厚生労働省と農林水産省が担っており、二度とこういうことを起こさないと、こういったことでアメリカから提示されるいろんな報告書についても検証して、いろんな対策をしっかりと判断を断すると、こういう大変心強い中川大臣の御答弁をいただいているわけでありまして、

したがって、こういった再開が既定の事実みたいな感じで出ておるわけでありましてけれども、今日に至るまでの中川大臣が、まさか心変わりされたとは思いませんけれども、決意のほどをお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) おはようございます。

今、野村委員から御指摘ありましたように、結論からいって、全く心変わりはありません。一月二十日に危険部位入りの米国産牛肉が水際で発見された。それ以来、我々はリスク管理機関といたしまして、厚生労働省とともに、再発の防止、それから今回のこういう事案の発生の原因の徹底の糾明、この二点について我々はきちっとやるべきである、そしてまた、そのことをアメリカ側に何度となく、私からも、また政府事務当局側からも伝えていくところでございます。

リカ側と厚生労働省、農林水産省、外務省とで協議をしたところでございます。それを受けまして、本日から全国十か所で説明会を開催しているところでございます。

我々といましては、政治的あるいは外交的な要素とは全く別の次元で、リスク管理機関としてきちっとした作業を一つずつ前に進めていくと。決して、タイムスケジュールをつくって、いついつまでとか、いついつまではやらないとか、そういうことは一切考えておりません。我々は、あくまでもリスク管理機関としての作業をして、冒頭申し上げた二点についての責任を全うしていきたいというふうに考えております。

国民は、もとより食の安全だけではなくて安心を求めているわけでございます。安心につきましては、我々がきちっとした作業を仮に終えたといえども、最終的には消費者の御判断でございます。ここはアメリカ側に言っていることでもありますけれども、仮に手続、我々の手続が終了して再開したとしても、仮にでありますけれども、消費者がこれはもう安心できないというところで食べない、買わないということになれば、アメリカ側としても決してアメリカ側が求めている方向にはならないでしょう。だから、私は何回も、急がば回れで、一つ一つやるのがアメリカ側の要望というものにも合致するのではないでしようかということも含めて申し上げているところでございまして、我々は今鋭意、この説明会において国民の皆様方の御意見というものをきちっと説明した上で聞き出すということに今全力を傾注しているところでございます。

○野村哲郎君 ただいま大臣の答弁で安心できる部分も実はあります。といいますのは、タイムスケジュールでやっているんじゃない、あるいは政治的な決着を図る、そういう問題ではないと。あくまでも国民の安心、安全、そこに主眼を置いてやる、こういうお話でございました。

そうなりますと、当然、この責任の重さというのはどこに来るかといいますと、先般開かれまし

た専門家会合だと私は思います。といいますのは、そういう政治的な要素が働かないことになりまして、じゃ専門家会合でどこまで詰めてきているのかと、こういうことがやはり今度問われてくるのではないかと、こういうふうに思います。

そこで、先般行われました専門家会合、この内容について、ひとつ厚生労働省の松本部長の方から御答弁をいただきたいと思っております。

○政府参考人(松本義幸君) 委員お尋ねの日米専門家会合につきましては、米国側から農務省のランパート副次官はか担当者が出席し、日本側からは外務省、農林水産省及び厚生労働省からのそれぞれの担当者が出席して、五月十七日から十九日までの間、外務省で開催されたわけでありまして、本会合におきましては、本年三月の日米専門家会合において実施することとされておりました日本側の対日輸出施設の再調査の結果等について議論を行った次第であります。

具体的に申し上げますと、日本側からは、四月に行いましたリスクコミュニケーションにおきまして、輸入手続再開に慎重な意見が全般として多く出される一方、一部には再開を希望する意見もあるなど、本件については国民の意見を得ながら対処していくことが必要との認識を米国側に伝えたとところであります。

一方、米国側からは、三十五施設のレビューの結果、本年一月二十日以降に追加された要件を含めた対日輸出プログラムへの各施設の対応状況については、一部の施設で手続や書類上の問題点が確認されたものの、製品の対日輸出条件への適合性等に影響を及ぼすといったものではなかったというところ、また発見された問題点については早急に改善される予定であるということ、また昨年十二月十二日から本年一月二十日までの間に二十五施設で処理された対日輸出された牛肉等につきまして、保管されていた記録を検証した結果、問題点は発見されなかったことが確認されたとの説明があったわけでありまして、

さらに、輸入手続の再開のために必要な措置として、日本側による事前の現地調査の実施、適格品リストの日本側への提供等について意見交換を行いますとともに、香港及び台湾において発生した牛肉の不適合事例について説明を聴取したところであります。

政府といましては、本会合の結果を踏まえ、今後どのように考えるかということで日本側の考え方を整理して、本日、仙台を皮切りに十四日まで全国十か所で開きますリスクコミュニケーションを行いまして、その結果を踏まえ、米国側と輸入手続再開のための措置の調整を行うということとしたところであります。

○野村哲郎君 今、松本部長の方から御答弁をいただきましたが、非常に二、三疑問に思うところがございますので、質問をさせていただきます。

その一つは、今、松本部長お答えになりましたように、三十五の施設というふうにおっしゃいました。私ども、最初から聞いておりましたのは、当初聞いておりましたのは、認定工場は四十施設あると、そのうちの二施設は今回の輸出プログラムを違反した、犯したということで認定を取り消された。あとの三つ、今三十五とおっしゃいました、四十から二を引きます、三十五になりますとあと三つの施設はどうなっているのか、その状況を教えてくださいたいと思っております。

○政府参考人(中川坦君) 今先生の方から御指摘のありました三施設でありますけれども、このうちの二つは、これはアメリカ側の食肉処理業者として最大手のところでありまして、その企業の再編合理化に伴う事業所の閉鎖というふうな私どもは聞いておるところでございます。

また、残りの一つにつきましては、これは認定は自主的な申出で行いますけれども、今回、一業者については、その企業の自主的な意向として認定の取下げの申請をしたというふう聞いております。

○野村哲郎君 前も申し上げましたけれども、日

本からアメリカに輸出する認定工場というのは、厚生労働省あるいは農水省の皆さん方が事前の工場に立ち入って立入検査をされて、厳重なるチェックをされて、そしてその結果、アメリカからの査察も受けて認定を受けている、こういうふう聞いております。

そうしますと、アメリカが当初認定いたしましたこの四十工場、いかにも私はいく加減だと、そういうふうにいるわけですね。それは、二つの工場は当然この輸出プログラムの違反を起こしているわけですが、あとの二つは何か統廃合だとか、あるいはもう自分から認定を降りたとか、そういういい加減な工場、この三十五の中にもまだ残っているんじゃないか。そういうところで処理されたり出てる、日本への輸出の牛肉というのは本場に信用できるのかなと、こういう思いがするわけでありまして、

今後、三十五施設については事前の査察をされる、こういう話も聞いておりますけれども、そういったところを、きちっと日本の輸出プログラムに合った処理なりあるいはまた屠殺が行われているのかどうか、やっぱりきちっと見ていただかなきゃならないと、こういうふうにいるわけですが、いかがお考えですか。

○政府参考人(中川坦君) アメリカからの輸入の手続の再開に当たりまして、今日から行っております消費者の方々の意見交換も踏まえて、これから最後、アメリカ側との調整をしていくことになりまして、私も私どもも、私どももいたしましては、この手続の再開に当たりましては、現在、登録、認定をされております三十五施設につきまして事前の確認調査をしたいということでアメリカ側に日本側の要求は伝えているところでございます。そういった線で実現方に努力をしていきたいというふうに思っております。

○野村哲郎君 それからもう一つは、先ほど松本部長の御答弁の中で、昨年の十二月から今年の一、月、ストップするまでの間にアメリカから牛肉が入っている、その一部が輸入されたわけで、通関

しているわけでありすけれども、今、松本部長のお答えでは、一月二十日までの間の二十五施設で処理されたこの肉等については、この保管されている書類を拝見すると何も問題がないと、こういうお話になっているわけです。

そこで、今通関はしてないですけれども日本に入っている、いわゆる港で止まっているアメリカからの当分の肉というのはどのくらいあるのか、教えていただきたいと思っています。

○政府参考人(中川坦君) 現時点におきまして我が国の港等で未通関となっております米国産牛肉につきましては、動物検疫所への届出等から推計をいたしますと、約千トン程度であろうというふうに思っております。

○野村哲郎君 そこで、先ほどのお話と通じてくるんですけれども、私は、書類で見たら問題はなかったと、こういうアメリカ側の話でありますけれども、じゃ日本側として、アメリカ側は問題はなかったと、保管されていた記録を検証した結果問題はなかったというのであれば、日本に來ているこの現物をチェックする必要があるのではないかと。せっかく、アメリカまで行って調べていとは言いませんけれども、日本の港に揚がっている肉であれば、アメリカのこれは了解なしにはできないかもしれませんけれども、なぜその書類と現物とのチェックができないのか。そのことについて私はもう単純な疑問を感じるわけでありすけれども、そのなぜチェックをしてないのか。現物検査をして、書類も現物も、玉も間違いありませんと、ここでやはり納得する話ではないのか。なと、こういうふうにも思うのですから、そのところについて、なぜできないのか、教えていただきたいと思っています。

○政府参考人(松本義幸君) 先ほど御説明しましたけれども、米国の調査報告ですと、昨年の十二月十二日から一月二十日までの間、二十五施設で処理された。そこについて、牛肉として保管された、処理あるいは加工、出荷等すべての記録を検証した結果、問題点は発見されなかったと、

これはアメリカ側の調査であります。

この当該貨物の取扱いにつきましては、本日から全国十か所で行われます米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会におきまして、日本側による対日輸出施設の事前確認調査において、予定しておりましたが、そこでアメリカ側が調べて問題はないと言っておりますけれども、それを更に事前確認調査で特段の問題がないということが検証されれば、輸入手続の停止を解除して、全箱検査を行って、その結果問題がなければ輸入を認めるという考え方を説明して、消費者とか事業者の方々からの意見を伺うということをしております。

厚生労働省といたしましては、それらの意見を踏まえまして、今後その取扱いについて農林水産省と十分相談しながら検討することとしております。

ですから、先生御指摘のものにつきましては、事前の調査に行つて、そこで、五月十七日から十九日はアメリカの調べた報告であります。今後の話になりますけれども、事前に調査に行つて、それをちゃんと我が方としても検証して、本間に問題がないかどうかと検証して、それで問題がないということであれば全箱を開けるというようなことでやりたい。その全箱検査を行ったということになりますと、将来の、今後の話ですけれども、委員御指摘の米国側の輸出プログラムが本場に適切であったかということについてのデータも得ることができるといふ具合に考えております。

○野村哲郎君 私が申し上げたかったのは、要は、アメリカから書類上保管されているものをチェックしたら問題ありませんでした。ただ、それをうのみにするんですかと。やっぱり、せっかく日本に玉が入つていて港に止まっているんならば、やはりこの裏を取る必要がある。書類だけ見て、アメリカからの言いなりで間違いはない、それだけでうのみにするのかなという、そのところがどうしても解せない気持ちになったもので

ですから、ただいまのような質問をしたわけ

です。ただ、今、松本部長がおっしゃいましたように、これは施設の事前査察もする、そしてその日本に揚がっている肉もまた検査もしていくんだと、こういうことですから、どっちが先かとは言

いませんけれども、やはりそこまできちっとやって私はその説明会に臨まれた方がよかったのではないかと。やはり、このアメリカからの書類だけでうのみにしたんじゃありませんと、ちゃんと日本に届いている肉も検査したらこの書類と玉とはきっちり一致しましたと、やはりそういうものがこの説明責任として国民の皆さん方に正しく理解してもらふための方策ではなかったかなと、こういうふうにも思うわけでありす。そこは議論しても堂々巡りになります。

そこで、もう一点、これは中川大臣にお聞きしたいんです。

といいますのは、一月二十日に本場にあの危険部位が混入していた、そのことで一発で輸入停止を決められた。これは政府としての、特に大臣の御英断、御判断というのは、これは私どもだけじゃなく国民の皆様方も非常に、私は満足とい

いますか、非常に納得されたのではないのかなと、こういうふうにも思います。ですから、そういう日本の毅然たる態度というのが国民の皆さん方に牛肉に対するこの信頼というのを与えていくのではないかなと、こういうふうにも思うわけです。

そこで、これはアメリカは、先ほど来申し上げますように、大変やさしいことをやっているなというの、それは工場のことでもそうですが、香港に對しましても二度も三度も同じような過ちを犯している。私は、今後この輸入再開に、日本との輸入再開に至つてからまた出てくるのではないのかという懸念も一方ではいたすわけでありす。私は、そのときに香港のようにその当該施設だけを輸入ストップするんじゃなくて、今回、日本がとつたような措置、いわゆる一発でレッドカードを打つて、そして全面禁止をすると、このことが

今後必要ではないのかなと、こういうふうにも思うわけです。それは、私は、日本の国民の皆さん方に対しては大変これは日本のそういう政府、国としての姿勢というものを非常に評価してくるのではないかと。

一方、アメリカにつきましては、三十五施設連帯責任、一つの施設がそういうものを出したときにはすべての施設からのストップをする。そういう緊張関係が生まれてくるし、連帯責任としてのやはり私はアメリカの姿勢というのが変わってくるのではないかなと。ですから、今後もしあったときにはまた全面停止ですぞと、このことだけは大臣、せっかくの機会でありすんで、是非決意を述べていただきたいという要望を申し上げます。

○国務大臣(中川昭一君) 一月二十日にその特定危険部位が入ったものが成田の水際で発見されたということとを私が聞いたときに、根拠になるルールあるいは法律を調べたわけでございます。根拠になりますのが、これは農林省所管の動物検疫所での作業の中での発見でございましたので、家畜伝染病予防法四十条が該当の条文であるということでございます。それを読むと、一定の要件の下では動物検疫手続をストップしなければならぬということが書いてございました。

その場合に、個別でその当該施設だけをやるか、あるいは全部をやるかについては、これは決まりがなかったわけでございますので、そのときに私は、別に政治判断でもなく、きちっとした法律判断でもございせんけれども、それを読んだときには、これは検疫手続をストップしなければならぬということ、川崎厚生労働大臣と御相談をしながら、これは検疫手続をストップするというところで、米国から来る牛肉についての検疫手続をストップしたわけでございます。そして、それを総理にも御報告をしたところでございます。今後、こういうことがあつてはならないということで今鋭意アメリカ側も、また日本側もいろいろと要求を突き付けながら作業をしているところ

でありますから、本当は想定したくないことでありますけれども、しかし可能性が一〇〇%ゼロかと言われれば、それはない。だから、我々の動物検疫所なり厚生労働省の機関がきちっと機能をしなればならないわけでございます。万が一、水際でそういう事態が仮に起こったとするならば、やはり同じように法律あるいはルールに基づきましてきちっとした対応を迅速にしていこうというこれは一月二十日のときと同じでございます。そういう姿勢で臨んでいきたいというふうに考えております。

○野村哲郎君 いずれにしましても、今日から始まりますリスコムユニケーションにおきましていろんな国民の皆さんの御判断なりあるいは御意見も出てくると思います。そういったものを十分に検討していただきながら今後の手続を進めていただきたい、慎重に進めていただきたい、そのことを御要望申し上げておきたいと思っております。

次に、本論に入りますけれども、いよいよ三法の中で、これはまあ私とか加治屋先生、甘味資源につきましてもはかの出身の先生方には余り興味のない話かもしれません。ただ、鹿児島それから沖縄、北海道、ここはもう三県しかありませんので、この前も紙先生もちょっとおっしゃっておいりましたけれども、甘味資源、特に砂糖の価格調整に関する法律に、紙じゃない、紙先生の紙資源じゃありませんので、法律についての御質問をさせていただきますか。

これはもう十分大臣も、あるいはまた役所の皆さんも御承知のとおりでありまして、砂糖や、あるいはまたでん粉の原料でございますカンショ、これにつきましては鹿児島、沖縄のこれは基幹作物であるというのには十分御認識いただいているところでありまして。私も鹿児島県でも、こういったサトウキビとかあるいはカンショといった粗放的な経営というのはいかぬものかと、もう少し換金性の高い、あるいは収益性の高い野菜、特に野菜等々に作付けを変えていったらどうかということを行政なり団体ともやってみようというふうに思っています。

かし、もう御承知のとおり、鹿児島県あるいは宮崎も、小斉平政務官のころの宮崎もそうでありましたが、やはりシラス台地で非常にやせた土地でありますし、その上に台風のこの常襲地帯、こういったことで、これは四百年の先達の知恵だと思ふんですけれども、やはりこれしか作れない、これしかないという作物がやはりカンショであったり、また南西諸島、沖縄のサトウキビだ、こういうふうになるわけでありまして。

これらの作物はまた最終的にそのままで流通していくわけじゃありませんで、やはりこれは砂糖であればキビ工場に持ち込んで、そしてそれを搾っていかなきゃならない。あるいはカンショにしてもでん粉にして販売していかなきゃならない。そういう地場の加工産業、いわゆる食品加工産業との本当にこの表裏一体の産業がこの農業の分野でいく産業でいけばサトウキビであったりカンショであったり。そういう意味では、よく沖縄の皆さんや奄美大島の皆さん等は生命産業だと、こういうことをよくおっしゃっておられるわけです。これしかない、もうこれしか生き延びる道はないんだという、そういうことのお話をよく伺っておりますし、実感としても思っております。

そこで、そういった事情をよく参酌していただきまして、これまではサトウキビにしましても、あるいはビートあるいはまたバレイショでん粉等々につきましても、最低生産者価格という、ほかの作物にはない最低の生産者価格をお決めいただきながら再生産を図ってきたのが、実は今までのキビ、カンショの実態でございます。

そこで、ただ、私もやはりこの内外格差を考えましたときに、やっぱり幾ら基幹作物にこれしか作れないといえども、やはりその内外格差のところについては私も一抹の問題意識というのを持っております。甘蔗糖でいけば八倍、それから、でん粉でいけば四倍というこの格差があるわけでありまして。そういう意味では、生産性を高めるという努力も生産者並びに

この団体、行政、一体的に取り組んできたわけでありまして、しかしながら、そうはいってもなかなか一挙に生産性も上がってこない代物であります。

そこで、今回新たな制度に変わっていく、そのところに生産者が大変不安を持っておられるわけがあります。今までは最低生産者価格で、まあ守られてきたと言えは語弊がありますが、そういう意味で、政府の支持を受けてきた。今回から新しい制度になると、サトウキビの、あるいはカンショの再生産が確保されるのか、そういう所得水準にあるのかどうか。

昨日も実は参考人の皆さんの御意見をお伺いしました。これは米であったり、あるいは小麦、大豆であったりというお話でありましたが、この甘味資源とて同じであります。ですから、そういう今までは最低生産者価格で再生産をやってきた、所得水準は守られてきた。今度の新しい制度でその再生産が確保できる所得水準が守られるのかどうか、そのことについて御所見をお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(西川孝一君) 新制度に移行した場合の再生産の確保はどうかというお尋ねでございます。

これまで委員御指摘のように、最低生産者価格というものを現に取ったわけでございますけれども、これは、サトウキビなどの甘味資源作物につきましても、前年産価格を基準に生産コストの変動率などを反映させるという考え方を基本として、また、でん粉原料用芋につきましても、農業バリエーション指数の変動率を反映させるという考え方を基本にそれぞれ算定をさせていただいております。

今回の制度改正におきましては、最低生産者価格などは廃止いたしまして、てん菜及びでん粉原料用のバレイショにつきましては担い手経営安定新法に基づく品目横断的経営安定対策、一方、サトウキビとでん粉原料用カンショにつきましては改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律

に基づく品目別の経営安定対策にそれぞれ移行するということになっておりますが、いずれの経営安定対策におきましても、諸外国との生産条件格差を是正するため、生産コストのうち生産物の販売額では賄えない部分に着目いたしまして、標準的な生産コストから標準的な販売額を差し引いた額を交付するということとしております。

このことによりまして、対象者におきましては、甘味資源作物及びでん粉原料用芋の再生産を可能とする所得水準、これは確保されるものというふうにご覧いただいております。

○野村哲郎君 今局長の答弁で、再生産を確保する所得水準、これは今まではサトウキビでいえば二万四千七百円、そしてカンショでいいますと千九百九十二円と、これは農家の実質手取り価格でありましたけれども、そういった水準は守られると、こういう認識でよろしいですね。

○政府参考人(西川孝一君) 今回の制度の開始に当たりまして、最終的には今年、制度発足前にきちんとした数値で示すことにならざるを得ない。昨年の十二月に試算を出した水準というのは現状の水準というものはイーブンという格好で試算をさせていただいておりますけれども、いざ実際にしてもこれは最新のデータでもってきちんと計算をして出すということにしたいというふうにご覧いただいております。

○野村哲郎君 大変前向きな御答弁をいただきまして、感謝申し上げます。

そこで、もう一つ農家の皆さんが心配をいたしておられるのがあります。それは、今までは最低生産者価格が決まれば、そしてカンショはでん粉工場に、そしてサトウキビはキビ工場に持ち込むわけでありまして、この交付金の手続と交付金の支払時期の問題、これに大変現場で不安が出ております。それは何かといいますと、今まではもうただ出すだけで、交付申請をすれば、あるいはその交付金の金がいづれ来るのかと、こういったような心配は全くなかったんです。

例えばカンショで申し上げますと、カンショは

大体もう二日後にはそれぞれの口座に振り込みがされておりました。サトウキビも、いろいろありますけれども、おおよそ一週間ぐらいの間にこの金が振り込まれてきていた、こういうことになっております。これは先般も郡司委員の方から質問があったところでもあります。

私は、これは二つあるというのは、お年寄り、いわゆるその高齢化が進んでおります。これはもう鹿児島だけでなく全国なんですけれども。ただ、そこで、お年寄りがその交付申請の事務という、交付申請書を書いたことがない、そういう方々が本場にこのきちと申請をして、そしてお金をもらえるのか。むしろ、サトウキビを作るよりも、そっちの事務はもう分からないよと、サトウキビを作った方がまだ楽だと、そういうたようなやつばかりお年寄りの悩み、不安もあるわけであります。

ですから、一つはそういった交付申請という慣れない手続を今度踏んでいかなきゃなりません。そのことをどういう形で農家に交付申請をさせるのか、あるいはどういうことを考えて、システムの考えておられるのか、そのことが一点であります。

それからもう一点は、その交付申請をした後にお金が入ってくるのか。例えばカンシヨにしてもサトウキビにしても、工場に入れた、その原料代としての金はその工場からもらえますけれど、交付金の部分というのは国から出てくる、そのところはいつ入ってくるのか。その間にいろんな支払をしていかなきゃならない、こういう問題が実はあるわけがあります。ですから、これはピートにしても、あるいはまたバレイシヨでん粉にしても、交付申請、同じですよ。そうしますと、そのところをどうしていくのかというところがどうも私どもには見えてきてない。

再三、私は役所の皆さん方にも、この交付金はいつ入るのかと、もうそのことが一番この農家の皆さんの関心事でもある、心配事でもあると、早くこの交付金の支払の時期というものを教えてく

れと。いや、今システムをいろいろ検討しております。検討しております。もう昨年来ずつとその話を聞いておるんですが、どこまでこの交付金の関する手続なり、あるいは交付金の支払の検討がなされているのか、一番最新の検討の状況を教えていただきたいと思っております。

○政府参考人(西川孝一君) サトウキビ、でん粉原料用カンシヨの交付金について、今年の一月以降、現地説明会における意見交換を通じて、生産者から早期支払の要望があるということは承知しております。これは大変重要な問題であるというふうに認識をしております。このために、これらの交付金の支払業務を行うこととしております。独立行政法人農畜産業振興機構とともに、関係者との意見交換を行いながら、交付申請手続について検討を進めております。

具体的には、事前に対象者要件の確認を行って、各生産者に対して生産者コードを交付するシステムを構築するとか、申請書の様式及び添付資料の簡素化をする、あるいは電子データによる申請方法を導入する、生産者からの申請数量の確認を迅速に行うために製造事業者等との生産者コードを共有すると、あるいはその農協などによる代理申請に当たっての必要な対応はどうするかといったことについて現在も検討を進めているところでございます。個々具体的にどうすれば早くできるかという視点でもって内部検討を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、交付金の支払に当たっては、農家単位での対象者要件の確認や、申請数量の確認などが必要となるわけでございますけれども、交付金支払の業務の適切な執行に留意をしながら、営農に支障がないように、できるだけ早く支払うように努めてまいりたいということ、今事務方と直接、どうすれば早くできるかというところで、やり取り、行ったり来たりをしながら検討しているというのが実情でございます。

○野村哲郎君 今局長の方からいろいろ御答弁をいただきました中で、やっぱり今後お考えいた

きたいのは、答弁の中にも少しあったんですけれども、先ほど来申し上げておりますように、カンシヨ、キビにしても非常に高齢者も多いわけでありまして。申請事務というのは初めての経験だと私は思います。ですから、そうなりますと、申請の代行をやはりこれは考えていかなきゃならないだろうと。それはJAがやるのか、あるいはその県がやるのか、いろんな形で農家個々に申請書類を整備させるというのはこれはなかなか至難の業だし、いろんな間違いも起こりやすい。そういう意味では、的確なやはり、そういうJAグループなりあるいは行政なり、そういうところからの申請の代行というのがやはり私は必要ではないのかなというのが一つ。

それからもう一点は、支払のところで、大豆の場合も交付金が現在行われているわけですから、大豆も、大豆も出してから大体最終生産交付金が下りてくるのは一年後であります。ですから、その間、農家は所得がないわけでありましてJAが代わって概算払していると、こういう仕組みを実はつくっておるわけですね。

ですから、今回のサトウキビにしてもカンシヨにしても、やはり農家の経営を安定させていかなきゃならない、あるいはまた、すぐ要する金が必要なんたたちのことも考えていかなきゃならない。そうすると、どこかがまた、事務じやありませんけれども、概算払をする仕組みもやはり考えていかなければいけないんじゃないのかな、そういうことも実は御提案したいと思っております。

ですから、そういうことも踏まえまして、先ほど西川局長ちょっとおっしゃいましたけれども、やはりいろんな農家に負荷が行かないような形で、今まではただ工場に持ち込みさえすれば金が下りてきたわけですから、交付金制度に変わってからも大変ななつたと、キビ、カンシヨを作るよりもそっちの方が大変だからもうやめたとかいうふうにならないように、是非とも事務の簡素化、合理化なり、あるいは支払時期を早めにしていただく、そのことを十分念頭に置きながら是非

とも設計をしていただきたいと思います。そこで、対象者の要件を云々という話がありました。

これは冒頭聞けばよかったんですけれども、品目横断的な経営安定対策では、面積要件とか、いろんな要件が付されておるわけでありまして、サトウキビあるいはまたカンシヨにしましても極めてこれは零細であります。カンシヨが、平均的にいきますと、作付面積は五十四アール程度しかない。あるいは、キビにしても八十アール程度であります。ですから、こういう人たちが地域の農業を支える、あるいはまた経済を支えておるわけでありまして、こういう零細な規模の皆さん方があります。ただ、これではいけない、これではじり貧になるという意識、危機意識というのは、これはございます。ですから、今集団化なりあるいは規模拡大、そういう取組が進められておまして、少しずつは規模拡大が進んではおるわけでありまして。しかしながら、これもなかなか、その途上にありまして、一挙に行っていない。

ただ、今回の私は制度変更によりまして、このことに加速化していく、このことは多分間違いのないであろうと、こういう認識はいたしております。また、そうしていかなくてはならない。島の、あるいはまたシラス土壌地帯のカンシヨなりキビを守るためにはやはり生産性を上げていかなきゃならない、そういう気持ちはあります。ただ、加速させないといけないというのはありますけれども、今度の新しい制度になりました、零細な農家をここで一挙に希望要件とかそういうもので足切りをしてしまつと、一挙に私は量的にも、また先ほど申し上げました工場との表裏一体の関係があるわけですから、工場の操業も成り立つていかない。いろんな問題を抱えていくわけでありまして。

したがって、対象農家、これを、ほかの品目横断的な考え方が入るのかどうか、あるいはそれは別だよということで整理していただい

るのか、そのことについて伺いをいたしたいと思ひます。

○政府参考人(西川孝一君) 新しい制度の対象者というお尋ねでございますけれども、冒頭委員御指摘のように、サトウキビなりでん原用のカンショにつきましては、代替作物に乏しい自然条件下の下で、高齢で零細な規模の農家が生産の大宗を占めていると、そういう実態を踏まえまして、品目別の経営安定対策ということを講ずるということにしているところでございます。

この品目別対策の対象要件でございますけれども、認定農業者や一定の作業規模を有する者に加えて、一定の作業規模を有する共同利用組織に参加している者や一定の条件を満たす基幹作業委託者も対象とすることとしております。また、地域の実情にも配慮いたしまして、受託組織等が存在しない場合もあるという現状も踏まえまして、担い手の育成を目的とする一定の組織に参画する者を対象とするといった特例も設けることとしておりまして、そういった面では現場とのやり取りの中で生産現場の事情を十分反映したものというふうになっているというふうに考えております。

こういった対象要件の設定によりまして、意欲ある人は幅広く対象となるというふうに考えているわけでございますけれども、いずれにしても、委員お話しございましたように、いかにして生産性の向上、安定供給を図るかというのがこの二つの品目、大課題というふうに考えておりますので、これらを通じてその目的を達成したいというふうにも考えているところでございます。

○野村哲郎君 今局長のお話で、地域の実態に即した特例を設けながら、私の受取方ですけれども、現在の生産者はきちつとその範囲の中に入れていくと、こういったような御答弁だったというふうに前向きに受け止めていただきたいと思ひます。

そこで、次にでん粉の問題でございます。でん粉につきましては、もう御承知のとおり、

今の国内産なり輸入品を合わせましても三千万トン、そしてそのうちの芋でん粉が約大体一割を占めているわけでありまして。この一割を占めている北海道のバレイショでん粉なり鹿児島のカンショでん粉、これは今国民の食生活の中で非常にいろんな使われ方をしき出した、こういうふうにしておりまして。甘味料だったり水あめだったり、いろんな形で使われております。そういう意味では私は国民生活に欠くことはできない、こういう認識でいるところであります。

ただ、今までの国内産の芋でん粉につきましては、コンス用のトウモロコシとの抱き合わせ販売でこれがすべて国内産でん粉が供給されていったといひますか、売れていったというふうに認識をいたしております。そういったしますと、今回新しい制度に移るわけでありまして、今まで抱き合わせ販売があったから、こういう制度があったから国内の特にカンショでん粉についてはすべて費消されてきた、こういうふうにも思ひます。そういう意味では、この制度というのは本当にどなたがお考えになったのか分かりませんが、大変な救世主的な私は制度だったんだらうと、そういうふうにも思ひます。

しかし、今回の新しい制度は抱き合わせ販売をなくして、そして言わば砂糖と同じように調整金制度に移行していくわけでありまして、やはりでん粉工場の皆さんの心配というのは、在庫を抱えてしまうんじゃないのか、売れないのではないのか、そのときはどうなるんだ。今までは抱き合わせですべて費消されていったわけでありまして、今度からは本当に需要が出てくるのか、あるいは全部引き取ってもらえるのかどうか、そのことを一番心配されているわけでありまして。

したがいまして、国内産でん粉の販路の確保という点でどのように今度の新しい制度の中でお考えいただいているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(西川孝一君) 国産芋でん粉の販路

の確保についてのお尋ねでございますけれども、国内産芋でん粉につきましては、抱き合わせ廃止後におきましても、輸入トウモロコシを原料といたしますコンスターチ等から調整金を徴収し、これを財源として生産農家等に対して政策支援を行うといったことによりまして、国内産の芋でん粉の価格を関税割当てによるコンスターチ等の価格と同水準として競争条件を同一にいたします。

また、コンスターチ用トウモロコシの関税割当てであるわけでございますが、この枠は国内産芋でん粉の需要に影響を与えないように、国内の芋でん粉総需要量から国内産芋でん粉供給量、これを差し引いた水準とすると。枠外のコンスターチ用トウモロコシなどには二次関税を課して輸入を抑制すること、こういったことによりまして国内産でん粉の販路は確保される、そのように努めてまいりたいというところでございます。

○野村哲郎君 今局長の御答弁で関税割当て枠のところでの調整をしていく、そういうお答えだったと思うんですが、どうもやっぱり、それはそれとしてある程度の理解はできるものの、本当に需給のきちつとした見通しがないと、関税割当て枠とそれから国内産の生産、あるいはでん粉の生産量あるいは需要、こういうのがきちつと一致しないか。

そういう意味では、私は、砂糖で今行われております需給調整会議、こういうものできちつと数字を押さえないと、どこかにゆがみが出てきたときに国内産の芋でん粉が滞ったりあるいは足らなかったりとか、いろんな私は問題が出てくると思うんです。ですから、そういう意味での協議会の設置について、どのようなお考えをお持ちかお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(西川孝一君) この件につきましては、関税割当て制度の適切な運用などによりまして国内産芋でん粉の需要の確保を図っていくこととしていくわけでございますけれども、その割当

て枠の設定に当たりましては、委員御指摘のように、でん粉全体の需給の見通し、国産芋でん粉の生産や販路を含めた供給の見通し、コンスターチの生産の見通しなどにつきまして的確に行うことが必要であるというふうに考えています。

このため、今御提案ございましたけれども、御指摘のように、でん粉の需給に関しまして関係者により協議を行う場を設置いたしまして、新たな制度の円滑な運用、これに努めてまいりたいというふうに考えております。

○野村哲郎君 でん粉につきましては最後の御質問をさせていただきますが、従来、国内産の芋でん粉につきましては承認数量というのがありました。現在五万五千トンだというふうに思っておりますが、認識いたしておりますが、今まではこの五万五千トンを超えると、大変な役所と生産者団体等といろんな協議をさせていただきながら、国内産でん粉の言わば消費を促進してきたわけでありまして、やはりこのでん粉工場というのは確かに、有り難いことに鹿児島のカンショ、しょうちゅう用の需要が増えまして、いろんな形ででん粉の生産量というのは減ってきております。

しかし、このしょうちゅう用の原料用のカンショが、またしょうちゅう用の消費が止まって、いつでん粉工場に持ち込まれてくるのか、非常に心配もしておるわけです。今までは、でん粉工場というのが、鹿児島県の豊作であったり凶作であったり、あるいはまたしょうちゅうの売行きによつてしょうちゅう工場が引き取らないそのカンショをでん粉工場に持ち込んできて、そしてでん粉を生産していた、こういう調整機能というのをでん粉工場は果たしてきたと思うんですね。

そういう意味で、今後やはり、超過というのはあるのかどうか分かりませんが、承認数量なるもののやはり考え方があるのか。それは、先ほど御質問申し上げました協議会の中で、きちつとやっぱりこれはでん粉だけじゃなくて、しょうちゅうの方も是非見ておいていただいて、その需給調整のところでバランスを取っていただかな

いと、関税の割当て枠は増やしたわ、国内産の
ん粉はで過ぎたわと、こういうことになれば国
内産のでん粉が滞ってしまう、いろんなことを想
定するわけであります。

ですから、こういった超過分だとか、あるいは
豊作のときの超過あるいは逆に凶作の場合、数量
に大きな変動があった場合にどのような対応をお
考えになっているのか、そのことも一つの懸念材
料として地元はございますので、是非お聞かせい
ただきたいと思ひます。

○政府参考人(西川孝一君) カンショでん粉につ
きまして、抱き合わせを廃止し、新しい調整金制
度を導入するということになっているわけござい
ますけれども、これによりまして需要にに応じた生
産を推進するというのが基本だろうと思ひます。
調整金制度の下で安定的なでん粉原料用カンショ
の生産を図るということをするためには、生産者
にでん粉製造事業者との契約に基づく計画生産、
計画出荷を、これを的確に実施していただくこと
が必要であるというふうになります第一に考えてお
ります。

先ほどお話ししましたように、また、でん粉に
関する協議会といったものをつくりたいと思つて
おりますけれども、ここにおきまして生産者団体
を含む関係者の意見を聴取した上で需給を見通し
て、これを踏まえまして具体的な数量というもの
を、政策支援対象数量を適切に設定するというこ
とによりまして、円滑な制度運営、カンショ生産
農家の経営の安定というのを図っていききたいとい
うふうを考えているところでございます。

なお、委員冒頭お話ございましたように、カン
ショにつきましても、食品産業との連携強化と
か、加工性の高いいろんなものができておりまし
て、その需要もかなり拡大しているということ
で、聞くところによりますと、むしろ足りないぐ
らいといったことも聞くわけでございますけれど
も、長期的にはやはりより付加価値の高い物づく
りというものが一方で進めていくというのが大事
なんでしょうか。

それともう一つ、これも御案内のとおりでござ
いますけれども、こういう厳しいところである
作物ですから、生産というのは、災害は受ける、
これに耐えるんですけれども、意外と安定してい
るんですね、物の生産としては。そういった特徴
もございまして、それらも踏まえて、先ほど申
しました意見交換の場を十分活用して対応してい
きたいというふうに考えているところでございま
す。

○野村哲郎君 いろいろ新しい制度に移行してい
くわけですから、先ほど来御質問申し上げまし
たまだいろいろ不明な点、そしてまだ未整備の面が
あると思ひますんで、しっかりと制度設計をして
いただきながら、現場に混乱が起らないように
是非ともしていただきたいと思ひます。

時間がございますので、担い手に対する経営
安定のための法律案につきましては、岩永先輩が
後ろに控えておられますから岩永先輩に譲るとし
まして、ただ一点だけ私がここで御質問申し上げ
たいのがあります。それは何かといいますと、や
はり昨日も参考人の皆さん方、あるいはまた一昨
日のこの委員会での審議の中でも出ておりまし
た、本当に担い手がつくれる、担い手が確保でき
るのか、その一点だけに絞って御質問をさせてい
ただきたいと思ひます。

今まで私どもが押さえております数字といいま
すのは、大体、現在の対象農家、担い手は、認定
農業者でおおよそ、十七年の数字でありますけれ
ども十九万四千戸、そして特定農業法人なりある
いは団体、そのほか集落が一万、こういうふう
に伺っておるわけです。まず一つは、今最新の数字
で、この今申し上げました認定農業者なりあるい
は集落宮農、これが幾らになっているのかを一つ
お伺いしたい。

それから、私が一番聞きたいのは、昨日もお話
がございました農業構造の展望では、十年後にこ
の認定農業者、いわゆる家族経営の農家を三十五
万から三十七万にする。今現在、先ほど言いまし
た十七年の数字ではおおよそ二十万戸ぐらいいし

ないんですね。そうすると、この十年間に十五万
ないし十七万戸増やさないといけない。一年に単
純平均しますと一万五千から一万七千ずつ認定農
家をつくっていくかなきゃならない。しかし、本
当にこれで間に合うのか。

なぜならば、この方々が十年間の間、対象農家
に認められなくて、そして経営が成り立っていく
のかどうか。私は、やるならばもうスピードを増
して、この一、二年の間にこの三十五万戸、三十
七万戸をつくっていくかという間に合わないんじ
ゃないか。その人たちはいつまでも予備校生で卒業
できない、卒業できなかったら途中でもう退学
しちゃおうと、そういう話になるんじゃないのか
など。小斉平先生が笑っておられますけど、何
か、私事の話であります、二人しか分からない話
であります、非常にそのことが私は気になって
しょうがないんです。十年間で十三万から十五万
戸もつくるなんて、そんな悠長なことは言ってお
られない。その間にもうやめてしまふんじゃない
か。だから、この一、二年の間にこの三十五万な
り三十七万をつくらないと、とてもじゃないけれ
どもやっつけていかれないのではないかなと、こう
いうふうに思ふわけです。

ですから、十年間、農業構造の展望にあるよう
な数字というのは、数字合わせではこういうこと
になることもかもしれませんけど、実態として、昨
日もいろいろお話がありました、そういったものの
是非ともお考えをいただきたいと思うわけで
あります、いかがでしょうか。

○政府参考人(井出道雄君) まず、認定農業者
集落宮農の最新の数字でございますが、十八年の三
月末時点で全国の認定農業者は二十万八百四十二
と二十万を超えました。この一年間で約一万九千
戸増えております。集落宮農の方は、従来申し上
げてます平成十七年五月時点の調査以降、データ
が最新のものがございませんで、その十七年五
月時点の一万六千三百というのが最新の数字でござ
います。
それから、委員御指摘のとおり、その十年間で

ただだらだらとやっておりますもこの構造展望
が実現するの点については、誠にそのと
おりであると思ひます。

私どもも、既に十八年度予算でも、この認定農
業者向けに、認定農業者の掘り起こしですとか経
営能力向上ですとか、さらに規模拡大のための農
地の利用集積、リース用の機械、施設の導入とい
った新規の予算を講じているところではござい
ますが、十九年度からこの新たな経営安定対策が
導入されるのに合わせまして、農業経営に関しま
す予算、金融、税制の各方面にわたります、こ
の認定農業者などの担い手にこれらの施策を一層
集中化、重点化するというところで、はつきりとし
た張りのある予算・金融・税制措置を講ずる
ということ、おっしゃられるように、こうい
うふうを考えております。

○野村哲郎君 時間が参りましたので、いろいろ
御通告は申し上げておりましたけれども、あとは
岩永委員の方できっちりとした大所高所からの御
質問があると思ひますので、以上で終わります。
ありがとうございました。

○岩永浩美君 おはようございます。自由民主党
の岩永浩美です。
一昨日に引き続き、担い手三法について質問
をさせていただきますと思ひますが。

昨日、参考人質疑がございました。東大の生源
寺先生、全中の山田事務、北海道農民連盟の西原
委員長、岩手ふるさと農業協同組合の門脇さん、
それぞれの立場でいろいろな御議論がございま
したが、一つの法案にこれほどまでに見解が違つて
本当に十九年度からうまくいくのかなという率直
な、素朴な疑問を抱きました。

過日、同僚の議員から、質問として、与党の質
問というのは限界があつて非常にやりにくいとい
う御質問もありましたが、私自身も与党に籍を置
く一人でありましたが、ただ、法案の方向性につ
いて、決して私は否定をいたしません。しかしなが

ら、この法案を農家全体の皆さん方の理解を得て、本当に集約し、競争力の強い農業に育成していくための本当の法律案なのかと、まだまだ正直に私は疑問を持って、細かい点について少し質疑をさせていただきたいと思っています。

初めに、昨日の参考人質疑の中で議論になったことでちょっと気になることがあったので、これは質問の通告を出してないのですが答弁なさるのかちょっと分かりませんが、集落営農の要件で、これは、一つは代表者を定めた規約の策定をすること、それから二番目、經理の一元化を図ること、それから三番目に地域の農地利用集積の三分の二以上の目標を目指すこと、四番目に中心となる者の農業所得目標を設定すること、五つ目に農業生産法人化計画の策定が必要とされていますね。

その中で、今回の經理の一元化に伴って、企業会計を取り入れてやっていくことを方向に示されていますが、昨日、参考人質疑の中で、それぞれ集落営農をしていく農地の中にも、有料の農地と非常にやっぱり条件不利地域に属する農地がある。その集落営農を、經理の一元化をして、果たしてその集落として成り立っていくのかという疑問を言っておられました。それは私も、当然そういうことはあると思う。特に、平野部の中においてそういうふうなことは均一化されてやっぱり圃場というのは整備されているかもしれませんが、中山間地域の中に位置するその集落の中における高地と低地の間には、同じ圃場の面積であったとしても条件が違ってくるが多々ございます。

そういう問題について、經理の一元化は交付金を交付するための窓口だという形の説明を一面にはされますが、企業会計を取り入れて今後それを義務付けられるということになると、集落を離脱する人が出てくるという心配がありますけれども、その件についてはどうお考えだろうか。

○政府参考人(井出雄雄君) 經理の一元化についてのお尋ねでございますが、私どもが今回の対策

で対象になる集落営農組織にお願いをしております一元經理、これは主として収入面について、その農産物の、ここのいうと米、麦、大豆、対象作物でございますが、その販売収入と経営安定対策などの交付金、補助金でございますね、そういった収入を一元的に集落営農組織名の口座に入れていただく。その農産物の販売収入を集落営農の名義にさせていただいてということでございます。ありていに言いますと、集落営農組織の口座をまず設けていただく。二つ目が、米、麦、大豆の販売名義を集落営農名義にさせていただいて、名義が変わりますのでその販売収入は集落営農組織の口座に入ると、この三つを要件としてお願いをいたしております。

支出の面、今お尋ねのように、例えば剰余金ですとか配当金ですとか労務費ですとか、こういったものについてはその集落営農組織ごとに状況が違いますので、その組織の中で自由に決めていただいて結構でございます。ですから、今お尋ねのように、明らかに単収が違うとかそういうことがその集落の中で認知されているのであれば、その剰余金や配当金がそれなりに多く渡るといふ取決めをなさることは、これは一向に構わないということでございます。何も、例えば二十人の方が入りましますら収入を面積割で戻すとか、そういう硬直的な扱いをせよと言っていることは決してございません。

○岩永浩美君 それは、そういうことを強制しているということではないんですね。

集落の中における土地の私有権を認めてあるわけだから、その私有権を認めてあるそれぞれの農家の皆さん方は、たまたま中山間地域の中における、例えば大豆を仮に低地で作った場合に湧水が出てくる、高地の場合にはその水は出てこない。そうすると、単収に歴然と差が出てくるんですよ。どんなに努力してもそれはできないんですよ。

そうすると、そういうふうな形で、交付金を受け取るための一つの一元化の口座をそこに開設をすること、それからその中で、単収においてはそれぞれの集落の中の話し合いによってそれを、結論を出してもらえばいいんだというのは、それは役所の考え方。集落の中ではそんな話ではないんですよ。そういうふうなことの規制を受けたりするんだつたら集落を離れたという人が出てきはないかという心配を持っています。昨日、岩手の門協会長さんはそのことを一番やっぱり、現場を経験してみてもそういうことが出てくる人間関係、そういうことがこじれて地域の集落が壊れていくことを懸念しておられましたよ。

私は、それ聞いて本当にやっぱり、平野部の米を作るための一つの基盤整備事業、今までずっとやってきているんですよ。今、大規模な一つの農地というのは一町歩か二町歩の農地を作ろうという基盤整備事業をしようとする地域、その人たちはある程度やっぱりいいと思う。しかし、私の出身地の佐賀の場合には、それは三反歩や五反歩の田んぼもあります。圃場整備をして〇・五反、五畝ぐらい、一反歩ないんです。そういうところも圃場整備してあるんですよ。そういうところを集落の中に全部入れて、それでその集落の中でその収入のようなやつは話し合いをして結論を出していく、そういう集落の営農なんて現実的にできませんよ。

それをあなた方は、それぞれの集落の収入は集落の中で話をしていけば、そのことは農林省としては関知すべきことではないと、こう言うけど、現実的にそういう問題が出ていくという、そういうところについてはどうなさるのか。集落から離脱してしまつた人たちは耕作放棄地として農地が荒れてしまう結果になることの要因にならないのか。そこはどういうふうな指導されるんですか。

○政府参考人(井出雄雄君) 私どもとしては、先ほど申し上げましたように、その制度に乗るための最低限度の一元經理というのは先ほど申し上げ

たことを要請しているのみでございます。支出面についてどういふふうにお決めいただくかというの、今おっしゃられましたように、条件が非常に均一で、集落内でも平等に扱って争いが無いというところが確かに平野部では多いかと思いますが、中山間部で明らかにそれが見ても顕著に違っているというものは、当然そういうものが参酌されて集落内でも決めたいだけのものだといふふうな考えているわけでございます。

もし現実問題として、中山間地の集落営農組織を形作る上においてそういう問題が発生しているのであれば、私どももそれを真摯に受け止めて、正に現場の方々とよく御相談をし、解決策を見いだしていきたいと思っております。

○岩永浩美君 簡単にあなたおっしゃっているけど、法律ができて、政令、省令とか運用の中でそのことは真摯に受け止めて解決をしていくとおっしゃるけど、現実的に今、集落営農の説明に行つておられる皆さんの説明は、ここで議論する以上にもう事務的な話しかしてないんですよ。事務的な話だけやっていて、具体的に農家の意見取り入れてないんですよ。国からこういうふうに言われているから、これせざるを得ないんだと。そして、不承不承、ある程度やっぱり認定農業者や集落の営農の組織化もだんだん進んできているというけど、理解してじゃなくて、不承不承やっぱり了承をしておられるということが多分にあるんですよ。

そういう気持ちがあるところで十九年から始めていて、本当にそのことが、あなた方と我々が意図して作っていく一つの法律案が国民に理解されてき上がっていくのかということを危惧しているんですよ。そういう問題があればという考え方は、甘いですよ。

○国務大臣(中川昭一君) 岩永大臣の御地元の正に……(発言する者あり) 失礼しました。岩永委員の御地元の切実な問題の御提起でございます。全国に多様な農業があるわけでございますから、当然御地元でのそういう現状もあると思いま

す。それから、御指摘のように、今はあくまでも政府案を前提にして、しかし十九年度からのスタートに向けて事前の説明というものを鋭意やっているわけでありまして、正に審議することによって、例えば資料を出せとか試算を仮に示せとかいうことで、そのたびにまた国会からあるいは農林水産省からまたこういう情報が追加で入るとかというところで、現場で説明されている皆さん方は大変御苦労をされているということも我々はいく認識をしておかなければならないと思います。他人事かどうかは別にいたしまして、一生懸命説明していただいているところでございます。

今回の法案の趣旨というのは、あくまでも全国一律にということではないということは、ある意味では法の趣旨の大前提にあるわけで、むしろ多様な農業の中で、個々の経営体としてあるいは集団として、日本の食料政策あるいは車の両輪である地域政策を進めていきたいということでございます。

したがって、岩永委員の御地元での実情が決して例外中の例外だからそれは今回の法案の想定外であるということでは決して申し上げません。そんなことはむしろ逆でございます。そういうところも含めて、地域として、あるいはまたやる気と能力のある個々の農家、あるいはまた集落営農との関係というものは極めて難しいということも当然我々は予想しなければいけないわけでございます。ですから先は答弁になっていくというふうな御理解いただけるかどうか分かりませんが、そういう実態も十分踏まえながら、実施前までに御理解をいただいた上で、最終的にどのように個々の農家あるいはその地域、集落が御判断をされるかというところに至るまで、我々としては、審議の過程で、あるいはまた成立をさせていたいただきましたならば、その後の中で、実態の問題としてきちっと御説明をした上で御判断をいただけるような最善の努力を我々は今後も、何も御地元だけではなくていろんなところでそういう問題が個々の事例として、定型ではなくて個々の

事例としてあるであろうということを十分予測しながらこれから我々が作業をしていかなければいけないということでは、極めて大事なことであらうというふうな思っております。

○岩永浩美君 大臣、誤解がないように。私どもの地元からということだけではなくて、昨日の参事者の意見の中で、岩手県でもそうだった。そういう一つの話が具体的にお示しになったので、そういう問題の解決があつて初めてこの法律が生きていくこと、そのためにはやっぱり情理を尽くしていくかなければいけないのではないのかと、そういうところでもまずお尋ねをいたしました。

そこで、集落営農による担い手の農地の貸しはがし、これ農地の集積を図るということで今回この法律が出ていますね。過日、福島県のいわき市に、委員長の御地元に行つた、農家の人たちの懇談会がございました。その視察先で、都市近郊の中における農地の土地貸しはがしというのは現実の問題としてあるということをおっしゃっていましたね。この法律案では、貸しはがし以上に農地を集積することを目的としてこの法律案が出されていますけれども、皆さん方の役所に貸しはがしの実態としてそういうふうなものがあるのか、きた事例がありますか。

○政府参考人(井出雄雄君) いわゆる貸しはがしと言われているものにつきましては、既に相当の規模拡大を行つてきた認定農業者に対して、集落営農組織をつくりたいので農地を返してくれというふうな話が来ているというふうなことをいわれる貸しはがしと言つておりますけれども、これは一部、先日、朝日新聞にも報道されておりますけれども、日本農業法人協会のメンバーに対してアンケート調査をやつたというのがございまして、このアンケートについては累次にわたつて非常に精密にその調査をいたしております。その中で、全国に非常な勢いではございまして一部の人にはありませんが、一部の地域あるいは一部の法人において、そういうふうな返してくれと言われたという事実はあるというお答えが、数は最終

的には十数件でございましたけれども、調査の中では、上がつてきております。

これにつきましては、やはり認定農業者と集落営農組織という、今回の対策では大きくいうと二つのタイプを認めているわけございまして、既に認定農業者がもうほとんどいない、例えば中山間地等であつた地域ではもう集落営農でいくしかないということでありまして、余りそういう事態にはならないとは思いますが、既に認定農業者がある程度、数は十分ではないけれどもおられるという地域で、その地域全体をどう考えるかといったときに、一方でやっぱり集落ぐるみで落ちこぼれないようにみんなやっていきたい、そういう考えのグループの人と十分に事前の調整が付いていないということ、そういうことが起こっているということも聞いております。しかし、認定農業者のサイドからは、そういう話があつたけれども、その集落営農のリーダーたるべき人とかよく話をしてもらつたということも事例としても上がつてきております。

やはり、その地域の中でどちらで行くのか、あるいはどうやって共存していくのかということについて事前の話し合いということが大事でございまして、また、そういうものを地方公共団体あるいはJA、そういったところが第三者として仲介に入つて話し合いの場を設定していくということが大事なのではないかと考えております。

○岩永浩美君 両方から意見をお聞きになつて、それぞれ問題解決に多分御努力いただく、それは当然のことだと思ひますけれどもね。私は、今回、法律案三法案の中で農地の集積化を図つていくことは主たる一つの今回の法律案の目的です。そういう貸しはがし現象が現実の問題としてあるとすれば、この問題は法律案と矛盾することになるんですね。これは、そういう問題が起つていくことについての矛盾は余り感じていませんか。

○政府参考人(井出雄雄君) 今申し上げましたように、一方で認定農業者に現在なつていない大

多数の方のグループとしては、その集落営農組織を立ち上げて正に農地の集積を図りたい。どちらの方も農地の集積を図りたいという意図はお持ちなわけでございます。その両者の意図がある意味でぶつつかつていて、その面ではないかと思つております。これが、規模拡大をされてきた方がこれによつてその経営基盤を失つてしまつたというふうなことになるのは、委員御指摘のように、本末転倒でございまして、そういうものが常態化するようなことであれば、これは大変なことであると私たちも認識しております。

現在までのところ、私どもが聞いておりますのは、やはり集落営農組織をつくるに当たつて若干足りないの何となくしてこれと云ふことで、例えば二十ヘクタール、三十ヘクタール耕作されている方に大体、そういうふうな返してくれと言われているものは平均的には今の耕作面積の大体四、五割以下というふうな、その調査の限りでございまして、出しております。認定農業者の方の方からある程度のことは、地域、集落と折り合つていくために、ないしはその地域のほかの人たちが農地を集積するということであればやむを得ない面もあるのではないかと。それが、ただ自分たちの経営の根幹にかかわるような大規模な貸しはがしということになれば非常に問題なので、具体的にこういう問題についてはそういうことを調停するとか、そういう窓口を設けてほしいというふうな要望が寄せられております。

○岩永浩美君 今まだ具体的に貸しはがしの問題は、都市近郊の中においてそういう、やっぱりUターンしたりIターンしたりしてやりたいということでは貸しはがしの問題が出てきています。しかし、今回、集落営農を組織化してやっていく上において、やっぱり離脱したい、例えばその集落からもうこれじゃやていけないから離脱したいとか、そういうふうな形の、今までのA、B、Aという人に貸してたり、一緒にやっぱり離脱したいとかということが現実的に私は出てくると思ふんです。

それで、私はその集落営農と認定農業者あるいは農業法人との関係、それは集落営農を優先するのか、農業法人を優先するのか、担い手を優先するのか。これは何を優先して集落のリーダーとしてやろうとしているんですか。

○政府参考人(井出道雄君) 正に今回、認定農業者のほかに集落営農組織というものを対象者にするといたしましたのも、正に地域の実態がやはり日本は南北、東西に長いわけございまして、中国地方のようなところでは既に三分の二の集落でいわゆる主業農家がいないわけございまして。一方、東北地方あるいは北関東ではまだ担い手たり得る人が他の地域に比べれば多く残っておりますという状況にございますから、全国一律にあくまでも例えば認定農業者優先主義でいくんだとか、それで集落営農は認定農業者のいないところでやれとか、そういう通り一遍の、何といひますか、解決とか、中央がそういう形を示して、それに引きずっていくというのは、正に地域実態に反しているんじゃないかと思っております。

ですから、正にその地域の中で一番いい形は何であるかということでその選択をしていただくということが必要だということでありまして、昨年来から累次の説明会等も含め、集落の中で話し合い、その中に私どもの地方機関も、あるいは県や市町村やJAの人にも入っていただいて、さて我が市、我が町、我が村の中でどうなのかが望ましいのかないかということを、やっぱりその集落の中で得心をしていただく、自分たちのこととして選択をしていただく必要があるんじゃないかと、そういうことでやっておるわけございまして、一律に、やはりまず認定農業者ありきとか、いやいや、そうじゃなくて、集落全体でやった方が落ちこぼれないんだから集落営農が優先するんじゃないかといったような一律主義は取り得ないと思っております。

○岩永浩美君 一概には、私もそれはそうだと思う。ただ、農業法人にしても認定農業者にしても、ずっと未来永劫その人が認定農業者をやる

いうことであるわけがないですね。やはり認定農業者に認定されたら、その後継者が、親族は必ずその担い手になっていくということは約束されるわけではない。その地域の集落の共存を図っていく上において何が一番望ましいかということとは地域によって違うことは、これは私は事実だと思ふ。

ただ、その共存を図っていくという概念で物を言っても、実質的にその地域全体のリーダーという者がいないとその集落が成り立っていかないと思うんですね。その共存を図っていく手段として、今局長は、県とかあるいは自治体とか、そういうものの中に入って、今後のことについては運営に参画をしていくことを何か取り計るような話をしておられますけど、現実的な問題としてそこはちゃんとやっぱり担保しておいた方が集落としては今後維持できていくのではないのかと。

だから、どこかを優先するということではない、それらは分かっています。しかし、あるときは優先しなければ回っていかないとありますね、地域によつては。だから、その共存を具体的にどういうふうに行っていくのか、共存を図っていくために何を担保していくのかということはどうお考えですか。

○政府参考人(井出道雄君) 私どもも、その地域ごとに実情が違うわけでありまして、より地域に近いところにいる行政機関の単位でやはり方向性というものをはっきり出していくことが必要だと考えております。

ですから、少なくとも今各県単位で我が県の農業はどっちへ行くのかということを示してもらいたい。既に示されている県も多数出ております。それを市町村段階にブレイクダウンをしていただきまして、市町村段階でも、県の方針が決まっても、県の中で中山間地もありますし平場もあるわけございまして、我が町、我が村としてどういう方針でやるかということもその町村の段階で御議論いただいて決めていただく。その言わば現場に近いところの大方針に沿って、個々

の集落の実情に合わせて、その大方針を受けた市町村の職員やJAの職員や普及所の職員がある意味でチームをつくり束になって、集落ごとの実情を踏まえて、その集落の人々の気持ちを参酌して、こちらの集落の場合にはこれがいいんじゃないかと、隣と似ているように見えるけど、あなたの方はこっちの方がいいんじゃないかというようなアドバイスをして進めていくことを考えておりますし、十八年度の予算でリーダー育成のお金を付けました。二十億ほど付けたわけございしますが、既に三千人以上の申出がございまして、うち半数以上、千七百人以上のこの集落リーダーと言われる普及員のOBですとか農協の営農指導員のOBの方とか、こういった地域づくりとか集落営農づくりとか地域の農業に非常に熱意を持っていらっしゃる方、千七百人以上が既に任命をされまして、具体的に集落の中に入つてその集落づくりに参画するという活動を始められております。

委員の御地元でも既に百数十人の方が指定されているはずでございまして、そういう方々が現場に入っていく中で更に地域の実態に合った形で推進を図られるということを期待しているわけでございます。

○岩永浩美君 このことだけで議論をずっと続けるわけにはいきませんが、要するに、やっぱり生産法人、集落営農、担い手、それを優先させることはできなくても、あるときには優先せざるを得ないときがある。共存していくための一つのコンセンサスを得るために、何かやっぱり第三者の、第三者的機関があつて、そこでやっぱり担保できるシステム、仕組みがないと、感情だけが先に来ましてしまうことになつてしまつと集落全体が壊れてしまふ。そういうふうなことがないように、十分な話し合いをしていただきたいことを要望しておきたいと思ふ。

それから、WTOとの関連で、内外価格差は正交付金の件について伺っておきたいと思ふんですが、一昨日の質疑の中で、私は大臣に、今回のW

T O交渉の中における是非お願いをしたいことの二点、それは、上限関税を是非死守してもらいたい、M A米の輸入の枠の拡大が是非阻止できるようにしていただきたい、そのことを是非お願いを私はしました。もちろん、交渉の過程ですから、どういふふうに展開になるか分からない、このことも十分承知をしている。

ただ、私はいつも思うんですけども、上限関税、もう本当、何としてでもやっぱり死守してもらいたいことは、もう私どもの本当のお願いなんですけれども、逆に、もう恐らく農林水産省の方では、そんな議論も、想定外の調査とか研究はしてないと言われるかもしれないんですが、仮に七〇〇%ないしは八〇〇%掛かっている関税が一〇〇%単位ぐらいで下がることによって、やっぱり国内生産米ととの間の価格差交付金をどれだけ今度は積み増ししなきゃいけないのかという研究とか、そういうようなものをされたことがあるんですかね。

○政府参考人(岡島正明君) 正に現在行っておりますWTO農業交渉における主張にもかかわる事項でもございますので、具体的なコメントは差し控えていただきたいというふうに考えております。

○岩永浩美君 恐らくそういうふうに答弁なさるだろうと。ただ、研究はずっとやっぱりしたりすることはないんですかね。

○国務大臣(中川昭一君) 岩永委員は何でも御存じでございます。したがって、もちろん、上限関税は絶対にのめないということが大前提でございますので、それを強くアメリカ、EU、G 20等に申し入れているところでございます。

先日、パスカル・ラミーさんに五月の初めに会いましたときもそれを申し上げたら、おとこの委員会では、ラミーさんが日本料理に例えたというお話をたしかした記憶がありますけれども、その中で、日本料理、複雑かつ繊細な日本料理の中で上限関税は最後に掛けるコシヨウのようなもの

だということを言ったので、日本料理にコシヨウは使わないと、それから、コシヨウを振り掛けるかどうかは料理を食べる者、つまり日本の判断の自由であって、その比喩を使うならば、仮に、コシヨウは使わなければならない、そういう言い方をするんであれば、掛けるか掛けないかは日本の自由ではないかということをおし上げたところでございます。いずれにいたしましても、コシヨウは掛けませんということが日本の主張でございます。

で、その主張をする前提で、仮に上限関税が掛けられた場合、五〇〇％、三〇〇％、二〇〇％、一〇〇％、そしてEUが言っているような一〇〇％、アメリカが言っているような七五％の場合にどうなるかというシミュレーションをしております。まずなんというのを仮に外にこれ、この公式の場で申し上げるということになりますと、これはもうこの場だけの秘密会でも何でもございませんで、我々としてはこういったシミュレーションはしておきませんということで御理解いただきたいと思っております。

○岩永浩美君 過日、大臣は、ウルグアイ・ラウンドの交渉の折に、ある一部の政治家と一部の団体の方と夜中に決めたその一つの失敗が非常にやっぱり農政に混乱を起こしたという話を、答弁をされました。

私は、やっぱりウルグアイ・ラウンドの失敗を二度と繰り返さないためには、やっぱり国民の皆さん方にある程度オープンに、事前に、こういうふうなことが想定されるということを前もって言っていることある程度理解も早くなるのかなというか、しかし、交渉ですから、それは今の御答弁を私は了としますけれども、やっぱり国民が、二度とウルグアイ・ラウンドの二の舞をしないようにしていくために、やっぱり理解せしめる一つのムードというのがかえって不幸なのかなという思いが強く私はするものですから。今の上限関税のことについては了としたいと思う。

それと同じようなことをまたお聞きしたいんですけれども、それでは、攻めるところと譲るところと両方あるというの、答弁もよく大臣はされる。上限関税は攻めましたと、譲るべきところはM A米だと、これもまだ交渉の過程だから言えませんが。まあもちろんそういうふうにおっしゃると思います。

ただ、私は、昨日、北海道の農民連盟の方の答弁の中で、M A米の売渡価格が六十キロ一万三千八百円とかという話でした。そして、北海道の米の政府買入れ価格の手取りが七千五百円ということでした、手元に残る、一俵当たりの。これはちょっと、やっぱりみんな御存じなんだろう。市場からM A米は隔離されているとはいえ、国内でできた買入れ価格が七千五百円で、手取りですよ、手数料全部、そういうようなことを引いて。お話があったときに、M A米がもし仮に今回少しでも入ってくる、これは市場で隔離をするから直接国内市場とは関係ないからいいんですということとを言われても、これは納得しないんじゃないかという思いを私はしたんです。昨日の参考人の方の御意見がそうだったんです。

だから、今日私は、M A米というもので、仮に市場と関係なく、国内の農家の皆さん方に負担増に掛かったり迷惑掛かることはないで、それで一部譲歩することは了承してもらわなきゃ困るんだということをおっしゃられても、その一つの政府の買入れ価格との実態と非常に差があり過ぎる気がして心配しているんです。これはどうなんでしょう。

○政府参考人(岡島正明君) 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、現在、正にM A米全体につきましては、国家貿易の下で極力国内米の需給に影響を与えないという運用を行っているところでございます。

そうした中で、先般のあの国会審議で御説明しましたM A米一万三千円、一俵当たりですね、で販売しているということでございしますけれども、これはいわゆるS B S方式、同時売買入札方式で

売っているものでございます。

少しあれなんですけれども、S B S方式につきましては、ミニマムアクセス米の輸入の実施に当たりまして、一つは、多様な外国産米に対する適正な市場評価を得ること、それからもう一つは、正に国家貿易ですけれども、これは、条約上、W T O協定上、商業的考慮のみに基づいて行う必要があるという規定があることから、ミニマムアクセス米の輸入の実施から導入された制度であるということとございまして、全体といたしましては、繰り返しになりますけれども、国産米の需給に極力影響を与えぬように運用しているところでございます。

○岩永浩美君 国産米の運用には、隔離しているからそれ影響ないとおっしゃる。

昨日の参考人質疑の中で、大規模農家、二十ヘクタール以上の米作農家の皆さん方が離農を余儀なくされていると言ってます。集落営農と、四十ヘクタール、五十ヘクタール、北海道は特にやっぱり大規模農家が多いだけに、そういう米単作地帯の大規模農家ほど離農していくと言っているんです。そういうふうな現実があるのに、いや、もう国内の産米農家の皆さん方には余り影響がないからこれはいいなんですという説明では、これはやっぱり農家の、納得しませんよ。

だから、それは、S B S方式でやって市場価格をちゃんとやると言うけど、現実的に規模を増やした農家はど離農していかざるを得ない状況が現実的に起きてるときに、M A米のことについての輸入の枠の拡大を今ここで議論することはおかしいことかもしれないけど、もし仮にそういうふうなことにでもなったら大変混乱を起こすからねという思いで私は質問してるんですよ。そういう切実な声なんです。だから、今、岡島局長が言うような答弁で説明には、農家の、産米農家の皆さん方に説明が付いた答弁とは私は思いませんよ。

○政府参考人(岡島正明君) ただ、繰り返しになりますけれども、現時点におきましては、正に国産米の需給に極力影響を及ぼさないように運用し

ているというところでございしますし、将来のことにつきましては、これもまた繰り返しになりますけれども、現在交渉中でございますので、コメントすることは差し控えていただきたいと思います。ふうにご覧いただいております。

○岩永浩美君 じゃ、将来その現実的な問題が起きたときには十分考慮されるということですね。

○政府参考人(岡島正明君) 将来のことというのがどういふことか、現時点においては国産米の需給に極力影響を及ぼさないように運用しているというところでございます。

○岩永浩美君 現実的な問題、状況が変わったときにはそれに対処するということですね、じゃ。

○政府参考人(岡島正明君) 現時点においてはとにかく国産米の需給に極力影響を及ぼさないように運用しているというところでございします。

○岩永浩美君 今、M A米の七十七万トンというのは一応義務付けられているわけでしょう。それは十分分かってます。だから、現状が変わったときには、今私が御質問したようなことも含めて対応するということですねということを言っているんです。

○政府参考人(岡島正明君) 繰り返しで申し訳ありませんが、現状が変わるといふのがどういふ状況を想定するのかということがあろうかと思えますけれども、その点についてはコメントを差し控えさせていただきます。

○岩永浩美君 交渉ですから、予断を持って今ここで結論は言えないことは言うまでもありません。私は、現状が変わったときには、若しくはもっと少なくなるかもしれない、多くならないこととばかりじゃない。七十七万トン輸入しているやつが五十万トンでいいということになるかもしれない。そういうことだってあり得るわけだから、量が減えるということを私は言ってるんじゃないんですよ。少なくなることを言ってるんじゃない。現状が変わったときには対応しますねと、こう言っているんです。

○国務大臣(中川昭一君) ミニマムアクセスをウ

ルグアイ・ラウンドの最終段階で受け入れざるを得なかった、一九九三年の十二月だったと思えますけれども、その後六兆百億という対策を取ったわけでございます。あれも、当時の私、農林部会長として端っこの方におりましたけれども、このミニマムアクセス一粒たりとも入れないということまで最後まで頑張ったわけでありまして、六兆百億という、あの受入れのときは自民党は野党でございましたけれども、私は野党の農林部会長、急遽、与党の農林部会長になりました、その後、六兆百億という対策を取ったことは岩永委員も、あるいはまた国井委員も御存じのことではないかというふうに思っております。

と同時に、閣議了解でM/A米が入ってくるとしても国産米の需給には影響を与えないという政府としての決定をしているわけでございます。これは現時点におきましても、今後もこの決定というものは守っていかねばいけないというふうな思っておりますので、先ほどの上限関税も含めまして、交渉事でございますから相手があることでございますので、我々は守るところは守るところで、特に今月、来月、当委員会の御支援もいただきながら、文字どおりまじりを決して交渉に臨んでいきたいと思っております。いざいざにいたしましても、減るかもしれないけれども、いざいざという前提ではございますが、御質問でございますが、いざいざにしても国産米の需給に影響を与えないというのが我々のある意味では縛られている前提条件でございます。

○岩永浩美君 我々が危惧を抱かなくていいように、私たち議員が危惧を抱くというよりも、農民の、農家の皆さん方がそういう心配を抱かなくていいような形が続いていくように私たちは願っています。

次に、農地・水・環境保全対策について伺いをしたいと思います。

今回、環境保全対策で、農地並びに農業用水の資源の良好な保全と向上を図るために、地域の共

同の活動と地域の環境保全に向け、農業者ぐるみで行われる先進的な営農活動を一体的に支援することによって、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発展を図るための対策を実施すると、こういうふうにしてございますね。

それで、私は、中山間地域の直接支払と環境保全対策とはどういうふうに関連するか、これちょっとお聞きしたいんです。

○政府参考人(山田修路君) お答えいたします。農地・水・環境保全向上対策は、今委員おっしゃったとおりですけれども、地域を対象として共同活動を行っていくといったことに対して、その地域における活動を支援していくということでございます。一方、中山間等の直接支払、これも御案内のとおりですけれども、個々の農家に対して、平地、平場と、それから中山間地域の生産条件の格差がありますので、これを補正するというところで、農業生産活動の継続を図っていただきたいということをやっております。こういう意味で、両者のねらいは異なっているということでございます。

○岩永浩美君 これ、環境保全対策というのは、環境汚染とかそういうものが基になっていて環境保全対策をするということではないんですね。

○政府参考人(西川孝一君) 御指摘のとおり、環境保全につきましては、環境保全といいますが、我が国農業を環境に配慮したものにするというのはいま既に農林省として進めているわけでございますけれども、今回の対策はあくまで地域対策として講じようとするということで、もちろん先進的な営農活動を通じて環境に対する負荷というものは軽減されるというのは期待しておりますけれども、地域全体でそういうものに取り組むことによって地域も活性化しようじゃないかと、そういうたねらいで実施しようとするものでございます。

○岩永浩美君 環境汚染としての実態が何かあったんですか。

○政府参考人(西川孝一君) 実態ということにな

りますと、個別地区におきまして、例えば地下水に對しまして硝酸態窒素が基準を超えているとか、あるいは閉鎖性の湖沼の中で汚れが進んでいるとか、そういったことは現実問題としてあるわけでございますが、これはやはり過度の施肥等によってもたらされているといったような分析といえますか、個々の農地というわけではございませんけれども、地域全体として見れば農業系でこのぐらいの関与をしていると、そういった分析等は、実際に富栄養化が進んだ湖沼等について分析はされているということでございます。

○岩永浩美君 私、心配するのは、こういう、ひとつ環境保全対策として予算化を一方で図っていく、中山間地域の直接支払にも約六百億近くのお金を投入した、農業の生産性向上のために、それぞれの水利の管理とか農地の管理をしていくためにやっていく。それぞれの一つの予算が、今予算そのものは、財政やっぱり厳しい折でもあるだけに、すぐ圧縮されたりなんかして、その予算の範囲の中でやっぱり処理をしないといけないという事態がよく出てくるんですね。そうすると、同じような一つの予算が二つも三つもあると、その分についてはもう二つは削って一つにしろと。その総額が足りたまま一つになっているならいいです、三分の一になってしまふと。そのこと自体が生産に非常に影響をもたらすことが出てくるんですね。特に、やっぱり中山間地域の水利あるいは農道の維持とかそういうものは特にそうなんです。最低の一つの額がやっぱり確保されないと管理できないんですよ。

しかし、役所の方々というのは、すぐ今年の予算は何ばだからその予算の中で配分をしますという言い方で全部切ってしまうんです。これ、予算がないんだからしょうがないでしようと言うけれども、しかし生産に必要な農道や水利というのはやっぱり管理しなきゃうまくいかないんですよ。だから、そういうふうなことがならないようにやっぱりしてもらいたいんですよ。

だから、今回の担い手三法の中に、この一つの

農地の保全対策、一方で挙げた。これは、挙げていただいていることは私は了として受け入れていられるんです。ただ、一方の中山間地の直接支払も一方の方であるものだから、それもまあ四、五年もたつていくと、どっかをやっぱり切り捨てていくというふうなことに結果的にそういうふうなことになるんではないかと思うんです。そこはよく整理しておいてもらいたいと思うんです。

○政府参考人(山田修路君) 今委員からお話がありましたとおり、あるいは私が説明をいたしましたのは、両方の対策は、ねらいは基本的に異なっておりますけれども、先生がお話にありましたように、農道ですとか水路を保全をしていくというような活動をやっていくという意味で、やはり一部に同じようなことが行われていくということがございます。

それで、これにつきましては今年度はモデル事業で実施をしておりますけれども、十九年度から本格的に取り組み際には、今年の状況をよく踏まえて、その中山間地域の直接支払制度あるいは対策と農地・水・環境保全向上対策がそれぞれ並立し得るように、その辺の関係をよく調整をして実施をしていきたいというふうに考えております。

○岩永浩美君 並立して実施するならば、両方とももらえるの。

○政府参考人(山田修路君) それは十九年度に向けて調整をしていきたいと思っておりますけれども、基本的には、少なくとも十八年度のモデル事業ではそこは両方もらえるという格好にしておりますので、その実施状況を踏まえて十九年度の仕組みを考えていると思っております。

○岩永浩美君 今後、もし並立してもらえらんだら、平場と中山間、それぞれの一つの役割が違うわけだから、それは残してもらいたい。しかし、将来、予算がなくなってきたら、平場のやつは自分たちでやらない、中山間は農家にやらせる。逆に、今度は生産効率の悪い中山間は、もう自分たち、そこまでは払うお金がない

から、平場の集積した担い手のところだけをやり
ますから、あとはあなた方でやりなさいというよ
うなことにならないような措置を十分に担保して
もらいたいと思ひます。

○政府参考人(山田修路君) 今お話ししましたよ
うに、十九年度から本格実施をするときにその辺
の関係も整理をして実施をしていきたいというふ
うに考えております。

○岩永浩美君 大変失礼な質問をさせていただきます
ましたが、私の質問はこれで終わります。

○委員長(岩城光英君) 午前の質疑はこの程度に
とどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時開会

○委員長(岩城光英君) ただいまから農林水産委
員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農業の担い手に対する経営
安定のための交付金の交付に関する法律案、砂糖
の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産
業振興機構法の一部を改正する等の法律案、主要
食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を
改正する法律案、以上三案を一括して議題といた
します。

質疑のある方は順次御発言願います。

○平野達男君 民主党・新緑風会の平野でござい
ます。

農林水産委員会は余り来たくない委員会ではあ
りましたが、今回はどうしても質問させていただ
きたいということで筆頭理事にお願いをして、
じゃ、しゃあないかということでもちよつと貴重な
時間を割いていただきました。

今回の法案は、私は本当にある意味で歴史的な
農政の大転換だということにとらえていまして、
非常に重大な、重要な、そしてこれが施行されま
す、これからの農村とか農業政策にいろんな形
で、有形無形の形で大きな影響が出てくる法案
じゃないかなというふうに思っています。

その中で、この法案というのが一体どういう考
え方で仕組まれているのか、それからどういう考
えれば考えるほど私はちよつと分からないという
疑問点が多々ありまして、今日は取りあえずそ
ういう疑問点を一点一点挙げていきながら、政府
の見解、大臣の見解をちよつとお聞きしたいとい
うふうに思っています。

今回の法案の一つの大きな要素は、やっぱりこ
れから農地流動化起きますよということだろう
と思います。農地流動化というのは、もう御承知
のように、出し手がいて受け手がいます。出し手
があつて受け手がいて、それでその中でうまく
マッチングすれば農地の流動化が進むというの
は、これはもう自明の理でありますね。ところが、
今三十六万ヘクタールとかなんとか耕作放棄
地が今ありまして、それがまた増えている。今ま
での農地流動化施策は、農業経営基盤強化法を
作つたり、農地流動化何でしたっけ、促進法でし
たっけ、そんな法律を作りながら、いろんな法律
を作つて農地流動化を進めてきましたけども、な
かなか進んでこなかったという背景があります。

農地流動化が今まで進んでこなかった背景、あ
るいは耕作放棄地が増えている背景、理由、こ
れをどのようにとらえられておるでしょうか。考
えらるる要素としては、受け手が少ない、請け負
おうと思つても農地の条件が非常に悪いからこれ
は耕作放棄地になる。つまり、農地の条件という
ことで受け手がいなくなる、受け手がいないと、
そういうような要素があるんじゃないかと思いま
すけども、どのような御認識でしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 正に平野委員はこの問
題のエキスパートでございますから、既にお考え
なりをお持ちの上での御質問だと思いますので。
この農地の流動化がなぜうまくいっていないの
か。したがって耕作放棄地が増えてきている、ま
た、いわゆる担い手への土地の集積が進んでいな
いという原因でございますが、これは出し手側あ
るいは受け手側両方に要因があると思ひますし、

何よりもそのミスマッチということが一つの大き
な原因だろうと思ひます。

出し手側としては、やはり農政の中心が稲作で
あり、稲作というのは比較的小規模で、そしてそ
う労働時間も掛けず、またいろいろと耕作をする
上での合理化が進んできたということもございま
す。それから、そこそこの収入が米によって得ら
れていた、これはあえて過去形で申し上げた方が
いいかと思ひますけれども、投下する労働に比べ
て収益が多かつたということがあろうかと思ひま
す。したがって、幅広い農家が、いろんな経営の
規模、あるいはまた意欲その他、いろんな農家が
米作、つまり農地を手放すということの面から見
ますと、マイナスの要因に働いたということだろ
うと思ひます。

それから、これは必ずしも悪いことというふう
に断ずることはできませんが、出し手としては、
先祖伝来の農地を人に貸すとかあるいは手放すと
かいうことに対する抵抗感も心理的という観点か
らあつたのではないかというふうに思ひます。

また、受け手側といたしましては、農業をめぐ
る経済情勢が良くないという状況の中で、受け手
側にも積極的に受けようという意欲がそう強くな
かつた。あるいはまた、自分が望んでいるよう
な農地、隣接の農地あるいは平地の農地等々いろ
いろあると思ひますけれども、そんなような農地
がなかなか手に入ることができないということ
もあつたのではないかと思ひます。

この両方があつてミスマッチということで、複
合的にこういう原因があつたのではないかと考え
ております。

○平野達男君 私、基本的には、今までの整理
としてはその方向だと思ひます。

ただ、あえて若干補足させていただきますと、
食糧の時代では、特に米は生産費所得方式とい
うのを取つて、労働を掛ければ掛けただけちゃん
とそれを評価して米価を決定されてきた。かつてベ
トナムという、国会議員の中にベトナム部隊も

あつたやに聞いていますけれども、米価をいかに設
定するかが大きな政治的課題でありまして、それ
はもうとにかく高米価、高米価ということで圧力
が掛かつてきた。そういう中で、一方で土地改良
が進みますから、労働生産性の向上が図られてき
ているという中で、小さな農家でも一ヘクタール
でも五反でも六反でもとにかく米を作れば作つた
だけ所得が上がつたということで、出し手側のイ
ンセンティブは全くなかつたということは言える
と思ひます。

それから、あと大臣が言われたように、資産所
有の問題、それからあと資産としての所有したい
という意欲の、意識の問題ですね。それから、あ
と農地法に対する一種の当時まだアレルギーが
あつたと思ひます。一回出したらもう返らないと
いう、まあそういうこともありましたね。

ところが、今状況は随分変わつています。ま
ず、米に関して言いますと、もう食糧制度がなく
なりましてから価格はもう完全に市場価格、完全
に機能していると思ひますけれども、まず今市
場で決定されている。それから、農地法に対する
アレルギーもまずなくなつてきています。それか
らもう一つ、資産という、保有はまだあるかもし
れませんが、そういう中でまず営農条件が、営農
をめぐる条件が非常に大きく変わつてきている
というのがあります。それから、更にもっと大きな
条件は、今農業就業者あるいは基幹農業従事者も
含めて六割が六十五歳以上だということでありま
す。これは何を意味するかといふと、このま
まいきますと農業就業人口がどんどんどんどん
減つていく、あるいは農業従事者がどんどんどん
どん減つていく。ということは、農地の出し手が
出てくるということです。

そういう中で今回の法律が出されたわけですが
ども、この法律の中を仕組むときに、農地の流動
化というときに着目した場合に、これからどうい
う視点でこの農地流動化を見ていかなければなら
ないのか、その視点についてお伺ひしたいと思います。

質問がちょっと漠としていますから、具体的に言いますと、一点は、これからは農地のマクロ需給という観点から見ますと、先ほど言いましたように、農業従事者、就業者が減ってきますから、出し手はどんどん出てきます。ということとは、農地の需要供給という観点から見たら、供給が増えてくる。だから、供給はそんなに気にしなくてもいい。むしろ受け手側が対策重点なのか、いや、そうじゃない、今のスピードじゃもっと駄目だから、もっともっと出し手側を確保する必要はあるという観点で今回仕組みを考えたのか。これは、今回の法律の全体の枠組みを考えると、非常に重要な概念だと思っていますので、そこはしっかりとちよつと説明していただきたいと思っています。

○国務大臣(中川昭一君) 平野委員おっしゃる通りで、これから高齢化、あるいはそもそも人口が減っていく、もちろん農村においてもそうだと思います。そういう意味で、出し手側により出すインセンティブという圧力が加わってくることは言うまでもありません。

他方、受け手側も、やはり意欲のある、今回の法案の対象としていようとするところは規模拡大の意欲も当然あるというふうに出ております。我々はそれを期待というか、ある意味じゃ前提としているわけでございます。

そういう意味で、どちらに對してのよりウェイトを掛けた法案の趣旨かと言われると、これは両方というふうに言わざるを得ないんです。受け手側でも、やっぱり出すものがなければ受けることもできないし、そのミスマッチがそのまま続いていると、耕作放棄とかそういうこと、あるいは農地転用とかそういうことになりますんで、それを何としても防いでいかなければいけないということでございます。

○平野達男君 今の答弁はよく分かりました。

つまり、出し手対策も大事でありまして、受け手対策も大事だと。つまり、出し手対策が大事だということとは、もつともつと農地を出せということ

となんです。つまりは、受け方をちよつと変えますと、農業従事者ももつと減っていくということなんです。

じゃ、今、しからば、農業就業人口、農業従事者、何でもいいんですが、どれだけのスピードで減っているかといったら、今大変な勢いで減っているんです。だから、私が冒頭申し上げたように、これからは黙っていても農地の出し手は出てきますと言ったのはそのことです。にもかかわらず、今大臣の中では、出し手も大事だと、出し手対策も大事だということとは、もつともつと農地を出せと言っていることです。つまり、今の農業従事者というのは余計だと言っているというふうにも取れちゃうわけです。つまりはそういうことになっちゃうんです。つまり、出し手側にインセンティブを与えるというのはそういうことなんです。

だから、私が冒頭で言ったのは、農地の流動化といったときには、片側に農地の流動化ということとを考えた場合には、出し手、つまり供給側ですね、受け手、需要側、これは二つあります。これは理屈上はどっちが大きくなってもこれは耕作放棄地が出てくる可能性があるわけです。ああ、ごめんなさい、需要側が非常に出てくれば、ニーズが出てくれば耕作放棄地はそんなに増えてきませんね。だから、供給側がどんどん増えてくれば、これは耕作放棄地が出てくる可能性がある。そういう中で、どっちに重点を置きますかということ。で今回の施策の考え方、地元に対する説明も実は変わってくるんです。

だから、今大臣の答弁の中では両方だとおっしゃいました。だから、今、私の質問は、さっきの話に戻りますけれども、ならば今の農業従事者というのは、減少の度合いというのは、この減少はもつともつと減っているんだと、減らすんだと、そういう理解でよろしいですか。

○国務大臣(中川昭一君) いや、施策がどっちがウェイトがあるかと言われると、それは農地の移動ということですから、どちらに對しても配慮を

しなければいけないということをお願いしたいんです。出し手側にウェイトも、出し手側に対しても配慮をするということは、必ずしも、あなた農業をやめなさいと、農地を出しなさいと、もつといい経営するところに出しなさいという、そういうようなことまで想定した答弁ではないわけでございます。ある意味では農業を続けたくても続けられない、高齢化とかいろんな要因で。あるいはまた、農地を手放したくても手放せないと、それはある意味では資産価値の問題も過去あったかもしれないけれども、そういう意味で申し上げたわけでございますから、無理やり農地を取り上げたいというようなことは毛頭考えておりません。

他方、受けたい人が受けられないということに對しては、よりそれに対して強い施策を取っていくことが私は食料政策あるいはまた農村政策等々からいって必要なことだと思います。

要は、そのミスマッチをどうやって解消していくか。お互いの自由意思の中でうまくそれが同じ方向を向いたときに、うまくそれが、農地が移動できるようにすることが最大のポイントであるということ。先ほどから何回もミスマッチの解消ということで申し上げているところでございます。

○平野達男君 今、概念上の整理をさせていただきまして、正にミスマッチの解消なんです。ですから、需要が非常にたくさんあつて出し手が不足している場合には、担い手対策といった場合には、今度は出し手対策をしなくちゃならないです。そうじゃなくて、今の農村の状況を踏まえていけば、黙っていても出し手はあります。しかし、受け手がいないんですとすれば、需要と供給のミスマッチ解消するために受け手対策になるんです。

じゃ、何でも私が先ほどのような質問をしたかといいますが、今回は、お金を投資する、お金を使う側が四ヘクタールとか二十ヘクタールという線を引き分けたね。今回のいろんな交付金の対象にならない農家というのは、ある意味におい

ては、それ以外、交付を受ける農家の差別化を受けるわけです。つまり、これは農地を手放せということに対するインセンティブを与えているとも取れるわけです。

先ほど私は食糧管理下時代の農地流動化の話をしましたけれども、あのころの農地流動化施策というのは出し手対策が中心でした。踏み切り料とか言いましてね、出してくださいますってお願いして歩いたんですよ。だから、今回はどういう考え方でやるんですかというこの基本的な考え方なんです。これをはっきりしなかったら、現場なかで説明できませんよ。

実は、大臣のそういう認識、申し訳ありませんけど、農林省自体もここについてははっきり説明できないんです。私何回も聞いたけど、どつちなんだと聞いても。その軸足がぶれているために、今回のこの法案が一体何をねらっているか、これから見ても、るる聞いていきますけど、よく分からない。これはよく整理しておいた方がいいですよ。

私は、これからの日本、人口減少社会、農村社会の変貌に備えた上で、担い手を確保する必要がある、受け手が必要だということなら、これは理屈として分かりますよ。だけど、今の大臣の話では、何か分かりませんけども、出し手も必要なんだと、需要と供給のミスマッチの解消だということ。が先ほどお話の中で出ていたんですけども、どっちにウェイトですかと。出し手対策も重要だといえど、繰り返しますけども、農業就業人口どんどん減っているじゃないですかと、片っ方で耕作放棄地増えているじゃないですかと、そういう問題が出てきます。そこをどうやって説明するかということでもあります。

○国務大臣(中川昭一君) まず、今回の政策は、農業政策、つまり食料増産政策というものをしっかりと位置付けているというのが一つの大きな特徴で、食料増産じゃございません、自給率あるいはまた消費者から好まれる農産物を供給することによって消費者にもプラスになり、それから生産

サイドもそういう消費者を意識した経営をやることによって経営がより良くなっていくという、その経済的な側面といましようか、農業的な政策を準農業面にフォーカスした政策というものを強く打ち出しているというのが一つの特徴でございます。

じゃ、先ほど平野委員がおっしゃるように、残りの人たちは切捨てか、あるいは関係ないのかと。決してそうではないんでありまして、一つは集落営農等々の手法もございすけれども、もう一つは農地・水・環境対策ということで面的に参加をした人に対しての集団としてのメリットというところも考えているわけでございまして、どちらかということ先ほどから何回も御質問されております。私は、両方であり、ミスマッチの解消がセットで大事だということを申し上げておりますが、その中で、質問聞いてみると、何かそのとおりだというふうに言っていたらと思つたら、また違うというふうにお話しになっていらつしやいますけれども、結局、平野委員としては、お考えとしては、何が正解なのかということ是非教えていただければ大変有り難いというふうに思っています。

○平野達男君 私が正解をやるんじゃないんで、この法案を仕組む前提をどのようにお考えですかというのを聞いてみるわけです。

私は、一番最初にテーマを設定したときには、今、農地流動化という枠で設定をしました。今、農地、水と土とかというお話されましたけども、それで言う意味の出し手対策はまた農地流動化とは別の話です。販売の話、それも別の話。

先ほどから大臣が言われているのは、ミスマッチというのは、あくまでも農地の需給関係の話をしているんです。だから、そこは話をこちゃこちゃにしないでください、そこは。あくまでも、農地の流動化というのは、繰り返しになりますけれども、出し手があつて受け手があるという話です。私は、今回の話は恐らく受け手対策だろうと

思っていました。それは、その今の農村の状況を考えたら、そういうふうには判断するのはごく自然だと思つてからです。日本はこれから人口減少社会に入ります。これは大臣もるるあちこちで答弁されていきます。人口減少社会の波が一番どこに来るか。都会でもありません、中都市でもありません。もう私は農村だと思ひます。六割の人が今農業従事者だ、六十五歳以上の人が。そういう中で、黙つていても、黙つていてもいつたら、何か対策を打たなかつたら農業従事者、農業就業者はどんどん減つていきますよ。今回、それについて、その農業従事者対策じゃなくて、それは、私は、今回の中で施策をはつきり選別した結果、担い手というところに集中をすと言つたから、これは当然考え方とすれば、ああ、これはそういう社会認識の中で、担い手の中で受け手を、もつとも農地を受けてもらおうと、そういう政策なのかというふうには私は理解していません。だから、この軸足をしっかりと説明できなかつたら、本当この法律の全体の説明でなくなりますよ。そのことを申し上げておきます。

いや、ここは多分、大臣と私の認識は多分一緒だということと理解して、次に質問にちよつと入らせていただきますけども、じゃ、しからば、今度は逆の質問なんです。本当に担い手対策になっていきますかという話なんです。担い手が、じゃ何で今まで担い手が育たなかつたと思ひますか。その考え方をちよつとお聞かせください。

○国務大臣(中川昭一君) 平野委員はとにかく農地問題の大変なプロであつたわけで、今も大変な御見識をお持ちですから。農地からこの議論を始められるというところは、ある意味では今まで余り農地と農業政策というのは関連されて議論が、突つ込んだ議論がなかつた。そういう中で平野委員はずつとこの農地問題に取り組んできた。今回、担い手とか海外とか競争力とか、こういう議論が出てきておりますけど、確かに農地の議論というのは、突つ込んだ議論が、私は農地法ができて以来抜本的に本当に議論をしていると

いうことが余りなかつたのではないかと。私は、農林省の皆さん方は問題意識を持つていことは十分、もう私は当選して以来農林省の皆さんとお付き合ひをしていて、農地法という問題大事であるという、時代に合つたものにしなけりばいけない、いろんな人と勉強会をやつて、そういう議論をずうつと二十数年間聞いておりましたけれども、こういう国会の場とか、あるいは、まして農地法についての議論とかいうことはなかつたわけでありまして、そういう意味で私は大変にいい御指摘だと思ひますが。

この法律の主眼というのは、まず担い手というものに対してどういう施策を持つていくかということがポイントであつて、その関係から、農地流動化あるいは農地の世界をどういうふうにしていくかということが私は議論の順序だろうと私なりに思つておるわけで、まず農地法、農地の流動化があつて、そこから担い手をどういうふうにしていくかという論理立てというのは、ちよつと私には初めての体験なんです若干戸惑ひながら今やり取りをさせていただいているのが率直なところでございます。

○平野達男君 やつぱり依然として議論が合ひませんね。私は、今まで、ここで一時から質問に立ちまして、農地法の話は一言もしていません。農地法の話はしていないんです。関連付けて経営基盤強化法とか農地流動化の話はしました。今、私、頭の中に農地法どうのこのの頭は全くないです。あくまでも、農地の動きがどうなるのかというフローの動きで考えています。

これは、私の趣旨、多分周りにおられる方は、こう言つたら失礼ですけども、少し分かつていただけるんじゃないかと思ひますね。ちよつと後でまた大臣も議事録なり何かちよつと精査してみてください。

それで、次のステップに行きますけども、じゃ、なぜ担い手が今まで育成しなかつたのか、出てこなかつたのか。私は、これから本当に、ある意味では農地の受け手を確保するというのは本

当大事だと思ひます。じゃ、なぜ今までその受け手が、いろんな担い手対策、担い手対策とやりながら出てこなかつたのか、その原因はどこにあると思ひますか。

○副大臣(三浦一水君) 農業従事者の減少、高齢化など、農業の生産構造の脆弱化が進む中で、水田農業を中心に担い手が十分に確保されているとは言えない状況で、また担い手への農地の利用集積につきましても増加率が鈍化をしており、農業の構造改革が立ち後れているというのは事実だという認識を持っております。

このようの中で、今のお尋ねに對します主要な要因としては、一番目に、担い手の規模拡大意欲が抑制されてきたこと、これは近年の経済状況があるかというふうに考えております。それから、担い手から見れば望ましい農地が出てきたかというところが二番目にある、出てこなかつたという認識を持っております。三番目には、機械化の進展等を背景に、兼業農家等が稲作に特化した経営を持続することが可能になつてきた等をその理由として考えております。

また、一方で、政策面におきましては、様々な指摘がございすが、本質的には、これまでの農業経営の改善に向けた各種施策が価格政策等のように幅広い農業者を一律に対象としてきたため、担い手のいわゆる経営規模の拡大等による望ましい農業構造の実現に結び付いてこなかつたという認識をいたしております。

○平野達男君 今の答弁の中で三つか四つぐらゐの要素を挙げられたと思ひますけども、以下はちよつと私の考え方と進めさせていただきますが、何で担い手が育たないかといひますと、それだけの要するに経営上のメリットがないからという、抽象的な言葉でいけばそれに尽きると思ひます。それから、今日の午前中の若永議員の質問にもございしたけれども、規模拡大したからといって経営が安定するわけじゃない。二十ヘクタール、三十ヘクタールの米単作農家は現につぶれて

いるという御指摘もありました。事実そのとおり

です。

今、先ほど言いましたように、米、野菜もそうなんですけども、価格はもう市場価格で決定されます。米については、もう御承知のように消費は落ちている。しかも、一方でミニマムアクセス米は倉庫に詰まっている。価格の下落圧力というのは、もう御承知のように、すごい今大きいですね。そういう中で、経営規模を拡大するというのには実に勇気のあることだと思うんです。そういう中で、担い手農家を確保するためには、その勇気を与えるような仕組みが多分必要なんです。

ところが、今回の品目横断対策を見ますと、米、麦、大豆、それからでん粉、バレイショ、それから野菜、でん粉、バレイショ、てん菜は北海道が中心だと思えますから、まず米、麦、大豆というふうに見ますと、米はゲタ、ナラシとは枠組み、別ですけども、麦、大豆という形で見ますと、キャッシュフローという観点で着目しますと、そんなに今までと入ってくるお金変わりありませんね。これは農林省の資料でそうなっているんです。大豆が三千円ぐらい上ると上がるというところで、一万円ぐらい上ると上がるというところ、現金収入という観点から見ると、担い手から見た場合にはほとんど変わらない。

じゃ、何が、こういう中でどういうインセンティブで担い手がより以上に、今まで以上に農地を受け取るのか、それが説明できますか。これは、私は、地元に行つて一番説明に苦慮していることなんです、実は。一番じゃない、三つ苦慮していることあります、実は。後でまた二つ言いますけど。三つ苦慮していることの一つです。これ、ここでこういう説明するよりは、担い手あるいは意欲のある農家にどのように説明すればいいか、ちょっと教えてください。

○国務大臣(中川昭一君) これは、平野委員分かった上での御質問だと思いますけれども、今回のこの四ヘクタールとか十ヘクタールとかあるいは二十ヘクタールとか、それ以外に対するいろいろな所得特例等々につきましては、一応のスター

ラインとしての仕切りとしての数字を持つておられますけれども、過去払いだけであれば、全くこれは、平年作であれば、あるいは農産物の市場価格が一緒であれば同じということになるわけでありまして、対象農家から見れば全く同じじゃないかということになるわけでありまして。それはそのとおりであります。

しかし、そうじゃなくて、今回、担い手、つまり対象の農家あるいは農業集団に対してよりインセンティブを与えている部分が、正に我々非常に気に掛けておりますWTO上のわざわざ黄色というものの選択して、どうぞ品質向上、規模拡大やつてください、それによってある意味では施策の対象がそちらに絞られるわけですから、先ほど切り捨てられるじゃないかという御指摘があったわけでありまして、仮にその外れる方はその施策の対象にならないと。片っ方対象になるということで、そちらに対しての支援策と、より他産業並みの所得、あるいはまたより良いものを作ればどんどんどんどんやっていくと。

要するに、日本も多様な農業ということは、WTOだけじゃなくて日本の国内においても多様な農業があるわけがございますから、御地元の岩手県も、あるいはまた西日本の方は認定農業者のあれがなかなかうまくいっていないとか、大変申し訳ございませんが、私の地元で言いますと、過去二十数年の間に農家戸数は半分になり、農地面積は一割増えて、そして一戸当たりの農地面積は倍になって、所得は二・五倍になっております。農地が足りない、何とか農地が欲しいと言っている地域もごくわずかでありまして、今回の施策というのには、いろいろな多様な農家がありますけれども、文字どおりプロといいたまいますか、もうかる、あるいはもつともうけようと、もつといい経営をしようというところに対しての施策として、単なる過去払いプラスアルファがあるということに私は大いなるインセンティブになるといふふうに理解をしております。

○平野達男君 私のまた先ほどの質問に対しては、必ずしもちよつと的確に答えただけなかつたと思います。キャッシュフローという観点から見た場合にはどういふ説明ができるか、それから経済的インセンティブから見たときに担い手にどういふ説明ができるか。

今の説明は、この委員会の中では抽象的な話として何となく分かりますけれども、認定農業者に向かつてWTOがございましてどうのこうのなんて言つたて分かりますよ、そんな話は。本当に今回の中で流動化を進めるときに、あなたは担い手、今回の政策の中で安心して要するに農地を受け取ってもらつていいですよ、そういう環境ができますよと私、説明できないから今困つていますよ。そのことを申し上げたいんです、私は。

それからもう一つは、あと、担い手になるときに将来に対する安心感がないという、その要素もありません。しかし、今回の政策の中では、確かに政策が安定するからその安心感が出てくるかもしれない。だけど、それだけが本当に担い手が今までの担い手というものを考えた場合に、なぜ担い手ができなかったというのを冷静にきちつ、きちつと分析して政策を立てなければ、片っ方で農地の出し手はどんどん出てくるかもしれないんですよ。

それから、私、中川大臣の答弁の中でちよつと気になるのが一点ございましてけれども、地域、地域によつて違うというのはそのとおりです。いい農家もあれば悪い農家もある。だけど、もう一つ大事な点は、自給率という問題もあつて、マスとしての農地を確保しなくちゃならないという問題もあつて、全体としての農業生産力を確保しなくちゃならないという問題もあります。その話をすると、地域性があるからこうだ、こうだという議論も大事だけれども、全体として、じゃ日本の農地はどういうふうにして確保していくんだ、自給率はどうやって確保していくんだという話は、地域性よりもマスとしての、ストックとしての

の議論がやっぱりこれ必要だと思うんです。この観点を抜きには。

私は、今回の法律の中の一つのあれは、農地流動化と言つたのは、今あえて農地の面についていろいろ質問していますけれども、ストックという、私なりの今概念で話しているつもりなんです。が、こういうことを話するときには、地域性云々ということも大事ですけども、そういうもののマスを確保していくためにはどうすればいいかという視点で話していますので、私への答弁は、あくまでも概念的な整理として聞いていますんで、地域性の話は余りしていただかなくても結構であります。私は、地域性の話についても私なりにいろいろ理解しているつもりですから、それを話をされますと焦点がぼけますので、そのことをちよつと御注文申し上げておきます。

○国務大臣(中川昭一君) 黄色が緑が云々というのは、もちろん私も地元へ行つてそんな説明をするつもりはありません。それでもつて理解をしていただく必要もないと思います。

ただ、この場ですから、ましてプロ中のプロである平野先生ですから、過去払いでいけば同じですよと……

○平野達男君 農家に対してと言っているんですよ。

○国務大臣(中川昭一君) ええ。

過去払いだけで面積も増やさず、品質も増やさず、単収も増えず、市場価格も同じであれば、それは同じですよ。でも、それだけではメリットがありませんね。じゃ、どういふメリットがあるのかというと、どうぞ規模を拡大してくださいと、その分またプラスアルファが一つ増えますよと、あるいはまた品質向上すれば、それに対しての基準となる交付金の額が増えますよということ、トータルとしてインセンティブに、インセンティブといいたまいますか、結果として収入が、売上げとしても増えますし、品目横断の支払も増えていくということになりますから、更にいい所得が上げられるということになりますから、大ざつ

ばに個々の農家に対して言えば、意欲のある農家はもつと規模を拡大してください、もつといいものを作ってください、そうすると所得も増えますし、それから品目別の支払も増えますし、それから自分が積立金を払っている価格変動支払については、今までは最高七割であったものを万が一の豊凶変動によつては九割まで補てんされますよと。

つまり、農業の継続につながっていきますよという意味で、私は、農地を増やすとかいうことも含めてやればいい、よりいい経営ができるというインセンティブになっていくというふうに考えております。

○平野達男君 今までの状況でも、例えば利用権設定する、作業受委託でもいいです、まあ利用権設定でいきましょう、して規模を拡大すれば、転作をやつて大豆交付金もらいました、麦作安定資金もらいましたと。それは規模を拡大するメリットはあったんですよ。

今回は確かに、多少、品目加算が入りましたとか、いいものを作れば収量が上がりますと、交付金がちよつと増えますと。それが、これだけこれから人口減少社会に入つてきて農地の出し手が出てくるかも、多分一杯出てくるかもしれないという状況の中の担い手確保の決定打になりますかということだと思ふんですよ、これ政策的に見れば。

他方、もう一回担い手に関して言いますと、私は、品目、いいものを作つたから少しはいい収益入ります、要するに掛金はちよつと安くになります。それはそうですよ。だから、じゃ今まで五ヘクタールやっている人が十ヘクタールやるといふのは、今までの政策と比較してどがインパクトあるかといつたら、とても私、今の説明の中では説明できないと思う。

本当に、繰り返しになりますけれども、麦を作ろうが大豆を作ろうが、そこに掛かる交付金の単価というのは、今の一応標準的な単価は変わらないんだから、変わらなかった以上は、今までの政

策だつて担い手の規模を拡大しようと思つたらできたはずなんです。何でしなかったのかということについてはきつちり分析しなかつたら、それこそこの政策は、ただ単にゲタダナラシだといつて今までの組替えをしただけで、しかも交付の対象を四ヘクタール、二十ヘクタールと限定しただけで、何も変わらないということになつちゃうんですよ。

その結果、何が起つてくるか。農地の出し手は片方で出てきますよ。受け手はインセンティブは変わらない。耕作放棄地が出てくるというのは、これは最悪のシナリオなんです。実は、かまやつひろしの歌に「下駄を鳴らして奴が来る」という歌がありますけど、これは本当に下駄を鳴らして変な政策が来るといふことになりかねませんよ、本当に。

というふうな私は、本当に今そういう、これを考えていけば考えていくほどこういうことになるのかなと。だつて、実は私はこの問題については、何回も地元に行つて、農協の方を相手にしたり、意見交換会してきたり、集落へ行つて座談会やつたりいろいろ、私、実は農林省で二十四年間、飯食いましたから、少しはこれはいいメリットがあるんだということをいろいろ説明しようと思ひましたけれども、なかなか説明できない、これは。

しかも、また今度は別の観点に変えますけれども、一方で、じゃ今回の政策で出し手が、じゃ逆に、ちよつと今度は先に逆の話をしますが、こういう政策を入れたからといって、今まで一ヘクタール、二ヘクタールで六十五歳ぐらいの方が農地を放すかといふと、なかなか私、そのインセンティブも実はないと思います。それは何でかといひましたら、兼業農家は、兼業農家です、そういう方は何で農業をやっているかといひましたら、所得もさることながら、それが欲しくてやっていると。その人たちは集落営農なんか言われたつて、集落営農、今日午前中に岩永さんが非常にい

い議論をやられました。あのとおりですよ、私は。岩手県だつて、もうあのとおりの現状なんです。集落営農は自分が農業やりたい人にとつては何がメリットがあるか分からないんです。これで今、大混乱になっていますよ。

それで、午前中、井出局長から選択、選択とありました。選択と言ふのなら、同じ条件で選択させていただきます。片つ方で、これやれば補助金付きますとやつて、片つ方は、なければ一切その交付金は対象外になりますといつたら、冷静な判断でできないですよ。そして、本当に集落営農が農業者にとつてメリットがあるなら、今までだつて集落営農出てきたんですよ。当たり前な話ですよ、これ。何でこれが出てこなかったのか、この分析もしていない。その結果が、交付金もらつて、片つ方は交付金を付けないや集落営農が進みますなというの、これは政策じゃないですよ、私に言わしたら。何も考えてないと言ひたいです。お金を付けたら、集落営農が進みますよ、流動化が進みますよ。どが政策だと言ひたいですよ、私はこれは。

これは、今の中で、現場の中で説明していたときに、農家は、最初のうちは農林省の考えることだからいいことだろうと思つて聞いていた節がある。しかし、だんだんだんだん考えてみたら、これは一体何なんだという疑念が私、出ていると思います。

それから、独りしやべりして申し訳ないんですけども、集落営農に関してはまた時間がありましたらいろいろお聞きしますが、これ今の段階でかろうじてうまくまとめたとしても、いづれ私には、お金というインセンティブで集落営農をつくっている限りは必ず崩壊すると思う。崩壊したところの集落のところというのは悲惨ですよ。そういうこともやっぱ考えてもらひたいですよ。(発言する者あり) そういうことを、郡司さんは親切で、考えてあるというふうにおっしゃいますけれども、そういうことであります。もつと、今ちよつと勢いを盛り上げたところ、郡司さんか

ら、後ろからちよつとちよつと水を入れられましたから、ここであつとトーンダウンします。

まあいづれ、今の状況を踏まえたと、黙つていてもこれからは農地の出し手は出てきます。これは残念ながら出てくるんですよ。

それから、あともう一つ、一つ言い忘れましたけれども、岩手県みたいな中山間地域は、何で農地を放さないか。もう一つあります。今、景気悪いですから、他産業だけで生計立てる人は少ないです。かといつて、経営規模が小さいですから、農業だけで生計立てる人も少ない。ほんのわずかの収入でも、とにかくそれが自分の農家収入を支えるすこい助けになっているんです。それを集落営農を言い出して、この資料だと何か一杯配当金もらえるような仕組みになっていますけど、あれは私は全然信用しません。一ヘクタールでも二ヘクタールでも自分でやつて、実はこれ自分でやつてというところにもからくりがありまして、全部自分でやらないですよ。農家は営農集落はやりませんよ、機械のない人は、じゃ耕起をお願いしますといつて、耕起だけお願いするんですよ。で、水管理をやつて、あと稲刈りは比較的簡単だから稲刈りは自分でやるという、半作業委託が集落の中で進んでいて、それでもたせているんですよ。それが地域の要するに農業を支えているし、実は地域の生活を支えているという実態も農水省は分かっているはずですよ。

そして、ましてや、繰り返し申し上げますけれども、これから高齢化社会でしょう。私は死ぬまでとにかく何でもいから米を作りたいという農家はたくさんいますよ。何で私たちが米作つちや駄目なんだと、いやいや、米作つて駄目だと言つていないというの、承知していますよ。しかし、今回の政策はそういうメッセージを出してしまふんですよ。ということ、演説になつてしまひましてね、質問をちよつとしくちやならないんですが、私は、これからの、原点に戻りますけれども、今回

の政策の中で、農地流動化のそのマクロ需給という観点から見た場合には、やっぱりこれは下手しますと今の政策では供給過剰になってしまう。

だから、むしろ今大事なのは、今回の政策は今回の政策として、よく考えた政策でし、政策自体として私、悪い政策だと思つていません。ただ、一点だけ重要な問題は、四ヘクタール、二十ヘクタール、まあいろんな条件ありますけど、それに外れた人に交付金を全く出さないということです。

私は、自分の考え方を先に結論を言いますと、今必要なのは、とにかくみんなできるだけ農業をやってください。その代わり、担い手になる人は規模拡大したらリスクを抱えるんですよ、先ほど言ったように農産物の価格の変動リスクがすごい大きいから。だから、そういう人たちは厚くやりましょう。これは一般の農家は理解しますよ。それで他方で、兼業農家に対しては、あなた方もちゃんと立派な担い手です、やってくださいというメッセージを出して、そしてその一方で、その中で、私は残念ながら、残念ながらという言葉を使いますが、農地は出てきます。それをしっかり受け手につなぐという政策が多分今この日本の中で一番ふさわしい政策じゃないかと私は思っています。

大臣、感想を一言でいいですか。それに分かったと言ったらこの法律駄目になっちゃうから、なかなか言えないでしょうけど。

○国務大臣(中川昭一君) 先ほどもちよっと申し上げましたが、消費者あるいは実需者あつての農業、つまり農業には多面的機能がありますけれども、作つたものは商品でありますから、これは買ってもらわなければいけない。

いろんな、もう消費者から見れば、お米であろうが肉であろうが魚であろうが果物であろうが、内外はもとより、もう全国、北海道から九州、沖縄に至るまで同じものの中から消費者がどれを選ばるかというときに、先ほど平野委員おっしゃったように、十年、十五年前であれば、お米

であれば何作つても大体政府が決めた価格で同じということでありましたけれども、同じものであつても努力をします。それは品質面もあるでしょう、あるいは有機の問題もあるでしょう、顔が見えるとかそういうものもあるでしょう。そういう努力をするためには、やはり私は、単にいわゆる御本人がやる気がありますというだけでは、客観的な線引きをしないといけないという時代に入ってきた。逆に言いますと、じゃ、このままほつておいたらどういうことになりますかということとは、もう多分、平野委員と私と行き着くところに対する認識は同じだろうと思います。

ですから、私もいわゆる兼業の方々を決して否定するわけじゃありませんし、飯米農家は別にいたしまして、少なくとも出そうとしている人は一生懸命作つていてと思いますけれども、それでも一律にやっつけばもう限界にきているというのでは、我々としてはもうぎりぎりの状況にきているんだということになるわけじゃないですか、やはり規模拡大によるメリット。なぜならば、今度の四品目に絞つて言えば、土地利用型という土地によるメリットというものが一つの前提になっているわけでありますから、そういう意味でこの四品目に絞つてある。あるいは、米についてもいわゆる価格変動に対する対策というものも考えております。

しかし、それは、先ほど平野委員もおっしゃったように、何も品目だけであれば今までと同じようににもらえるじゃないかと。いや、今度は違うんです。

おととい、あるいは衆議院の委員会において、どれだけ救いますか、どれだけ切りますかという議論で随分我々、ここまで救います、あそこまで救いますという議論をしましたけれども、さっき平野委員は、そんなこと関係なく生きがいでもつてやりたい農業もいるんだと。そのとおりだと思いますよ。それに対しては、我々は、作るなとかやるななんということを言っているわけじゃないんで、そういう人たちはそういう人たちが

で大いにやっていただいたいと思います。飯米農家だつて日本の自給率の中ではカウントされていくわけでありますから。カウントされるというのは、その分、市場から買わなくて済むという意味で、量的には貢献しているわけでありますから。そういう意味で、私は、農業活動をあらゆる立場の方がやられるのは結構でありますけれども、少なくとも国の施策として、あるいは国の税金を投入するという前提であれば、今まで正に我々がずっと批判をされてきたような農政の失敗というものをもうこれから転換していくためには、やはり一定の、ある程度の客観的な基準を持つてこれからの農業をやつていけるような、食料政策を担つていけるような、そういうところに施策を集中していくということは、正にこれからの我々、ひょっとしたら時期的に後れたかもしれないけれども、やっつけかなければいけないというのが今回の最大のこの法律のポイントだということだと思います。

○平野達男君 昨日、ふるさと農協の門脇組合長が来られたと思いますが、門脇組合長に聞いていただいたらいと思ひますけど、米の品質、米でいい米を作つていけるのはどういふ農家かといひますと、決して規模の大きい農家じゃないですよ。私のおやじはもう亡くなつて五年になりますけれども、もう晩年はとにかく田んぼばかりしやつていけるんですよ。それで、草刈りから水掛けから、山から草取つてきて田んぼに入れてみたり、有機肥料入れてみたりしてね、それでやるんですよ。私のおやじの年代のその前、ずつとさかのばるとまだ上の方の年代まで、まだそれやっています。

だから、本当にいい米を作るのは、規模には関係ないですね。野菜もそうです。だから、彼らは自分たちの農業に対してもつとやりたいという意欲持っているし、確かに好きでやっていますという、先ほども使いましたけれども、好きだからやっていますよ。でも同時に、消費者にちゃんと提供できる農家がたくさんいる。

そういう中で、大臣はそういう農家も大事だと言葉でおっしゃいますけれども、今回の法律の体系はそうならないんですよ、残念ながら。現場では全く別な観点でやっています。だから、先ほど言った、私なんか、集落営農なんか何のためにやるんだと、これは。まだ家族経営で、担い手で五ヘクタール、六ヘクタール全部引き受けてやりましょうと、地域の中で今年はやっていますという農家に対して、しっかりとした支援を行うことは、私はまだ分かりますよ。今現場で一番困惑しているのは、実は集落営農なんです。

その中で、繰り返しますが、さっき言いましたけれども、これやれば交付金もらえますよと、ただその一点ですよ。農家が本当に、個々に参加する農家が本当にそれにメリットを感じない限りはこれは駄目ですよ、私は。そういう感じを持っています。

そして、それからもう一つ、農村というのは、もう今、衆参でいろんな議論されましたけれども、私は、とにかくこれからは農業従事者、農業就業人口はできるだけ確保、確保という言言葉はおかしいですけど、いた方がいいと思つています。これは哲学の違いかもしれない。

だから、まかり間違つても出し手対策みたいな形で農業従事者をもつと減らす、農業就業人口を減らすなんという政策はとんでもない政策だと思つています。むしろ、一ヘクタールでも、例えば六十何歳の方が一ヘクタール水田やつて、隣の人がいなくなる、どうしても年取つて行けなくなつたから、じゃ作業受託しようかという農家も結構ありますよ。立派な担い手ですよ、そういう人、そこは。何で四ヘクタール以上でなくちゃ駄目なんですとか。その人がそういうつなぎ手として何年間かやってくれるおかげで、その地域の農地が保全されるし、助かっているんですよ、という面もある。ごめんなさいね。今途中で、先ほどマクロ的な話をするとつて、個々の例を今、すぐ私出してしまいましたけれども、そういう中で、今回の政策というのはやっぱり

合わないということを、今日はちょっと時間がありませんから、ちよつと次のまた質問に移りまして、これ今納得していませんので、また後で小川筆頭にお願ひして、もう一回やらせていただけるのかな、どうか分かりませんが、もう一回整理して、質問をさせていただく機会があればもう一回今のやつを一から質問させていただきたいと思ひますので。次は、もしあれば私は演説しませんが、大臣にしゃべっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、農地、水、土地、水保全、これも午前中、岩永議員から質問がございましたけれども、私はちよつと別の観点で見えています。

大事なものは、金額じゃないです、二分の一補助率ですね。二分の一の補助率の補助はだれが負担するかといったら、市町村と県ですよ。こういう状況の中で本当にあれば、負担できますかね。どうですか。

○政府参考人(山田修路君) 今、平野委員おっしゃいましたように、地方の財政状況もなかなか厳しいというところは十分承知しておりますけれども、この農地・水・環境保全向上対策は、国としても大事な社会共通資本でございますが、地域にとつても大事な共通の資本ということでございします。地域の方々に多面的機能を提供をする、あるいは地域の方々、地域の消費者に農産物を供給する、いろんな役割をその地域の資源が持つていくわけですね。そういう意味で、国ももちろん負担をしますけれども、地方にも応分の負担をしていただきたいて、そういうことで施策を推進していくという、そういう考え方でございます。

○平野達男君 いや、それは制度の説明しただけの話で、本当に負担できるかというのはそれは個々の自治体に聞いてみなくちゃ分からないということだと思ひます。

だけど、今は御承知のように、地方財政というのはもう、ここで地方財政の話、余り長々するつもりはありませんが、国以上に財政が硬直化していますよね。それで、他方ではもう地方交付税が

どんどん縮減されている。そういう中で、自由に使える経費が本当に限られています。という中で、あの政策がどれだけの自治体で使えるんだろうかとなりますと、甚だ疑問です。特に、午前中の議論でもありましたけれども、中山間地域の交付金、ありますね。あれをやっている自治体、二重取りできますかという質問がありましたけれども、絶対できないです、私に言わせたら。自治体にそんな余裕ないから、あそこでもう一杯なんです。

そうすると、その結果、今回の政策でどういうことが起こるか。土地・水対策に対しての中山間地域と平地の差がなくなっちゃうんです。使えるのは平地だけだから。しかも、平地でもこういう財政状況の厳しい中では限られた自治体です。

私は、この政策について非常に問題だと思うのは、そういう制度的な矛盾もさることながら、片っ方で、農業生産はこういう四ヘクタール、二十ヘクタールごとで集中ですよと言っておきながら、水、土地は集落で守ってくださいといつて金をはんと出すという、これも私は、姿勢としては本当におかしいんじゃないかなというふうに私は思ひます。

それからさらに、こういうふうに仕切りを設けたことで、更にもう一つ、今日時間がありますから、もう一度聞きます。生産調整がうまくいきますか。

○政府参考人(岡島正明君) 今までの平野議員の質問を聞いておりましたけれども、これからの日本の農業のために、やはり今まで担い手がなぜ育たなかったかということ、そういうことを我々なりに反省して構造改革を進めていく。これは新たな基本法の中で私どもとして考えを出して、その中の流れの中で今移っているということが一つ。

それから、米の問題につきましては、平成十四年に、これからの米どうしていくのかということ、平成二十二年にあるべき姿を実現すると。そのために十六年産から改革を進めております。そ

うした中で、十九年産からは生産調整のシステムを変えていく。その中で、じゃしからば、非担い手の方々に對してもどうしていくのかということがありまして、具体的には、米価下落のための施策、今のいわゆる稲特、担い手経営安定対策につきまして、担い手部分についてはナラシの対策に一本化する。一方で、非担い手の方々に對する施策につきましては、当分の間、産地づくり交付金対策の中で措置していくということで、今御懸念の点につきましても、私どもとして生産調整を支援する措置をこれからも継続していくということと考えております。

○平野達男君 もう常に答弁は必ず肝心のところははかしますね。確信的に言えないんですよ、すべて。

私は、先ほど言ったように、補助金については使いますかということに対しては制度の説明があつた。それから今の説明も、生産調整を今までより円滑に進めますかという質問に対してはまた制度の説明だった。これはしょうがないといえませんが、ないかもしれません、確信的なことはなかなか政府答弁というのは言えないでしょうから。私ももしそちらにいて答弁を書くとなれば、多分そういう答弁、書いたかもしれません。

ただ、私は本当に生産調整は、片っ方で、要するにゲタ、ナラシという対策をやる、交付金をやる農家群あるいは団体群がある。片っ方でそれに乗らないところがあるという中で、条件が違ひますから、条件が違う中で円滑な話をしろといつたって、なかなかこれ難しいと思ひます。

それで、生産調整云々とか、今までの農政というのは、ある意味においては規模が大ききても小さくても、とにかく同じような条件でやっていきましようという、これはいい面、悪い面はありますよ。そういうことを前提にしてやってきたんです。今回、これを考えようによつては変えるんです。変えるに当たつて、今日は生産調整の話しか、今持ち出していますけれども、これがどういう影響を与えるかということもこれはきっちり考

えておかなきゃいけないと思ひますが、いずれ私は、これは場合によつたら、米だけ作つていけばいいと、一ヘクタール、二ヘクタールの農家は。どうせ農政の中心はもう四ヘクタール、二十ヘクタールのそういう担い手、団体に移つちやつたんだから生産調整はそつちでやってくださいと言われたとしても、それに真つ向から反論できるというあれはなくなると思ひますよ。

それは確かに彼らは米価下落のリスクは抱えます。だけど、繰り返しますけど、一ヘクタール、二ヘクタールでやっているそういう方々は、米価が少々下落したつて実は農業やめない、一番強い人たちかもしれないんですよ。何でか。自家労働全く勘案してないからですよ。そういう中で生産調整が本当に進むのか。そういう中でいろんな要するに矛盾も出てきます。しかし、これは今回の政策が、後でちよつとまた御意見聞かせていただきますから、もう一言だけ言わせてください。

それともう一つは、今回の問題は、最大のポイント、この政策を是とした場合に、本当に担い手に規模拡大するインセンティブがあるのかどうか。私は、そこにおいてまずないんじゃないかというふうに思つています。だから、今回のあれは言っていることとやっていることが非常に合わない。

それから、そもそも、じゃ、今それは仮にこの政策を是とするという前提ですよ、そもそも私は今回の政策を是としていないから。もう本当にこれからはできるだけ農業従事者を確保していきましよう。だけど、一生懸命やる人には施策を厚くしましよう。だけど、一ヘクタール、二ヘクタールの人たちでもちゃんとした従事者です。それなりのしつかりとした、担い手並みとは言いませんよ、ゲタの半分でもいいですよ、何でもいんですよ、そういう政策をやるべきだということが私の基本であります。

ということで、最後ちよつと時間がありますが、こので、大臣、今までのこととちよつとコメントをいただきたいと思います。

○国務大臣（中川昭一君） 非常に勉強になりました。ありがとうございます。

まず確かに、先ほど私が規模拡大のメリツトと
いうことに對して平野委員からは、おいしい米
作っているのは中山間の何反歩の農家であると。
そうだと思います。實際にそうだと思います。で
すから、我々は四品目について土地利用型のもの
の向上ということでありまして、米については
施策を別にしていうことを、平野委員は分
かつていらつしやると思いますけれども、これは
議事録に残るわけでありますから、はっきりと
言つておかなければいけないと思つております。
それから、一ヘクタール、二ヘクタールぐら
いで、まあ片手間で言うとか大変失礼でありま
すけれども、年間何十時間かの労働時間でもつ
て米を作る、それはそれで結構なことだと思
いますし、日本全体の食料供給にも貢献してい
ます。ただし、それだけで暮らしていけますか
という、暮らしていけないわけですね。

片つ方では、やっぱりその農業を主業としてあるいは担い手として、あるいは農業だけが中心的な収入として一生懸命頑張っているという人と、やはり一ヘクタールとか五反歩でもって、先ほどもおっしゃったように主たる収入は別のところの人たちとは、やはり私は、経営体としてははっきり言って別だというふうに思いますし、施策も別にしていかなければいけない時期にもう既に来ているというふうに言わなければいけないわけがあります。

ですから、先ほど申し上げたように、四ヘクタール、十ヘクタールといっても、地域の他産業並みの収入とはまだ言えない、せめて半分ぐらいにしよう。米作についても、あるいは輪作体系でもですね。そういう意味でそれをスタートラインにして頑張っていたら、農業においても、地域のほかのホワイトカラーの人やほかの仕事の人と同じぐらいの収入が得られるようになっていくようにしましょう、プロの経営者をつくりま

しようというのが今回のあくまでもスタートラインであるわけでございます。

そういう意味で、これからいろいろなことをまだまだ決めていかなければいけないことも事実でございます。集落営農についてもいろいろな御疑問がある、我々ももっと御理解をいただかなければいけない、地域の実態を知らなければいけないというふうに思っているわけでございます。生産調整についてはあくまでも米の世界でありまして、砂糖とかあるいはでん粉とか麦とかいったものはむしろ自給率を上げるためのインセンティブであるわけであります。いづれにしても、この四品目、五品目が中心的な施策であることは言うまでもありませんし、これを守ったり、あるいはまたもつと生産を上げていったりというための一つの大きな政策であるというふうに思います。

そういう意味で、日本の中で、担い手と、あるいは今回の施策の対象者、対象組織として大いに頑張っている、そのための施策として、冒頭、平野委員が御提起になった農地の流動化も大事でしょう、あるいはまたいろいろな対策、水管理等も大事でしょうということをや法律その他で総合的に、今回の御審議を通じて、最終的な目標は平野委員と私と同じ方向だと思っておりますので、そういう観点で、また御質問の機会を是非つくっていただいて、いろいろとまたお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○平野達男君 方向性につきましては、大臣の方向性というのは、考え方としては一応了解するという意味ではありませんが、分かります。

しかし、繰り返しますけれども、今回の政策の体系の中には私は依然としてやっぱりずれがあると思います。繰り返し言いますけれども、キーワードはやっぱり担い手にそれだけのインセンティブを与えられるような体系になっていないんじゃないかと。

それから、片方でもう一つは、これから黙つ

ていたって農地の出し手は出てくると。そういう中でどういう体制を取る、体系を取ればいいのかという観点が不足しているということで、これについては、まあ時間はいただけないかもしれませんが、多分、同僚議員は同じような考え方を持っておられると思いますので、今日は私、時間になりましたから、引き続きこの委員会で議論をしてくださることを御期待申し上げまして、終わらしていただきます。

今日はありがとうございました。

○和田ひろ子君 民主党の和田ひろ子です。

今、平野議員がすばらしい質問をされました。本当に私も、農業を知らない私がずっと農業を専攻して農業のこの委員会に置かせていただいているのは、本当に周りの農家が大変な苦勞をしています。その苦勞を少しでも国政にお聞かせしたいな、そういう思いですとここにおらしていただいているんですが、正に平野さんが言われたとおりだというふうに思います。

この三つの担い手法案、昨日の山田さんも、実は農家のみんな分かってないよ、それを一番先に言われたんですね。自分は賛成であるけれども、この法案には分からないことばかりだつて。参考人の御意見は全部疑惑の御意見でありました。正にこれが象徴的だというふうに思います。

地元に戻つて聞いてみると、例えば、行政の担当者とは三回このレクチャーを受けてきたそうです。農業委員の方は四回聞いてきたそうです。でも、集落に帰つて、自分たちは自分たちの言葉で話せない、農家の人に教えることができない、そういう人から聞いた農家の人は何にも理解ができない。だれに聞いても、一回お話聞いたけど分か

いくとすれば、どんなふうにして、もつともつと御理解を得るような努力をされるのかなということをまず聞いてみたいというふうに思います。

そして、担い手の方とか認定農家の人たちの意見は、認定農業者や地域の担い手を対象とした研修会をもっとしてほしいと言っています。昨日の生源寺さんでも担い手の育成が絶対に必要だということに言っています。もっともっとリーダーの講習会をしてもらいたい。集落内でだけが認定農業者だから分らない、もっと開示してもらいたいという話もありました。認定農業者にならない担い手、高齢者についてももっと考えてほしい。でも、認定農業者の枠を緩和することだけがおれたちはいいとは思わない。この枠をきっちり守りながら、もっともっと認定者を増やす方向を考えてほしいという話の人もあります。先ほど言われました集落営農を組織すると、個別の経営体や農地の集積が今までのようには進まないんじゃないか、逆に返してくれと言われたらどうするんだらうという話もあります。

私の地元は十四戸で二十六ヘクタールの集落があります。そのリーダーに、集落営農のリーダーに手を挙げた人が、本当は私は畜産もやっているし、四ヘクタール以上の田んぼも持っているから自分じゃ一人でやってみたいんだと。でも、自分がこの二十六ヘクタールしかないこの集落の中で自分だけがやるっていうことは、この周りの人を捨ててしまうことになる。お若い人なんですけど、高齢者を救わなくちゃいけない、集落を守らなくちゃいけない。地域をどういうふうにしていくんだというふうを考えれば、集落営農に私は手を挙げた。

本当に私、もう聞いていて涙が出ました。偉い
なというふうに思いました。皆さんの出されたこ
とを本当に信じて、周りの地域を救うため、救う
と言っちゃ失礼ですけど、周りの皆さんを守つて
いくためにおれはこの集落を守っていくというふ
うに言っていました。

でも、一番懸念は財布を一本化にすることだ

と。財布を一本化にするって、本当にできるのかな、だがフォロイしてくれるのかなど。農協だとすれば、農協にそんなに分かる人がいるのか。例えば、作業に出るといったら田植しか行かない人がいたり、水管理できない人がいたり、いろんな人たちがどういうふうにして計算しているんだ。本当にこの一本化が一番大変なことなんじゃないかなというふうに言っていました。

でも、その村は、転作は前からこういう問題で悩んでいて、本当は豆も麦もやったことがありますが、でも、すばらしい水田地帯なので豆も麦も大失敗だったそうです。だから、地域互助会、互助方式ということで、農協と行政が間に入って、向こうの人を、何とか名前を隠してどこの人だか分からないようにしているそうですけれども、おおよそ分かっているけどなんというふうに言っていました、そこの人から減反分を買ってくる。だから、一〇〇%米を作るといふことに、米に命を懸けています。自分たちのすばらしい田んぼがもし畑になったら、水が漏れてしまふし、この次、田んぼにするのに大変な努力が必要だし、もうこんないい田んぼができるかどうか分からないので、転作分を買ってくるってすごいお金高いんですよ。一反三万円ぐらいするそうです。それでも、例えば採算が合わなくてもそういうことをやっていきたいんだというふうに言っています。

その村の米の実績がありますが、平成五年度に農協の販売高は二十六億円だったそうです。それが平成十七年度では十一億円になってしまいました。半分以上です。いろんな消費の変化とかいろいろ言われると思うけど、平成五年と十七年の間で二十六億と十一億円ですから、こんなに米の販売高が減ってしまった。自分たちの仮渡価格は一万三千七百円、十七年度は一万三千七百円だったそうです。でも、この一万三千七百円というお金は、ずっと見てみると昭和四十九年のお金と本当に同じなんです。一万三千七百円なんです。三十二年前の価格なんです。こんなことで農業やっていけると思うか、和田さんというふう

言われました。そして、福島県が六十キロの生産コストを今年に出したんですが、それは一万四千六十円です。だから、一万三千円で売ったんだ、コストは一万四千円掛かっているんです。

本当に、昨日山田さん言っていました、コスト割れるかもしれない。するかもしれないんじゃないかと、とくにコスト割れしているんです。そして、自分たちの貯金通帳、もういつもいっつも赤字。次の年までは赤字になるけど、年内に赤字になったことないんだよ、ここの二、三年は年内に赤字になっている、自分たちの貯金通帳が。それほどお米を作る皆さんは苦労しているけれども、それでも米を作っていく、米だけが私たちの生きがいなんだというふうに言っています。

品目横断とかいろんなことを言われています、転作のことが。でも、麦も作れない、大豆も作れない、そういうところたくさんあるということ、を、北海道、てん菜なんて北海道だけですよね。ジャガイモなんて田んぼに作ったら全部腐っちゃうんです。麦は私の小さいころは会津でもたくさん作っていました。それはオカボといつて、二毛作のときに稲を作って、本当においしくない、オカボの米だからこれ、ごめんねなんていたいたのはまずい米なんです。そして、その後で麦は作っていたんです。それを私は覚えていますが、水田になって麦作っているところはどこもないです。隣の村では、麦も大豆も全部駄目だけれど、本当に水田に悪いけどソバを作っている。ソバは手間も何にも掛かんからソバ作っているけど、ソバだって本当は水田に作る作物ではないんですよ。

そういうことを踏まえて、大臣、今の農業の在り方をどういうふうに思っておられますか。まず最初にお聞きします。

○国務大臣(中川昭一君) 確かに、てん菜は北海道だけです。それからサトウキビは九州、沖縄だけです。多様な日本の農業の中でいろんな物を一生懸命その地域で作ってこそ日本の農業があるわけでありす。米は北海道から全国で作られるわ

けであります。黙って作っていたら余るんです。余った価格が下がるんです。価格が下がって喜ぶのは消費者でしょうけれども、生産者の皆さんは困るんです。だから生産調整をしているんです。と同時に、みんな、ほぼ自給率一〇〇%ですけれども、作っていけば余っちゃうから、自分のところの米を、福島の米を少しでも買ってもらいたい、新潟の米を買ってもらいたい、北海道の米を買ってもらいたい、みんなが一生懸命競争してこそ日本の農業の将来がありますし、消費者が期待をしているわけでありすから。厳しいところもあるでしょう、いいときもあるでしょう。だからそこを農政が一生懸命やるわけでありす。

今、大変厳しい御例を紹介されましたけれども、希望のある例も私のところに一杯来ておりますから、いろいろな声を聞きながら総合的に施策をするのでありまして、一部の、米をどうしても作りたい、でも売れば赤字なんだという例だけで私はすべての農政を語りたくないと思います。

そういう意味で、私は本当にやる気のある一定条件以上の農家、担い手あるいは集落営農等々の、みんなで頑張っているという中で、日本の産業としての農業あるいは地域政策あるいは環境政策としての農政というものを、この法案を通じてあるいはこの法案の執行を通じてやっていきたいというふうにご考えております。

○和田ひろ子君 農家に、生産調整をするときに、農林省は米の値段二万円から割れたらあんなたちの生活苦しくなるんだよ、だから生産調整やんなさいと言ったんですよ。二万円と言ったんですよ。その二万円という数字はどこに行っちゃったんですか。お願いします。

○政府参考人(西川孝一君) そういうことを言ったという記憶は、私も転作かなり長くやっておりますけれども、ありません。

ただ、先ほど大臣が申し上げたように、やっぱり物は過剰になれば、農産物は必ず価格は低下することは御案内のとおりです。先ほど和田委員御

提示になった平成五年というのは、平成の大凶作の年ですよ。そのときのお米の価格はすごい価格になっているというの、これもまた事実でございまして、米の需給調整をしつかりすることによって米価が維持できると、これは間違いのない事実だろうと。

ただ、二万円を守るといふか、その価格の能力としては、需給事情によつてはそれだけ幅があるわけですから、そういう価格あるだろうし、また今でも、今でもというか、特別の銘柄のやつは結構高い値段もありますのであれだと思ひますけれども、特に二万円を保証すると言ったことはいないと思います。

○和田ひろ子君 二万円を言ったことないというふうにおっしゃいますけど、それは地元が確かに言ったかも知れない、生産調整をするために地元が、農協、行政が言ったんです、確かに。それは農林省のお心をおもんばかって言ったんですよ。きつと。(発言する者あり) 以心伝心という声もあり。いや、本当に、確かに二万円を割った農家の生活は悪くなるから、それは言っていないけどお心をおもんばかって周りがそういうふうにして農家の皆さんに生産調整をさせたことは間違いないですよ。

私は、私の口から言っていないという言い方は、とっても農家の皆さんには失礼ですよ。みんなそういう思いで、二万円は下らないようにしたいという思いでみんな生産調整をしてきたわけですから。それで、今、結果二万三千元になっているんですから、そのことは厳密に受け止めていただきたい。お答えは要りません。

そして、先日、主濱さんもおっしゃいましたけれども、この担い手法案で、何かこう、意欲のある人、能力のある人一杯います。兼業農家だつて意欲のある人一杯います。兼業で能力ある人一杯います。そういう人々を切り捨てない、そういう政策をしなければいけない。先ほどの平野さんがおっしゃいましたが、私たち民主党が出している案は、販売をする農家であれ

ばみんなに直接の補償をしていく、絶対にだれも切り捨てないということで法案を出しました。

そういう意味では、今回の法案には少し、何というか読み方を違えれば、自分たちは、ああ、切り捨てられちゃったなという思いの人がたくさんいるということをお忘れにならないでいただきたいというふうに思います。

そもそも何で四ヘクタールなんですかね。四ヘクタールはあくまでもスタートだ、所得の半分だから将来は倍になるようにしてもらいたいというふうに通っているんですけれども、四ヘクタールでなくてもいいでしょう。三・五だつて三だつていいんじゃないですか。何で四ヘクタールで仕切っているんですか。お願いします。

○政府参考人(井出道雄君) 今委員が御指摘のとおりでございますが、やはり現状で他産業並みの、他産業というのはその町、村ではかの仕事に就いていらつしやる方と同様の所得を確保できると、そういう安定的な農業経営者をつくっていききたいと。そのスタートラインとして、おおむねその面積の二分の一程度からスタートするというふうを考えているわけでございます。

もちろん四ヘクタールについても、当然その地域の実情、その地域の規模でありますとか、あるいは中山間地でありますとか、そういったことで地域の実情をできるだけ配慮するようにということで、工夫に工夫は重ねておるところでございます。

○和田ひろ子君 工夫に工夫を重ねて四ヘクタールなんですか。三ヘクタールでもいいはずですよ、本当は。そういうことだというふうに思います。

食料自給率の向上について、お伺いをいたします。今までの議論の中で、衆議院、参議院の議論の中で新しい経営所得対策の新設をしたら自給率が上がるというふうに言っておられます。生産性の高い担い手が生産の相当部分を占めるような強靱な農業構造が実現されれば、農産物の生産コスト

の低減や品質向上が図られれば、需要に応じた供給がなされれば自給率の向上に寄与する。れる、られる、三段活用じゃないかと思えますけれども、仮定の多いこんな見通しで本当に自給が向上するというふうに通信できるんですか。確信できるといふふうにお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(井出道雄君) 私どもは、そういう、何しろ今御承知のように、前の議論でもございましたけれども、既に全国の半分の集落では主業農家がいないわけでございます。特に、西日本、中国地方では三分の二の集落でも主業農家がいないわけでございます。ほつておけば当然高齢化と農業人口の縮小によりまして、ただでさえ受け手がいないのに、本当にこのまゝいつたら耕作放棄地が本当に増大していつてしまつと。そういう本当の意味での危機感を持つておるわけでありまふ。

そういった中で、数は認定農業者でも二十万人しかまだ増えた増えたといつてもいいわけでありまふが、こういった方々に本当に真の意味で農業で暮らしが立てられるという経営体にはやはりいち早くつたいていただいて、そういう出てくる農地の集約も図つていただきたい。そのために、そういった人たちに、予算であれ金融であれ税制であれ、あらゆる政策手段を集中して、やつぱり頑張つてくださいというエールを送つていかないと、もう本当に日本じゅうの農業、農村地域が沈没してしまつという非常な危機感を持つてやつていくつもりでございます。

そのために、そういう構造展望については、十年後の姿でありますから、ある意味での希望的なところは当然入つております。それを実現するためには、私どもも今申し上げたようなありとあらゆる政策手段を傾注して努力をしていかねば実現可能だとは思つておりませんけれども、しかしこれはやらなければならぬと、こういうふうに通信しているわけでございます。

○和田ひろ子君 じゃ、自給率が向上するという確信はないんですかね。だつて、前の基本法で五

年間のうち四〇％全然上がんなかつたんだものね。ただ先送りして、また五年にしたわけだから。やつていきたいという熱意を語つていただいたということでも理解しよう。

それで、さっきの私、お願いをしたリーダーを育成する講座を開いていただきたいとか、そういうの、みんなに聞いてきたので、リーダーの講習を必ずするとか、名簿を公開、認定者名簿、みんな周りは知らないそうですね、この村で何人認定になつていくか。そういう名簿の公開はしていただけるのかどうか。そして、高齢者でなれない人にはどういう手だてがあるか、そして財布を一本化することが大変面倒なものなだけれども、それをきちんとしてフォローしてくれる人はだれなのか、だれに相談に行くのか、ちよつとお答えください。

○政府参考人(井出道雄君) 幾つかの点お話がありましたけれども、順不同ですけども、認定農業者については、個人情報保護という観点がありまして、その町でその方の、認定農業者のオーケーを取つて公開をされているという市町村はあるそうでございますが、そういう点で難しい点があつて公開に至つていない市町村もあるというふうに通信しております。

それから、リーダーの育成については、今年十八年度予算で二十億円の予算を取つたわけでございます。五千人の、五千集落のリーダーをつくるというところであれしましたら、非常に関心が高いございまして、既に三千を超える応募がございました。既に千七百人以上がリーダーとして指定を受けられました。

このリーダーというのは、集落の中にいるリーダーというよりは、集落の中にもいいんです、外におられて、例えばJAで長年営農指導をされてきたとか、普及員をやつて退職されたとか、そういうことで非常に農業に造詣があつて、そういう村づくりに頑張つていらつしやるという方を公募をいたしましたら、私もやりたいということで非常に多くの方から手が挙がつておりま

す。そういう方を地方農政局長が一人一人全部任命をいたしました、頑張つてくださいということをやつていくわけでございます。やつぱりこういう人たちに村の中に入つていただいて、村の実情も踏まえた上で自分の知識、経験を生かして、その村に合った形の指導をしていただきたいと思つております。

それから、経理の一元化については、私どもこれも補助金を出して、例えばJAが自分の持つ営農センターにパソコンや会計経理ソフトを導入したり、専門スタッフを配置するというようなこととについても補助対象にするというふうなことをやつております。既に補助金がなくても私どもが存じ上げているような幾つかのJAでは、自発的にそういう集落をサポートしようということ、組合長さんが先頭になつて農協が走り回つていて、そういうような農協も存じ上げておられて、私どももそういう農協の姿を見て、これは是非予算化をしてもつと広くいろいろなところで使つていただきたいということで、メニューも用意いたしてあるところでございます。

○和田ひろ子君 局長が御存じの、私どもも存じている農協ではなくて、全国の例えば集落営農をする人たちが困つていらっしゃる、幾つかの優良な農協のことだけでなく、きちんとあらゆる農協にフォローしなさいよというふうな、通達なんといつちやあれなんではないけれども、そういうメッセージは送るべきだというふうに思ひますので、お願いいたします。

ゲタの対策についてお伺ひします。過去の生産実績のない休耕田や耕作放棄地の取扱いについて、農林省ではこの三月の委員会、耕地利用率や自給率の向上対策として別途考へるというふうにおつしやつていましたが、それは別途考へているのかどうかということを開きたいことと、品目横断的経営安定対策で過去の実績のない農地や、支払が行われないから当該農地の遊休化が懸念されるというのは、これは農家の皆さんの声なんですか。こういう、みんな、紙さん何

回も、平野さんもおっしゃいましたけど、やっぱりこれはみんな気にしているんですよ、こうなったらどうするんだらうと。

それで、過去の実績に伴う支払については、水稻の転作物として生産してきた地域と畑作地域などの地域の農業の実態が違つて、さつきも言ったように、ジャガイモも麦も植えられないところは転作の品目を増やしていくお気持ちがあるかどうか、きちつとお答えをいただきたいと思ひます。四品目、そこに米とかとうもろこしじゃなくて、その地域に合った果樹とかそういうものが全部入れられるべきだと私は思ひますが、いかがですか。

○政府参考人(井出雄雄君) まず、耕作放棄地や休耕地の扱いというか、これは、そのものについては当然もう耕作放棄や休耕しておりますから、過去作物を作付けしたという、特に最近三年間と言われるとまずないのが耕作放棄地、休耕地であります。

ただ、耕作放棄地や休耕地であっても、例えばそういう農地を取得をして規模拡大をしようとか、例えば新規参入をしようとかいう方があれば、それはこの品目横断的対策とは別の世界ではございませうけれども、やはり規模拡大や新規参入は大事でございませうから、そういったものをやっぱり奨励、エンカレッジすることについては、やはりこれは別途対策を講ずべきだと私も考えております、これも十九年度の予算に向けてたゞいま検討をいたしております。

それから、品目でございませうが、今回の法律ではいわゆるカリリーベースでやはり非常に高いウエイトを日本の国内で持つていて、それがいわゆる土地利用型農業としていろいろな作物が密接に絡み合つて作られていて、こういう二つの要件を示しております。そのために、この対策としては、今、米、麦、大豆、でん原バレイショ、ピート、五品目を政令で指定すると言つておりますけれども、当面はそういったその二つの要件に合致するものとしてはこの五品目以外はないと現状では考えております。

ただ、今先生おっしゃられましたように、既存の麦や大豆も作れないし、何作つたらいんだというような、いわゆる水稻の単作地帯において新しい作物を導入しようということについては、それが生産調整、先ほどの例では地域間調整をされて、それと交換をされて全部米を作つておられますが、例えば、じゃ、米は地域間調整をしたのをやめて、その転作部分については何かやつぱり別のものを作ろうかと、米ばっかりに依存している、米のいわゆる価格の変動だけに一喜一憂するのは非常に危険だから、やつぱりいろいろ複合的にやつといて保険掛けといった方がいんじやないかという、もしそういうことになりませうれば、いわゆる生産調整対策の一環としてやつております産地づくり交付金とかそういう、その世界ではそういうものは対象になるといふことでございませう。

ただ、この品目横断的対策としては、正に内外価格差が現にありまして、外国と裸で競争できない作物として、既にゲタを履いております麦とか大豆とか、そういった品目について品目横断的に組み直すということではございませうので、この対策の対象とすることはちよつと難しいかと考えております。

○和田ひろ子君 四品目だけがカリリーの向上につながるというのとはちよつと分らないんですが、これは地域間の本当に違いがあるというふうに思ひますから、そんなふうには断言しないで考えていただきたいことだというふうに思ひます。よろしく願ひします。

それで、この間、この委員会ではわきに行つたときに、転用種子のことをちよつと言われましたよね。みんな聞いてきたんですけども、過去の実績のとらえ方について農水省は、一定の販路に乗つたもののみとしているが、同じ品目にもかかわらず交付金の対象となるものとならないものが混在するのはいかがかと思う、福島県で、私たちが行つたときに、優良な麦の再生産に欠かせない転用種子が過去の実績に反映されないことの疑問、不満を言つておられた方がおられましたので、是非それに対してお答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(井出雄雄君) いわきでお話があったのは大豆ですよ。

○和田ひろ子君 大豆ですね、済みません。

○政府参考人(井出雄雄君) はい。大豆の場合、まあ麦の場合もそうなんです、種子用の大豆というのは非常に高価な品物でございまして、現状でも食用が大豆交付金を乗せても六十キロ当たり一万二、三千円、それに比べますと種子用は二万円を超えているという値段で取引されております、現行制度でもこの大豆交付金の対象からは除外をされております。

そういうことでございまして、これ、逆に種子用大豆をこの制度の対象にいたしますと、従来よりも種子用大豆を作つていらっしゃる方にお金に乗つてしまひますと、恐らく食用大豆を作つていらっしゃる方の倍以上のものになつてしまひまして、これはやつぱり大豆生産者の中で話が付かないのではないかと思ひます。

○和田ひろ子君 大豆の話でしたので、これはあのときもそういうお答えがあつたんですけど、やつぱり作つていらっしゃる人たちは疑問だつたので、そこから、きつと、大きな声で質問をされました。

あとは、EUとかアメリカで行われている過去の実績に基づく支払と、これは、今度は緑の政策なんです、毎年というか今年の、当年の生産量、品質に基づく支払の予算配分についてお伺ひしたいんです。

生産者の生産意欲を高め、自給率の向上とか日本型直接支払とか言われながらこの措置をされると思ひますけれども、この予算の配分については農林省は、過去の実績支払が七から八割で、残りが毎年の生産量、品質に基づく支払となり得るというふうにお答えをされておられますけれども、配分の方針というのは正式の決定は概算要求のときだというふうに思ひますが、自給率の向上

や品質、生産性向上を実現していくためには毎年の生産量、品質に基づく支払への配分をどういふにするのか、お尋ねをします。

○政府参考人(井出雄雄君) 今回の制度につきましては、国内支持に対します国際規律の制約の中で、対策を長期にわたり安定的かつ継続的に講じていくという必要があるかと思つておりまして、その緑の政策に該当します過去の生産実績に基づく支払、これがいわゆるゲタ、生産条件格差補正支払においてやはりできる限り多くの部分を占めるようにする、つまり緑の部分をできるだけ多くしたいというのが一つの考え方でございます。

しかしながら、やはり我が国の場合には、規模も小さいとか生産性向上の余地がまだまだあるというところから、必要に応じて生産ですとか生産性向上に資するような工夫がやつぱり必要であると。農業者がこういう生産性を上げた品質向上をしつたりするようなインセンティブも、これも考えなきゃいけないのではないかと、いうことで、この品質格差を的確に反映できるような毎年の生産量、品質に基づく支払、これも加味せざるを得ないというふうに考えております。

やはり、小麦や大豆等でもこの品質格差が今のくらいあるかというのでもございまして、そういったインセンティブが従来よりも働かなくなつてしまふというのには困るわけでございます。そういう、何か緑は増やしたいと、だけどインセンティブも付けたら、そういう中で両方をにらみながら考えますと、やはり緑の部分、八割で、このインセンティブ、毎年の生産量、品質に基づく分は二、三割というふうな考え方が適当ではないかと考えておりますけれども、これは法律上審議会の意見を聴いて具体的な水準を決めろというところになつておりますので、法律が成立させていたでいた以後、審議会の意見を聴いて決めていくということにならうかと思つております。

○和田ひろ子君 さっきの質問の、大綱に示されている交付金の単価水準は、現行の品目別対策と

ほぼ同じであるというふうな質問、この対策は担い手に対してメリットがないというふうなさつきも質問に出ました。大臣は十分だと言う。大臣のところは六十ヘクタールなんて人が一杯いるわけだから、私たちの農業とは全然違うんですね。担い手に本当にメリットあるんですかね。教えてください。

○国務大臣(中川昭一) 私は、自分のところを申し上げているのは何も自慢をして申し上げているんじゃないで、規模が大きいから今はもうかっています。でも、十年前とかは非常に厳しかったんです、投資で借金があつて。そういう時代もあつて、今はたまたま、たまたまというのか、いい時代であることだと思いますし、酪農でもそうですけれども、やっぱり五年単位、十年単位で良かったり悪かったりするわけでありまして、そういう意味で、たまたま今は、私は規模の問題として先ほど御紹介したわけでありまして、収入のことを売上げを二・五倍と言ったのは余計なことだったかもしれないけれども、そういうところも、いいこともあれば悪いこともある。でも、意欲を持って規模拡大をし、また合理化をし、コスト削減をすることによってより良い経営を目指したいという地域もありますし、先ほどの平野委員のように、一番おいしいお米がひよつとしたら中山間の小規模な田んぼでできているということもありますから、そういういろいろな多様な農業がそれぞれ経営体としてやっていけるように、より施策を集中してやっていきたいと思います。

特に、米作の場合は、先ほど和田委員が御指摘になったように全国で作っておりますから、しかももうカロリーを上げるという要素は米の場合には現実ないわけでございますから、むしろ生産調整をいかにするかということの方にある意味では頭を使つていかなければいけないということでございます。ですから、確かに私のところは特殊でありますし、またそれぞれ、福島は福島、あるいは沖縄は沖縄の特殊性というものがあつたという前提

で、しかし総じて、自給率の向上なり、消費者に好まれるものを国産で作つていこうという努力をするような経営体に対しての後押しをさせていただきたいということでこの法案を御審議をいただいているわけであります。

○和田ひろ子君 民主党のことを申し上げます。民主党は、減反は廃止というふうにしていきます。そして、備蓄米を増やす、そして棚上げ方式にして絶対に市場には出さない、だから価格は絶対に割れないんです。そういうことを私たちは、何回もお聞きになつていっていると思いますが、考えております。そういう考え方もあるということとは分かつていただきたというふうに思います。やっぱり農家の皆さんは米が作りたいんです。その米は、棚上げ方式にして絶対に市場に出さないで備蓄の役目が済んだら違うものに使つていく、そういう方式で、やっぱり田んぼには米をとるという思いで民主党は農業の再生を誓つておりますので、どうぞよろしくお願いします。

ナラシの対策について伺いをします。米の価格下落への対応について、農林省は、ナラシ対策は一定の水準の収入を農家に保障するものではない、米の価格下落を防ぐためには米政策改革の下での需要に応じた米作りによって対応するという立場ですけれども、需要そのものが一向に改善しないままで、ますます米の販売収入が減少していきまふ。このような対策は米農家の経営安定につながると思ひますか。私たちの政策の方がずっといいと思ひませんか。お願いします。

○政府参考人(井出道雄君) 今委員御指摘のとおり、新しいナラシ対策につきましては、農産物の価格は市場の評価にゆだねるということを前提とした上で、この農業収入の過度の変動を緩和して経営安定を図ろうとしております。あくまで本対策では、担い手が市場のシグナルを感受して売れる物作りに取り組んでいただくことを前提としておりまして、販売価格にかかわらず、再生産可能な水準の収入をあらかじめ保障するというものではございません。

私どもは、やはり市場のシグナルというのは非常に大切でございます。これと直接関係なしに農産物の価格を補償するような措置を講じますと、消費者ニーズに合わない農産物が市場にあふれ、それらの農産物に対して財政支援を行うということになりますので、これは消費者、国民の理解も得られないということで、農政上、これは取り得ないと考えております。

先ほど、備蓄をされるというお話ございましたけれども、これはもう相当な量になりまして、相当なお金が掛かりますし、その行き先も、残念ながら、現在の備蓄米でも最後にはえさにしたりしておりますけれども、えさの方からも、もう限界である、二、三十万トンというものを持つてこられてもう限界であると言われておりますし、やはりこれも財政負担でございますので、国民、消費者が理解のできる範囲内での措置というやつぱり限界があると考えております。

○和田ひろ子君 備蓄に関してちよつと申し上げますと、市場に戻さない米ですから、皆さんが備蓄されて、回転備蓄のような備蓄の方法は取らなくていいということになっていきますから、そんなにお金は掛からないことになっておりますので、申し上げておきます。

次は、生産調整について。(発言する者あり) 答弁は求めていないから。

生産調整について。この前、やっぱり郡山の集落営農のところに付いたら、経営規模の拡大を声高に唱えているけれども、米の消費減少と価格低下が今後とも続くと見通される中で、現場では、これ以上経営規模の拡大は生産調整面積を増やすだけだということにおつしやつていました。その指摘もある中で、生産調整に参加しない農家が既に四十万戸にも上る中で、まじめに計画生産に取り組む農家にますますしわ寄せが来るというふうな言ひを聞かれましたね。そのことについてお答え願ひます。

○政府参考人(岡島正明君) 現在、生産調整について検討の場を設けております。その中で、今御

指摘のように、生産調整につきまして実施計画書未提出の方々が四十二万。ただし、一方で、実施計画書提出農業者の方々が二百九十六万ということでございますから、総数の八八％の方は出しているに達している。逆に、一二％の方が出していないということでございますし、量的ベースで見ますと、全体のうちの大体九割がいわゆる生産調整やられていく方々ということでございますので、その四十二万という数字をたらえて多いと言ふか少ないと言ふかでございますけれども、全体の割合としては一割程度であるということだと思ひます。

そうした中で、私ども、十六年度から取り組んでいる米政策改革におきましては、規模拡大を進める担い手も含めまして、需要に応じた米作りに積極的に取り組む農業者を支援するために、生産目標数量の配分に当たっては、従来の一律的な手法を改めまして、地域の担い手への配分の重点化や販売先の開拓努力の反映などを極力推進してきているところでございます。

それから、先ほど平野委員から、条件が違うじゃないかというようなことの御指摘もありましたけれども、正にそういうことも踏まえて、十五年産までの画一的な転作奨励助成金から、地域に考へていただく産地づくり交付金ということで、地域の実情に応じた形でのお金の使ひ方というふうな形で改めてきたところでございます。

こういったことによつて、生産調整について取り組まれる方々に支援してまいりたいというふうな考へております。

○和田ひろ子君 産地づくり交付金のことについて、枠が決まつていふ中で本当にという考へがあるんですが、これは、もう今日は、私は五十分までということなので、新平さんに代わりますので。

どうもありがとうございます。

○松下新平君 民主党・新緑風会の松下新平です。クルーズの格好ですけれども、地元から農政に関して切実な訴えを預かつてきておりますの

で、熱い議論をしてみたいと思っております。

法案に入ります前に、私から、BSE、米国産牛肉輸入再開の問題につきまして質問を二、三させていただきますと思います。

午前中、野村委員の方から御質問がありました。現状について報告がなされたところであります。私からは、この委員会でも与野党から質問がありました。事前の査察は必ずやるべきだと。それに対して大臣も前向きな答弁をいただいているところでもあります。午前中、野村委員の質問の中で、リスクコミュニケーション、今日から始まるわけですが、それ前に事前の査察は決定しておいた方がよかつたんじゃないか、私も同感であります。ただ、聞きますと、この日本側の事前の査察は当然日本側のリスクもあるわけで、責任問題を気にしているのではないかと指摘もされております。

今月あるいは来月には再開が決定されると報道されておりますけれども、この時点で事前の査察について一度お考えをお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(中川坦君) 米産牛肉の輸入再開問題につきましては、先生もおっしゃいましたように、国会でのこれまでの御議論、それから四月にも消費者の方々と意見交換会を既にやっておりますけれども、そこで出された消費者の方々の意見なども踏まえまして、先般の五月の十七日から十九日まで三日間掛けて行いました日米の専門家会合におきまして、この輸入手続再開のための必要な措置として日本側が今考えていること、その一つとして、対日輸出認定施設の事前の確認調査は是非行いたいということでアメリカ側に日本側の考え方は伝えたところでございます。

こういったことも含めまして、再開に至ります際に必要と考えている事柄について、今日から始まりました意見交換会で改めて消費者の方々に説明をし、また御意見をいただくということを今やろうとしているわけでございまして、その意見

交換会の、出されました意見なども踏まえて、改めてアメリカ側と再開手続についての調整を行いたいというふうに考えております。

○松下新平君 前向きに受け止めさせていただきたいと思っております。当然、このリスクコミュニケーションでもその強い要望が予想されるわけでありまして。

さらに、午前中の議論の中で、やはり同じケースがあった場合にはどうかというのがあります。そのときに答弁の中で、家畜伝染病の法案の四十条ですね、それに基づいて一月の段階と同じように判断するというものでありますけれども、私は、この政治判断、今までの判断と同じではないという考えに立つております。

それは、そもそも昨年の十二月の輸入再開のときには、やはり再開を急ぐ余り、事前の査察がなかったとか情報開示が徹底されなかった、そういう不信、不安の中でのスタートで、そして一か月後の危険部位の混入であつたわけです。ですから、予想もされない中で、その影響の大きさからすべてのパッカーからの輸入を停止したという経緯があつたと思ひます。

私は、そのときの答弁として、第一次的には米側だ、日本には責任がない、そういう答弁もあつたわけですが、同じ過ちを繰り返すわけにはいきませんし、人間のやることですから、決してミスがないということも断言できないわけでありまして。ならば、どう対応するかということも考える、それが政治判断だと思っております。どうも日本の政治家は政治判断を避けてきて、いわゆる科学的知見とか専門家の意見とか、そういうふうに出てきた嫌いがありますけれども、これは国際的な信頼を著しく低下してある現状があります。

そこで、私は、この輸入再開に当たっては、同じケース、故意に混入するというものもあるかもしれませんが、あるいは想定されないケースがあるかもしれません。そのときに、やはり今まで全部停止したから停止だということでは米側も納

得られないでしょうし、国際的な基準からも大きく逸脱するものだと思います。

そこで、先ほど申しましたように、事前の査察、そして情報公開の徹底をすれば、国民の皆さんの安心、安全、そして信頼を勝ち得れば、それは違う政治判断が当然行われると思ひます。違う判断といふのは、すべて止めるのではなくて、ミスをしたパッカーからの輸入停止という判断もあると思ひます。そのことは、私も昨年、米国のパッカーの視察をしてまいりましたし、今年連休中にもワシントンに渡りまして米国の牛肉、畜産業界の皆さんとの意見交換もしてまいりましたときに、意識の差が相当ありますし、出された資料がこちらで見ると全く違うという状況があります。

そういう中では、なかなか、二国間の問題ですが、けれども、これから想定される、あるいは予期せぬこと、そのときにまた同じ轍を踏むんじゃないかという心配から、日本側も積極的に同じ轍を踏まないことも考えるべきだという立場に立つておりますので、やはり混入したから同じ対応をするというのは政治判断としてはおかしいということ指摘しておきたいと思ひます。

さらに、私はこのBSE問題はしっかりと検証をすべきだということも思ひます。今、長々と申し上げたことも含めて、今までは事が起きたときには隠ぺいの体質がありました。なるべく情報を出さないであらうが過去の歴史から、風評被害もありましたし、それによって被害を受ける方も出てくるわけですから、時代によってはそれが選択として認められた、最良だったという時代もあったかもしれませんが、現代のような情報公開によつては明らかにマイナスであります。今回のBSE問題が正しい例でありまして、いわゆる全頭検査を導入したときのいきさつは、やはり行政不信でありました。隠ぺい体質の中で行政不信が募つて、それでどうしようもできない国内事情があつて超法規的に全頭検査を導入

したわけです。

私はそのことを評価する発言もしてまいりましたけれども、ただ、それは条件としては、一貫してそのことを日本政府として位置付けて行動していくことであります。しかし、その後、全頭検査を緩和してまいりましたし、その後の、詳しくは申し上げませんが、ダブルスタンダードの方法、手法は、私は、この全頭検査が将来こういうことまで想定しての政治判断ではなかった、場当たり的な目先の判断だったということ指摘せざるを得ないわけでありまして。

この政治判断、これから食の安心、安全と国民の関心が高まれば高まるほどいろんな問題が発生してまいりますので、このBSEの問題はしっかりと検証して、特に私が申し上げたいのは情報公開であります。

この委員会でも申し上げましたけれども、輸入再開のときの輸入申請書も黒塗りでした。そして、これは厚生労働省と農林水産省が二十五か所パッカー視察したときの報告書ですけれども、このように黒く塗りつぶされております。こういった考えでは、また同じ轍を踏むことになりまして。このBSE問題に関して全頭検査を、そして規制を緩和すること、これが科学的知見に基づくという、つじつまを合わせることもただでも大変な努力とコスト、そして多くの不安感も起こしたわけでありますので、是非ともこのBSE問題、米産牛肉輸入再開については今月、来月と言われておりますけれども、是非このしっかりと検証をすべきだと思ひますけれども、大臣の御見解をお願いいたします。

○国務大臣(中川昭一君) 今、松下委員から多岐にわたる御質問がございました。全部をフォローしなれば、後でまた御指摘いただきたいと思ひますけれども。

二〇〇一年の九月に日本で初めてBSEが国内牛で確認をされて、あのときは、率直に申し上げればまさかという感じで受け止めたわけでございます。したがって、当時は政府におきまして

そもそもこの農業というものの考え方なんですけれども、これは先輩議員もこの場でも何度も発言されていらっしゃいますが、大変リスクの大きい産業であります。自然環境の影響もそうですし、外交、貿易の問題もございます。しかし、市場原理に任せておいても今のような状態を更に加速するばかりですので、この農業、国の基としての農業をどう考えていくかというのはそれぞれの国の中心的な課題として取り組まれておりますし、食料自給率と併せて先進国に見習うところもたくさんあると思います。多面的な機能、これは

もう言い尽くされておりますけれども、これを実践していくことが今の日本の農村、農業に本当の意味での救世主になると思っておりますので、このことをちよつとお話をさせていただきたいと思ひます。

申し上げましたように、少々の対策では焼け石に水で、相当思い切った政策が必要であるとの認識から、E・U型、米国型の直接支払制度の導入を主張してまいりました。特に、米国の事実上の不足払い制度が注目されております。これは、再生産価格である目標価格を設けて、市場価格との差を直接支払や融資などによって補てんするものであります。米国農業はこの手厚い保護制度によって輸出競争力を維持しております。国内農家の経営が守られているわけであり、米政府はこの予算を増やし続けております。WTO農業交渉で国際的に非難を浴びていることでもありますけれども、やはり国の基ということで改める姿勢はありません。むしろ農業協定で合法化を目指しているという話も聞かれています。

私は、今回の法案が通ると、この日本の農業の抜本的な改革が行われないんじゃないかと危惧をしております。そこで、これまで議論もされてきているわけですが、私も、申し上げましたように、この直接支払制度の導入なくして食料自給率の向上、そして日本の農業の未来が明るくなるということは自信を持って言えないんじゃないかという考えを持っております。このことについて、今回の法案を提出されたこと、その兼ね合いで基本的な認識をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 御指摘のように、日本の農政あるいは農業が抱えている問題というのはたくさんあるわけがございます。他方、安ければ外国から輸入すればいいじゃないかと、日本に農業なんかなくてもいいじゃないかという議論は私は日本国内にはほとんどない。むしろ、これから自給率の向上も大事ですし、安全、安心なおいしいものをもつと顔の見える日本の農業者の皆さん

に作ってもらいたい、そして子供の健康のためにも、子供の発育のためにも自然と触れ合いたいという多面的なニーズを我々は背負いながら今後の施策を進めていかなければならない。そういう意味では、私も当委員会の委員の皆様方も同じような責任と誇りを共有できるのではないかとこのように思ひます。しかし、そのためにやるべきことは大変難しく、またいろいろあるんだろと思ひます。

そういう意味で、我々としては日本の食料供給という観点からも、あるいはまた農業、農村が果たす多面的な役割のためにも、それらを担う関係者の皆さん方に更に頑張ってもらいたい。この施策を導入させていたいただきたいというふうに考えております。

御指摘のように、アメリカにおいてもヨーロッパにおいても、こういう形での、まあ何色かは別にして、農業あるいは農家に対する支援というのは少なくとも先進国ではやっているわけであり、

実は途上国でもやりたいんだという話をよくWTOで聞きます。自分たちだって自分たちの農業を発展させたいから国が支援をしたいんだけど、でも財源がないんだ。ある意味ではうらやましい、だからこそ貿易歪曲なんだと、こういう議論で、WTOでよく途上国から日本も含めて責められることがあるわけがございます。

しかし、我々としては、これはWTO上の基本部分は整合性があるというふうに思っておりますので、これを導入して日本の食料を消費者のニーズにこたえられるという方向で少しでもアップしていきたい、また、冒頭に申し上げたように、農業、農村の果たす多面的な役割を更に増進させていきたいという目標実現のためにいろいろな施策をこの中でやっていきたいと思っております。そういう趣旨でこの法案を御審議をいただいているところでございます。

○松下新平君 従来、特に都市部の皆さんから言

われていたのは、農政はばらまきではないかと。農政だけばらまいて、そして仕事をしないで、まあ減反ですけども、お金だけもらっているとかいう批判もありました。しかし、私は、直接支払制度も税金でありますし、納税者の皆さんの理解が何よりも必要でありますから、この多面的機能、国土保全の機能はあらゆる機会を通じて訴えてまいりたいと思ひます。今、地方が、農村が壊れかけております。これは日本の再生にも大きな支障を来すわけですから、このことはあらゆる機会を通じて訴えてまいりたいと思っております。

(委員長退席、理事常田享詳君着席)

次の質問に参ります。
今回の法案は、これまで品目の価格に着目して支払われていた所得補償を経営に着目して支払うことに変更するという仕組み、発想の大転換の法案でございます。

これは、WTOでの輸出入の交渉が進んでいることによつて、農業も国際的な競争の中で勝ち抜いていく体力が求められていることになったことが理由と説明されました。当然そういうこともあると思ひますけれども、それだけではなくて、実は国内の財政的な問題が大きく関わっていると思ひます。農業の構造改革を行わなければならなくなつたという面もあるのではないのでしょうか。これまでの品目ごとの価格保証による経営安定対策ではなくて品目横断的な経営安定対策へと変更し、やる気と能力のある農家に施策を集中すると言われておりますが、これまでの全農家を対象とした施策を一定の農業者に集中させるを得ない理由が国にはあるのではないのでしょうか。それは財政の問題ではないのでしょうか。そのためには全農業者ではなく、やる気と能力のある農家になれなかつた農家は農業から退場しても構わないという競争原理、格差の導入を農業にも持ち込もうというものではないのでしょうか。

小泉内閣によつて我が国農業が壊滅状態になつたと言われないように、以下の質問を通じて問題点を指摘したいと思ひます。

集落営農や認定農業者に農地を集積するということが施策や予算も集中的に行うということですが、それには大きな問題があると考えられます。我が国農業者の場合は家族経営が少なくありません。また、兼業農家や土地持ちの非農家なども地域に多く存在いたします。これら農家では、土地について代々守つていかなければならないとか、自分の土地を人に任せるとは嫌だとか、又は相続の問題などで他人に預けるなどではないといつた、土地の利用に関しては意識がたかくなところもございいます。簡単にはいかないわけであり

す。そうしたいろいろな条件の農家の方々に今回の担い手の集中、特に農地の集積という課題について理解していただくことは相当の努力と時間が必要であると思われまふ。これでは集落営農が対象となるための地域の農用地の三分の二以上の利用の集積を目標とするという要件を地域で満たすことは現実には難しいのではないのでしょうか。実際に説明を受ける側が理解できないばかりか、行政やJAといった説明する側も指摘がされましたように事務的で十分に理解していないという問題も起こつていて、現場では相当混乱しているという声も聞きます。施策の内容について正確な情報を伝えるには時間が短過ぎる、急ごしらえの体制であるとの指摘がございいます。このような状態で来年度からの施策のスタート時点ではどの程度の担い手が確保できると考えていらっしゃるのでしょうか。

農水省は見通しを示すことは困難であるという姿勢を取られておりますけれども、もう来年ですからある程度の数字ぐらいは推計されているべきだと思ひますが、是非お示ししたきたいと思ひます。
○政府参考人(井出道雄君) 品目横断的な経営安定対策の対象につきましては、衆参両院の審議におきまして一定の前提を置いてお示しして、こういうことかということはお示ししております。それは経営耕地が都府県では四ヘクタール、北海道では

十ヘクタールといった一定の前提を置きまして、これに所得特例等の各種の特例がございすけれども、これは加味をしませんで考えた場合には、現時点におきましては対象者の割合は三割程度、対象面積の割合は五割程度と試算されると申し上げております。

ただ、これは繰り返しになりますが、所得特例や地域特例といった特例による参加者というものはカウントしておりませんし、今後の担い手育成の取組の進展度合いによりまして大きく変わるということで、対策導入時における対象者数、対象面積を正確に見通すというのはやはり困難でございます。

【理事常田享詳君退席、委員長着席】

いずれにしても、現在農業者団体とも手を携えまして一生懸命この担い手づくりに励んでいられるわけでございすので、十九年度からの対策の円滑な導入に向けて更にこの意欲と能力のある担い手の育成確保に全力で取り組んでまいります。

○松下新平君 具体的な数字はお示しいただけませんでしたが、短期間で無理やりに担い手をつくってもやはりひずみが出るのではないかと心配をしております。

本施策の対象となる集落営農組織とは、将来的に効率的で安定した経営を行うことができるような特定農業団体、又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織とされております。その要件は農業生産法人化を目指す地域の三分の二以上の農用地の利用の集積を目標とするなどとされておりますが、数年後にはやはり無理があるので集落営農から離脱したいという農家が出てきたとき、要件は満たせなくなることも考えられます。悲観的な見方かもしれませんが、これも実際、現場からの切実な声であります。

そうした場合を想定して、農水省としての指導なり対処策なりは準備されていらつしやるのでしょうか。もしあればお示しいただきたいと思っております。

○政府参考人(井出道雄君) 今委員御指摘のとおり、この対策の対象となります集落営農組織につきましては、規約作成、経理の一元化を始めとする五つの要件というものを満たすことが必要とされております。

この集落営農の組織化、法人化に当たりましては、従来から国として普及指導員等の指導者を育成するための研修会等を開催するなど支援を行ってきたわけでありますが、この十八年度予算でも、先ほど来御説明をいたして、集落リーダーを発掘してその調整活動を支援するというところで二十億円の予算も計上し、さらに集落営農の中で会計責任者を育成するとか、JAの会計システムを活用して支援システムをつくるとか、あるいはこういった集落営農組織にも集落で使える大規模な農業機械の導入についても支援をするというような措置を十八年度予算で講じております。

御指摘のように、その要件を満たさなくなるということについては非常に、あつてはならないことでありますから、いったん集落営農組織として立ち上がりまして、その後も、その立ち上げについて、現在地域の担い手協議会を軸にいたしまして、普及所あるいは市町村、JAの職員がチームを組んでサポート体制を取っているわけでございす。ですが、でき上がりました後、この五要件のうち三つは目標でございすから、目標に向かって進んでいかなきゃならないわけでございまして、そういったものについて、集落リーダー、先ほど申しました三千数百名の集落リーダーもお願いしておりますけれども、こういった方々が集落営農組織の運営をサポートしたり、組織化に寄与した現場の普及指導員等が助言、指導を行うというによりまして、こういった立ち上がったばかりの集落営農組織が要件を欠くことにならないように、これを未然に防ぐ活動をしっかりと展開したいと考えております。

○松下新平君 いろいろ、地元の声ですのでよろしくお願いいたします。元々の農家単位の耕地面積が大きい平場地域では、担い手の農地の利用集積は割とスムーズにいくことが今までも出てまいりました。集落営農にしても、そういった地域であれば参加する農家戸数が少なくても要件を満たせるわけですが、中山間地はどうかはきません。中山間地では農家が所有する農地面積が元々小さいために、ある程度まとまった農家戸数が参加することが必要となってくるわけでありす。知事による規模要件の特例という措置もありますけれども、これも緩和された集落営農の要件まで農地利用集積が居かないことも考えられます。また、こうした地域では効率化が思うようにできず、農業所得の目標などもそれほど多く設定できないことも考えられます。それでは、そのような土地、農家の特性を持った地域は切り捨てられることになってしまうのではないかと心配しております。

集落営農の要件の弾力的な運用が行われることがそれぞれの地元からも特に要望されておりますので、是非とも前向きな御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(井出道雄君) 中山間地域等の集落営農組織につきましては、今委員からも一部御指摘がございましたけれども、集落内の農地が少ないうち三つは目標でございすから、目標に向かって進んでいかなきゃならないわけでございまして、そういったものについて、集落リーダー、先ほど申しました三千数百名の集落リーダーもお願いしておりますけれども、こういった方々が集落営農組織の運営をサポートしたり、組織化に寄与した現場の普及指導員等が助言、指導を行うというによりまして、こういった立ち上がったばかりの集落営農組織が要件を欠くことにならないように、これを未然に防ぐ活動をしっかりと展開したいと考えております。

また、集落営農組織も、例えば島根県が非常に進めておられますけれども、それを飛び越して集落営農組織を農業生産法人化をするということになりますと、これは法人として認定農業者になりますので、これは四ヘクタールで個別経営の規模要件を満たすということにもなりまして、そういうことで、原則を緩和するだけでなく、生産調整を受託する集団として、あるいは農業生産法人化をするというような方策も許されているわけでございます。

さらに、広島県等で行われておりますけれども、隣接の集落と合わせて一定の要件を満たす組織を作っていくと。また、それをコアに更に中山間地の集落営農組織を拡大していくというようなこともなされておりますので、そういった種々の方策によって門戸は開かれていると考えております。

○松下新平君 次に、これも地元からの声でありす。長年、政府が取ってきた生産調整施策などに対応して、農家が経営の安定化に早く取り組んで成果を上げてきた先進的なケースがございす。こうした専業の農家は、それぞれ努力されて競争力も高いわけであります。ただし、それらの中には米作をやめて畜産や果樹に生産品目を切り替えたところが多く、これら農家は、本家では対象五品目でもなく田や畑でもないために品目横断的経営安定対策の対象とならず、品目横断的交付金が受けられなくなりました。品目別経営安定対策も残るといふことですが、農水省の掲げる担い手への施策の集中という流れの中では、こうした品目に置いていかれるのではないかと不安も感じているのではないかと思います。

その中で、対象五品目以外を主要品目としている複合農家への考え方を御尋ねいたします。畜産農家や果樹農家などでは、小規模経営で収益率も高いわけですが、耕地作物の量が少なく、特に米や麦、大豆といった対象五品目を作っても量が極めて少量なために収入の二七％を超えていることは困難でございす。これら畜産・果樹農家がやはり今回の施策の対象者となっておきたいと考えたときにはどのような方法が考えられるのでしょうか。例えば、こうした農家が保有している米や麦、大豆を生産するための農地を少量ずつ

でも持ち寄って、場合によっては数十軒が集まることもあるでしょうが、とにかく四ヘクタール以上にしてこの対象作物を作る認定農業者に耕作してもらおうということで施策の対象者となることもやり方としては考えられると思います。

こうした要望も地元から多いので、是非要件の弾力化の中で検討していただきたいと思うのですが、農水省としてこういったケースを含めることも考えられるか、お伺いいたします。

○政府参考人(井出雄雄君) 今お尋ねの畜産農家ですとか果樹農家については、現在ではほとんどの方が部門専門といえますか、ほとんど酪農あるいは果樹作で食べておられるという経営体が多に多いと思います。その酪農、畜産、果樹の経営そのものについては、これは今回の品目横断的経営安定対策とは別に、個別の畜産対策、果樹対策、野菜対策として別途価格対策その他の経営安定対策が従来からも講じられておりますが、これはその分野として継続されるということにまずなっております。

それから、こういった酪農、果樹農家等について、一部その土地利用型農業、米、麦、大豆も作っておられるというような経営体につきまして、いわゆる所得特例というものを講じておりまして、この特例につきましては、市町村が定める基本構想におきまして、近傍のサラリーマン世帯並みの所得を確保するというところで、例えば四、五百万とか五、六百万とか、構想が決まっておりますが、その過半の農業所得を、これはもう果樹でも酪農でも何でも結構なんです、農業から全体から上げておられるということが一つの要件と、もう一つは、その対象となる米、麦、大豆の収入所得、経営規模が全体のおおむね三分の一以上ということになっておりまして、収入所得が三分の一なくとも、経営規模が三分の一以上であればよいと。

ということ、例えば果樹をやっているというとか野菜をやっているという農家で、例えばの例でございますが、一・五ヘクタールの規模で

あった。それで、一ヘクタールの果樹園とか野菜畑を持っておられまして、五十アールで米作っている。全体としては一・五ヘクタールでございますけれども、こういう人たちが、全体としてその地域で五百万というのが基本構想の目標所得であるのに対して、二百五十万とか三百万の所得を既に上げておられて、そういう経営規模も先ほど申し上げたような規模であれば、一・五ヘクタールの規模であつても五十アール米作っておれば、これは対象になるということでございまして、いわゆる果樹地帯とか野菜地帯とか、そういう地帯では、この所得特例を活用していただくことによつてかなりの農家が対象農家になってくれるというふうに考えております。

○松下新平君 最後の質問になります。

集落営農での農用地利用集積をした場合に、効率化として経営改善努力の観点からは基盤整備事業や圃場整備事業が有効かつ必要であると思われる。特に、広い平野部の多い地域であれば田の一枚当たりの広さも大きく、集積した場合も圃場整備などにより効率化することは割合とよいのではないかと考えられます。ある程度の整備は既に行われているところが多いでしょう。しかし、中山間地の多い九州などでは、棚田のような地形のところもあれば、そうした中山間地で圃場整備も行われていないために、田の一枚当たりの広さが狭くて集積も困難なところも多くございます。

認定農業者に農地を集積しようということですが、中山間地では全体の耕地面積も狭いが、区画整理ができておらず、一枚当たりの田の面積も小さいところが多いわけでありまして、一件の農家が所有する田の枚数は、数十枚となる場合もございします。そうした条件の下で認定農業者に四ヘクタールの農地を集積しても、実際は取り組めない、そういうところが中山間地には多いと思われるんですが、この法律で、中山間地のような整備のできていない農地を持つ農業者は農業をやめろということなんでしょうか。中山間地などでは耕作放棄地が増えてもよい、そういうお考えなのでしょうか。

か。お伺いいたします。

○政府参考人(井出雄雄君) 先ほどお答えいたしましたように、中山間地域については、集落営農組織を作る場合でもかなり面積要件を思い切つて緩和をいたしておりますし、それに生産調整を実施する集団を組み合わせるとか、あるいはその集団を飛び越えて農業生産法人化した場合には、これは認定農業者になりますから四ヘクタールで結構でございますということになりまして、そういう意味では、中山間地においても本対策の対象になり得ることは当然でございます。

現に、先ほど御紹介いたしました、鳥根県では、そういう特定農業法人という形で集落全体として八ヘクタールとか六ヘクタールしかない。私も行ってそのリーダーの方にお会いしてお話を聞いたところがありますが、そういうところで特定農業法人化をされて対象者になったということも、鳥根県ではそれがかなりの数、今できておりますんで、そういう工夫の余地はあると。決して中山間地を見捨てるものではないというふうに考えております。

○松下新平君 いろいろ申し上げてまいりましたけれども、ほかにも高齢地域の問題ですとか、それぞれ、先ほどありましたけれども、担い手にインセンティブ、それが与えられてない、集落、特に集積の方が大変問題になっているわけでありまして。限られた時間ですけれども、この委員会でもそういった地域の問題を明らかにして、これから政令、省令の中で具体的にこの法案の運用が決まっていっていただくわけでも、更に地域の声を届けてまいりたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○谷合正明君 公明党の谷合正明です。本日は、農地・水・環境保全向上対策について伺いたいと思います。

まず、対策そのものということではないんですけども、前段として、水に対する質疑をさせていただきます。世界銀行の元副総裁が、二十世紀は石

油で戦争が起きたと、二十一世紀は水をめぐる争いの世紀となるだろうと言われました。本年三月にはメキシコで世界水フォーラムが開催されました、そのうちのテーマの一つとして食料・環境のための水管理というものがありました。世界人口を養うための食料、またその食料を生産するための水をいかに確保できるかが今世界的に大きな懸念となっているところでございます。実際に世界の水資源の約七割から九割は農業用のかんがい用水だと言われているわけですが、つまり農業を他国に頼み出すことは水資源を他国に頼み出すことにつながると、間接的にですね、つながると言われているわけですが。

実際、昔は水と安全はただだと言われておりましたが、今やもう水も安全もお金で買う時代になりました。例えば、ミネラルウォーターでございますが、二〇〇五年の統計で出荷額で約一千四百億円あると、そのうちの二百六十億円は海外からの輸入のミネラルウォーターだと、もうそういう時代に入つてまいりました。

そこで、初めに、経済産業大臣として石油を取り扱つてこられた大臣に、この水という資源に対する認識、御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 谷合委員の、水を取り上げられたということは、私は極めて、私自身政治家としても大事なポイントだということふうに思っております。

今御指摘のように、日本は資源はないけれどもせめて水ぐらいはというふうに思われがちでありますけれども、日本は世界一の水輸入国であります。パーチャルウォーターという話を前にいたしますと、日本は世界じゅうから農産物を輸入している、つまり世界じゅうから水を輸入している。一キロの穀物を作るのに、あるいは一キロの鶏肉、豚肉、牛肉を作るのに一体何トンの水が使われているのかということと考えますと、日本は食料を輸入しているというよりも世界じゅうから水を、まあある意味で奪っているというふうに私は常日ごろ思っております。そして、日本は水ぐ

らしいと言っておりますけれども、日本の一人当たりの水確保量というのは世界の平均よりもはるかに低いという事実もあるわけであります。

今御指摘のように、先日、メキシコで世界水フォーラムがございまして、皇太子殿下が江戸時代の関東の水状況ということで講演をされましたけれども、大変すばらしい内容でございました。いかに水、水路が江戸の生活、あるいは江戸の食料を支えているかという講演でございました。前は関西地方で、滋賀、京都、大阪ですが、日本で行われたわけでございます。日本においても、日本においてすら水というのは大変デリケートな資源である。まして世界じゅうになりますと、満足な水を確保できている人たちは世界中でも四分の一ぐらいしかいない、安全な水、これが確保できない、まして食料すらということになるわけであります。排水においても同じであります。

そういう意味で、経済産業省時代にエネルギーについてやっていたらというふうに御指摘がございましたけれども、私は、エネルギーをやればやるほど実は、食料と並んで根拠である水の問題に疑問を、疑問というか問題意識を持つようになったところがございますので、大いにこの後の谷合委員のお話あるいは御質問を通じて水の問題について考えていくことが、この食料問題あるいはまた地球の貧困、飢餓、病気の問題にもかかわってまいりますので、私としてもこの問題には極めて大きな問題意識を持っているということをまず申し上げさせていただきますと思います。

○谷合正明君 先ほど、今大臣の認識の中で、決して日本は水資源に恵まれているとは言えないとありました。私も調べて驚いたわけでございますが、年間降水量の世界平均というのは九百ミリである。日本は約二倍ある。それだけ考えれば確かに水は豊富だろうと思うんですが、一人当たりの利用可能な水の量、これを水資源賦存量と言うそうなんですが、これは国土交通省の調べによると、一人当たり年間で三千三百立米。これがど

れくらいのものかというと、フランスだとかイタリアだとか、そしてイラクと同じ程度だということとでございまして、決して恵まれているとは言えない。

さらに、日本を地域別に見ていくと、北海道はアメリカと水資源賦存量は同じ程度と。東北、北陸、四国はギリシャ。東海、中国、九州はメキシコ。沖縄はイラン。近畿は韓国。関東に至ってはエジプトと同程度であるということとでございす。私は、これ国土交通省の出している資料でございますので、本当にただ単に危険をおおるようなレポートでもございせんので、しっかりとしたデータに基づいた話だと思ひます。

そこで、数字を確認させていただきますが、日本国内での年間総水資源使用量というのはどのくらいあるんでしょうか。

○政府参考人(山田修路君) ただいま国内の年間の水の総使用量についてのお尋ねでございます。

これは先生お持ちの資料と一緒にあります。が、国土交通省の土地・水資源局が公表している資料、これ十七年度版の「日本の水資源」という資料でございますが、これによりまして、平成十四年の数字でございますが、全国の水使用量は約八百五十二億トンというふうになっております。

○谷合正明君 そのうち農業用水はどのくらい占めているんでしょうか。

○政府参考人(山田修路君) 同じ資料でございますが、農業用水としての使用量は約五百六十六億トンということで、全体の約三分の二程度になっている状況でございます。

○谷合正明君 全体の六割が農業用水だということとでございすが、これ以外にもカウントされない例えは養魚用水というんでしょうか、そういうものも五十四億トンほどあるということとでございす。

先ほど大臣の方からバーチャルウォーターという言葉が出ましたが、日本語で仮想水、この仮想水ということですが、平成十六年度版の食料・農業・農村の動向の報告書の中にコラム記事

として載っておりますが、まずこの仮想水量、これは東大の生産技術研究所の助教授の沖先生が研究されているそうですが、この仮想水量、バーチャルウォーターというのはどういう考えなのか、改めて説明いただけますか。

○政府参考人(山田修路君) このバーチャルウォーターという考え方でございますが、ある国が輸入をしている食料ですとか、あるいは工業製品もあるんですけども、そういった食料や工業製品をもし仮に自分の国、自国内で作るとしたらどれだけの水が掛かるかというものを計算をしたものでございます。したがって、そのバーチャルウォーターというのは、ほかの国で作ったものの水そのものではなくて、それを国内で作ったなら幾らの水が必要であるかという計算に基づくものでございます。

○谷合正明君 つまり、例えば小麦を作る際に、アメリカでは、一キロ当たり水が日本と使う量と違うわけ、そういう意味の説明だと思ふんですが、果たして一体日本は年間どのくらいこのバーチャルウォーターを輸入しているのか、数字でございますか。

○政府参考人(山田修路君) これも国土交通省が発表いたしました「日本の水資源」という資料でございますが、平成十四年ベースのものを計算しておりますが、平成十四年ベースのものを計算をしておりますけれども、農作物五品目、これはトウモロコシ、大豆、小麦、米、大裸麦、それから畜産物の四品目、これは牛、豚、鳥、牛乳・乳製品、それから工業製品について試算をしておりますが、総輸入量としまして年間約六百四十億トンの水が輸入されているという推計になっているというところでございます。

○谷合正明君 そのうち農産物、また畜産というのはそれぞれどのくらいあるんでしょうか。

○政府参考人(山田修路君) 今の試算によりまして、農作物については年間約四百四億トン、それから畜産物につきましては約二百二十三億トンと

いうふうになっております。

○谷合正明君 水の自給率という言葉があるんだとすれば、私は勝手に計算しましたけれども、今言われた日本国内で使う農業用水、そしてバーチャルウォーターで、入ってくる農産物と畜産物に掛かる水の使用量、これを分母でして、分子に日本国内の農業用水の使用量をしてみますと大体まあ五〇％だ。日本の食料自給率は四〇％でございますので、若干それよりは高いんですけども、それだからいいというわけじゃなくて、いずれにしても水もそれくらい海外に依存しているということだと思ひます。

そこで、問題は、例えば水が入ってくる先のアメリカだとかあるいは中国におきまして、今水問題が発生しているということとでございす。こういう食料安全保障を考えたときに、こういった視点というのは大事だろうと私は思うわけでございます。

細かい話をさせていただきますけれども、小麦一キロを作るのに約二万リットルの水が必要だと。牛肉一キロを作るのに約二万リットルの水が必要だと言われているわけでございすが、大体これは牛一杯当たりどのくらいかという、二立米です。二立米は二万リットルですか、牛一杯で二立米の水が必要だと言われている。これは、牛、牛はたくさん水を消費します。これは、またその飼料にもたくさん水が必要だということとで、こういうオーダーになるわけでございすが、こういう水、この資源というのは、ある程度日本では当たり前だと思つたけれども、やはりある意味危機感を持って接しなきゃいけないものだと思います。

私はこれを考えたときに、日本には森林がたくさん豊富にある。国土の六割以上、七割近くが森林に覆われている。しかし、森林の木材自給率は一八％だ。日本にこんなにたくさん資源があるのに実際使われていない。それだけじゃなくて、実際に山が荒廃しているじゃないかと。こう考えていきますと、日本には水がたくさん豊富

にある。しかし、他国に食料を依存するという
ことで、回り回って水管理が果たして適切に行わ
れるのだろうかという疑問も持っているわけでご
ざいます。

今回の対策でございます農地・水・環境保全向
上対策でございますが、私はいろいろ大綱も読ま
せていただきましたが、ここに欠けているのは、
水はあつて当たり前だと、危機意識がないんじや
ないかと。もう一つは、ほかの省庁との連携とい
うのはどうなっているのかということございま
す。

今回、水はあつて当たり前だというような意識
があるんじゃないかと指摘させていただきました
けれども、実際、日本国内の水資源を実際に多く
使うのは農業用水でございます。それだけ農林水
産省の役割というのは大きいと思います。

もう一つ、他省庁の連携ということございま
すが、水資源の管理、今も国土交通省のこのレ
ポートによつていたわけでございますが、一義的
には国土交通省がダムなんかをたくさん持つて管
理もしておりますけれども、国土交通省だけじゃ
なくて環境省もやはり関連している。水に関連
する法律が六十本ぐらいあるそうなのでございま
すが、環境省が二十三本、国交省が十八本ぐらい
ある。農林水産省はどのくらいあるかというこ
とは分からないですけれども、いずれにしても、
それぞれが互いの専門性を發揮して連携して
いけばいいんですが、今のところ私は縦割りのま
まじゃないのかなと、この水資源をめぐるこの戦
略的な扱いですね、そう思っているわけございま
す。

そこで、改めて水資源の管理について他省庁と
の連携をどうしていくのか、そしてまた農水省自
身としてどう取り組んでいくのか、大臣に伺いま
す。

○国務大臣(中川昭一) 御指摘のように、水と
いうのはほとんどが海水、ほとんどというか多く
が実は海水であり、そして真水においても、地球
上に存在する真水のうち人間が利用している量は

たしか〇・〇〇一ぐらいしか人類は利用していな
い。その中で、先ほど申し上げたように不足して
いる人たちらも大勢いるという状況でございます。
それから、日本の場合には、先ほど谷合委員も
おっしゃいましたけれども、意外と水の保有量は
少ない。しかし、日本では、ある統計の、これは
記憶でございますけれども、一トンの水を何日で
使うかという統計がたしかあつたんですけれど
も、アメリカ人は二日で一トン使う。日本人は三
日で一トン使う。欧米の人は四日ぐらいで一ト
ン使う。中国になりますと二十日で一トンの水
を使う。アフリカの飢餓地帯になると、一トン
の水で一年間暮らさなければいけないというぐら
いに水に困っている人たちらも地球上には大勢い
るという前提になると、本当にこれは水、農業用水
であろうと工業用水であろうと、まして生活用水
であろうと、日本においても私は水というのは大
事だということふうに思います。まあ、水を制する者
は中国を制するという言葉もありますし、また緑
の革命という言葉もあるわけでありまして、正
に二十一世紀は私は水の世紀だということふうに思っ
ております。

そういう中で、基本的に日本は、もちろん森林
等があるいはダムが保管している水もありますけ
れども、いわゆるフローでいいますと、雨として
降ってきたものを山でためたりいろいろなところで
ためて、そして川を流れて海に流れていく。その
うち三分の一は蒸発する、三分の一は地下に入っ
ていく、三分の一が川を流れて、大ざっぱにいけ
ばそんな感じの中で、片っ方で農業用水だ、片っ
方で森林用に水を使う、片っ方で工業に使う、
片っ方で生活用水に使う。したがって、建設省
だ、農林水産省だ、厚生労働省だということにな
つておりますけれども、そんな縦割りでもって
我々の暮らしや生活は水に頼るということには私
は限界があるんだらうというふうに思います。

したがって、農林水産省の中はもとより、
行政全体においても水に関して、管理の問題は問
題として、縦割りによつて水が有効に使えないと

か、あるいはまた、いろんな問題に対応できない
とかいうことがあつてはならないと思ひますの
で、先ほどの世界水フォーラムが契機になつて、
今各省庁間、一層連絡を密になつておると思ひま
すけれども、当然そうしなければいけないという
ふうに考えております。

○谷合正明君 力強い、また前向きな御答弁をあ
りがとうございます。

そこで、農業用水の使用量でございますが、先
ほど答弁の中で約五百六十五億トンですか、これ
はただ過去三十年間ずっとトレンドで見ていきま
すと、ほぼ変わっていないと思ひます。三十年
間、農家の数も減つていく、農地も水田も減つて
きている、一方で農業用水の使用量というのは変
わっていないということは、これはどういう理由
なんででしょうか。

○政府参考人(山田修路君) ただいま農家の減
少、あるいは農地、水田の減少、作付けの減少等
によつてなぜその農業用水の利用が減らないの
か。まあ徐々に減つてきているんですが、今
おっしゃつたようなことに比べて減り方が少ない
ということなんですけれども、私ども、その農家
なり農地の減少がそのまま農業用水の利用量の減
少に、並行的にというんでしょうか、同じ比率で
つながらないようなものではないというふうに
考えております。

といいますのは、水田についていいますと、現
在、水田について汎用化ということでは整備整備を
進めております。汎用化というのは畑作物も植え
られるようにしていこうということなんです、
そうしますと、要するに地下に浸透する量が増え
ていく、汎用化をすることによつてですね。それ
から、あるいは圃場が従来よりも、水田が従来よ
りも乾燥化した、乾田化しているというんでしょ
うか、そういう状態になつていくというようなこ
とがありまして、どうしても同じ水田でも必要な
水の量は多くなつていくということになります。
それからもう一つ、水を利用するときに、特に
農業上の利用の場合には一定の水位を確保して、

それでその水圧で圃場に送り出す、あるいは水路
の支線がありますけれども、そこに水圧で送り出
すという形のものが多いわけですので、ある程度
の水圧を確保するための水の量というのがやはり
必要になります。

そういう意味で、例えば水田の面積が減つてき
たことがイコール農業用水の減にはつながらない
ということでございます。

それからもう一つ、畑地についてでございます
が、畑地はこれまで余りかんがひの施設が十分整
備されていなかったわけでございまして、そこが
また畑作農業の一つの問題点であつたわけでござ
いまして、これからますます畑地かんがひ施設の
整備を進めていこうというふうに考えておりま
す。

そういったことから、そういう畑地かんがひ施
設の整備に伴つて農業用水の利用量が増えていく
ということもございまして。そういう意味で、水田
の減少等に見合つて農業用水の利用総量が減つて
きているわけではないという状況でございます。

○谷合正明君 そうしますと、必要な水の量とい
うのは今後増えてくるんでしょうか、変わらない
んでしょうか。

○政府参考人(山田修路君) 今申しましたよう
な要因、いろんな要因がありますので明確には申せ
ませんけれども、そう大きな変化はないんじやな
いかというふうに当面は見えております。

○谷合正明君 農業用水の使用量というのは、い
ろいろな条件、物理的条件とかもあつて一概に言
えないというふうな話だと、私もそれは理解して
おりますが、ただ、一方で、いろいろその理由の
中で地下浸透とか水圧が必要だとか言われてい
ますが、本当に忘れてはいけないのは効率的な利
用ができていくのかといったところだと思ひいま
す。農業用水を生活用水に回してほしいとかいう
声もあるぐらいでございます。

今回、農地・水・環境保全対策では、農地の経
済的利益ということで七兆から八兆円ぐらいある
と。森林では七十兆円あると。だから、公共財と

して農村をみんな守つていこうというような話だと思つてございますが、これだけ水を使つて、この農業セクター、効率的に利用をやはり農業セクターもしていかないとはいけないんじゃないかなと思つておられるわけでございます。

そこで、改めて質問させていただきますが、社会共通資本として農業用水の資源の質を高めると今回の対策の大綱にも書いてございますが、改めて、なぜ支援が必要なのか、農地、水、環境を守つていくという支援が必要なのか、そのところを今の議論を踏まえて大臣にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 今回の農地・水・環境対策というのは、結果的には農業生産にも大きく貢献いたしますけれども、いわゆる車の両輪といまして、ある意味では入口は二つに分けて考えているわけでございます。と申しますのは、先ほどからお話がありますように、水というのは、もちろん農業用水だけではなくて、水系の中であるわけでありまして、その水系を引つ張つてきて農業にも使うし、生活用水にも使うし、工業用水にも使うこともあるということでございます。まして、小さな単位であつてもやっぱり水というのは共有の財産であるという前提で、しかも水も、先ほどの話もお話もあるように、決して無尽蔵で、しかもほつておいても来るものでもない、水管理というのは極めて大事であるというふうに考えております。

そういう意味で、今回のこの農地・水・環境対策というのが、正に持続可能な農業、持続可能な農村集落生活等に極めて大事なことでございまして、ほつておいたら少なくなつてしまふとか、あるいはどこかにあふれ出て流れてしまふとか、あるいは蒸発しやすくなるとか、それによつて農地も荒れていく、町も荒れていくということになりますので、そういう観点から、この対策においても水の位置付けというのは極めて大きい、きちつと対応していかなければいけないということを進めていかなければならないと思つております。

す。

○谷合正明君 持続可能な、また循環型の日本型のこの水利用システムというのは、私は世界に誇るべきものだと思つておりますし、また、今後人口が急増するこのアジア地域において、私は一つ日本がモデルを示せるものだと思つております。食料管理における水資源の在り方としてですね。ですので、今回の対策を通じてこういった日本型の水利用システムというものを世界に是非とも大臣には発信していただきたいということを要望させていただきます。

次に、各論の話になりますが、有機農家、有機農業について質問をさせていただきます。

今回の対策におきましては、環境支払の対象者として、まずエコファーマーであることが条件になつておられるわけですが、有機農業者には、JAS法に基づいて、この有機JASを受けて有機農家だということで頑張つていらつしやる方もたくさんいらつしやると思います。

質問は、改めて、有機JASを持つている方が改めてエコファーマーの認定を受ける必要があるのかということでございます。

○政府参考人(西川孝一君) 先進的な営農支援ということについてお尋ねでございますけれども、この新たな土地・水・環境対策におけます先進的営農の支援につきましては、単に粗放的な栽培によりまして化学肥料、化学合成農薬の使用を低減するのではなくて、適切な代替技術の導入によつて生産性との調和に配慮した生産を推進する観点から、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、いわゆる持続農業法と言つておりますけれども、これに基づきまして、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の低減技術を組み合わせて行う生産方式に取り組む農業者、いわゆるエコファーマーであることを要件としているところでございます。

このため、有機JAS認定を受けている農業者の方々についても、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の低減技術を組み合わせて行う農業生産方式

式の導入に関する計画を作成していただきまして、持続農業法に基づくエコファーマーの認定を受けていただきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○谷合正明君 計画を作成してまた改めて認定を受ける必要があるということでございますが、先日、私もある有機栽培している有機農家の方から陳情をいただきました。その一つが、今回の対策とちよつと趣旨が外れるんですが、いわゆる表示制度について陳情をいただきました。つまり、幾らコストだとか手間を掛けて、時間を掛けて有機JASの認定を受けたとしても、なかなかこれが消費者に周知されていなくて、メリットがないというわけでございます。

今、そのエコファーマーの認定も必要だということな話もございましたが、これまたエコファーマーの認定を受けるというところにもやはり同じような手続が必要でございますが、エコファーマーと有機JAS、その趣旨は違いますが、同格には扱えませんが、まず、消費者にとつても、似たような言葉が並んでくると、よりまた混乱してしまうのではないかと、これをまた私ちよつと心配しているわけでございますが、まず有機農家から陳情を受けたこの表示制度の在り方について、ちよつと御所見というか、見解をいただければと思ひますが、よろしく願ひします。

○政府参考人(中川昭一君) 有機JASの規格、これは平成十二年の一月に発足したものでありますけれども、その背景としましては、もう御案内のことかと思ひますが、それ以前は、こういった有機の関係の表示というのはガイドラインでやつておりました、強制力もありませんでした。そういうこともありまして、この有機何々と、あるいはオーガニック何々というふうなそういう表示の中に、正直言つてまがいものも結構あつたというふうな、そういうことが背景としてこの十二年に

有機JASの制度ができたわけでございます。有機JASと、そういう表示が付いているものについては、きちつとした生産行程管理が行われた

そういう農産物であるということを保証するものとして、消費者の方々の商品選択に資するようにということでもできたものでございます。

メリットのことを今お話しになりましたけれども、もちろん品目、あるいはどの時期によるか、取るかということでも多少違いがあるかと思ひますが、有機農産物は、一般の国産農産物と比べまして、市場の価格は四割とか、あるいは物によつては倍ぐらい高いというのが実態でございます。そういう一定の高付加価値の商品としての評価は得ているというふうに思つております。

ただ、有機のその認証を取るためにそれなりの手間も掛かるということで、できるだけこの有機JASの制度が普及、定着をしますように、二つの面で努力していかなければならないと私も思つております。

一つは、生産者の方々にできるだけ情報提供して、その有機JASの認証を得るための手間を少なくしていくということでございます。このためにハンドブックを配布をいたしました。あるいは事務負担の軽減や認定取得のためのいろんな情報提供に力を入れております。

もう一つは、消費者の方々に、有機のJASのマークが付いているものはどういうものかということをもちよつと広く御理解をいただく必要があります。こちらの方もパンフレットを作りました。有機JASとはどういうものかといった面でのシンポジウムを開き、あるいは雑誌の中に、そういった広告、広報活動の一環としてそういうものを載せるという、そういう取組をいたしております。

この生産者への働き掛け、消費者への働き掛け、双方の働き掛けを行うことを通じまして、有機JAS制度につきましても更に一層の定着を図つていきたいというふうに思つております。

○谷合正明君 是非しっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。続きまして、もう時間が迫つてまいりましたので、全国農地保有合理化協会、略称で全国協会と

平成十六年度決算についての会計検査のあらましが本年の二月に公表をされました。この会計検査院からの指摘によりますと、決算剰余金が基盤強化、農業経営基盤強化措置特別会計ですね、この特別会に多額の剰余金が発生していると。また、その上で、二段階として、全国協会にも滞留しているお金が多額に上っているというような指摘がございました。

ちよつと分かりづらいのもう一度説明しますと、まず国、基盤特会有ると、その基盤特会から資金補助が全国協会に行く。全国協会が無利子の貸付け・助成を都道府県の公社にすると。そして、都道府県の公社が農家との間で農地バンクの役割をして、農地の買入れ・借入れ、売渡し・貸付けを行うというものでございますが、この基盤特会にまず決算剰余金が八百億円あったと、平成十六年度末に。一方、資金補助を受ける全国協会に四百九十四億円あったといったことが指摘されて、効率的な資金の使われ方ができていないんじゃないかという指摘だったと思います。

特にこの基盤特会の業務は、大きく四つありますけれども、そのうちの 하나가農地保有合理化促進対策でございます。ほは、この基盤特会の歳出の九割がこの農地保有合理化促進対策に使われているわけでございます。この対策の支出というのは近年伸びていると。しかし、伸びているんだというけれども、どこに支出されているかというと、全国協会に資金補助として入っていると。じゃ、全国協会の中で農地の流動化に資するための事業に使われているかというと、そうじゃないと。全国協会に四百九十四億円がたまっている状態だと。しかも、全国協会は平成十二年から平成十六年にかけて約二百四十億円が、この保有金額が増えていくといったことでございます。

まず、この会計検査院の指摘を受けて、この指摘をどのように農水大臣は受け止められたのか、それについて伺います。

○谷合正明君　それで、指摘を受けてどういう改善策を講じたのか、また講じようとしているのか、この点についてお願いします。

○国務大臣(中川昭一君) 直近の会計検査院の御指摘をいただきまして、全国農地保有合理化協会の資金につきましては、平成十七、十八年度におきまして七十七億円を基盤特会に返還いたしました。基盤特会の剰余金につきましては、平成十八年度におきまして二百九十五億円を一般会計に繰り入れる、つまり戻すということにいたしました。

今後、不必要に余っているものはどんどん戻していきたいというふうに考えております。

○谷谷正明君 この数字の根拠というのでも聞か
ないといけないだと思っんですけど、ちよつ
と時間がございませんで次の質問をしますけれ
ども、今、全国協会、財団法人の全国農地保有合
理化協会という言葉が出てきましたけれども、こ
の全国協会の果たす役割というのは、これはそも
そも何なんでしょうか。

○政府参考人井出道雄君）農業の構造改革を推進していく上で、農業経営の規模拡大ですとか農地の集団化が重要でありますけれども、この規模を縮小する農家から農地を買入れたり借り入れたりしたりしてまして、認定農業者などの担い手に売り渡したり貸し付けるといふ農地保有合理化事業というのを推進しております。最近では、この担い手の農地の利用集積面積の約半分、一万八千ヘクタールが農地保有合理化事業により行われているわけでございます。

全国農地保有合理化協会は、こういった農地保有合理化法人、先ほど委員から御指摘がありました

○谷合正明君 全国協会というのは、基本的には

資金を貸し付けたり助成するというのが役割でございますので、この農地の流動化ということにつきましては直接は関係ないというんでしょうか、この農地の流動化については、やはり法人の方、略称で県公社と言わせていただきますけれども、こちらの方の役割というものが大事だと私は思います。

昨年、法改正されましたけれども、この農地の流動化を進めるためにもこの都道府県公社の役割というものが重要だと考えるわけでございますが、どのような対策を講じようとしているのか、この点について伺います。

○政府参考人(井出道雄君) 委員御指摘のとおりでございます。県公社等の農地保有合理化法人が農地の仲介をするという機能が非常に大切でございます。

このため、昨年の基盤法の改正におきましても、この仲介機能を更に強化充実するという趣旨に出まして、この保有合理化法人が農業生産法人に農地を仲介する際に、農業生産法人の規模拡大に伴ひまして必要になります農業機械などの資本装備、このための金銭出資を行へる事業を創設いたしました。

また一方では、都市に住んでおります不在村の農地所有者が安心して農地保有合理化法人に農地の管理を任せることができるように、また借り手も安定的にそういった不在村農地所有者から農地を借り受けることができるような貸付信託を活用した事業を創設したところでございます。

○谷合正明君 是非、その法人の方のいわゆる組織面、財政面での執行体制が適切にできるかどうかどう

か、そういったものを、組織の強化であるとか財務基盤の強化だといったところもしかりやっていたら、この農地の流動化、農地の集積がしっかりと今描いているとおりにいっていただくように要望をさせていただきたいと思えます。

最後に、これまでの法案質疑がありましたけれども、質問させていただきますが、国民に対する理解ということで質問させていただきます。

担い手経営安定法案並びに、今日、農地・水・環境保全向上対策について質問させていただきましたけれども、いずれにしても、この戦後農政を大転換させる非常に大きな意味を持つ今回の法案だということでございますけれども、その一方で、国民に対するこの理解というものが広まっていないということは大臣も言われておりました。そこでまた、今回は、私は、納税者であり消費者である国民に対して、この日本の農政を、また農業、農家をよく知っていただくための一つの機会に、きっかけとなればと思っているわけでございます。

そういう意味で、今WTTOの交渉などもございますけれども、簡単には説明、国民に対して説明するのが難しいかもしれませんが、しかし国民に対してのこの理解がないと、日本の農業というのは先行きが本当に大変になっていくわけでございます。

最後に、大臣、国民に対する訴えをしていただきたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 食料と水に係のな
い、国民に限らず、人間はいないわけでございま
す。そういう中で、日本におきまして、先ほどか

ら申し上げておりますように、将来の食料の安定供給に対して国民は不安を持っている方が多いわけでございます。また、安全、安心に関する期待も非常に大きいわけでございますので、当委員会といたしましては、水、食料について国民の期待にこたえる行政をしていかなければなりません。そういう意味で、この法案というものはそれに貢献をしていくというふうに確信をしております。しかし、それだけでは不十分でございますので、そのためには財源というものが伴うわけでございます。財源というものはおおむねこれは国民からいただいた税金等がベースになっているわけでございますから、自分たちが納めている税金の中から自分たちのために、安全で、そして良質の、顔の見える農産物を作ってもらうために有効に使っているんだという御理解があつて初めて消費者、国民に対しての御支援が前提としての施策の遂行につながると思っております。

それから、国民の一部であります、この法案の直接の対象者であります農業関係の皆様方に対しては、我々はまだまだ説明が御理解いただいていないと思いますので、今後とも更に全力を尽くして、法案の趣旨が全うできますように、その前提として関係者の皆さんの御理解を得るべく努力をしていきたいというふうに考えております。

○谷合正明君 終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。今日は、糖価調整法の問題で質問いたします。この糖価調整法の改正で、てん菜、サトウキビなどの甘味資源作物、それからバレイショ、カンショなどのでん粉原料用の芋については、これまですべての生産者が最低生産者価格制度の対象になつてきたわけですが、これが廃止をされると。てん菜、バレイショについては品目横断に移行することになります。

てん菜については、調整金の収支が悪化しているということと理由に直接支払の対象数量に上限を設けるということなんですけれども、この上限は一体どうなるんでしょうか。

○政府参考人(西川孝一君) てん菜の支払対象数量についてのお尋ねでございますけれども、御案内のとおり、糖価調整法の下では、輸入糖から徴収いたしました調整金を財源として国内生産への支援を行う仕組みとなつていて、ところでございます。調整金収支の均衡を図りながらてん菜の安定的な生産を推進していくためには、適正な規模のてん菜生産について支援を行う必要があるというふうに考えております。

その際、てん菜の支援対象数量水準につきましては、需要に応じた生産の促進を基本として、北海道畑作の輪作体系の維持を図る観点も考慮いたしまして、平成二十七年に於ける生産努力目標でございます砂糖ベースで六十四万トン相当に設定することが適切ではないかというふうに考えているところでございます。

○紙智子君 今六十四万トンというふうにおっしゃつたわけですが、昨年の三月に、私、この委員会で生産努力目標が今後のビートの生産の上限になつてしまつて、今後はそれ以上買収しないということになるんじゃないかというふうな質問したときに、当時の局長はそれを否定したわけですね。そうはならないというふうになつたんじゃないんですか。

○政府参考人(西川孝一君) 健全な制度を運営するためにどうするかということでございます。現在、調整金、全体の砂糖の需要が減る中で調整金水準も若干減つてはいるわけですが、先ほど申し上げたように、北海道の輪作体系を維持するという観点から見たときに、将来、六十四万トンのてん菜生産というのが見通されるという中で、今回の制度の中で支援対象とするのは六十四万トンというふうに決めたいというふうにして、いるところでございます。

○紙智子君 前回そうならないと言つたのに、どうしてそういうふうになるんでしょうか。

○政府参考人(西川孝一君) 対象数量についてど

うするかということについては、やはりこれは制度そのものを円滑にといいますか安定的に運営することが、やはり北海道におけるてん菜生産あるいは経営の安定を図る上で極めて大事という意図で、調整金をベースとしている制度上の仕組みから、そういうふうな、支援水準については六十四万トンとしたいというふうに考えているところでございます。

○紙智子君 それはそちらの言い分だと思ふんですが、ビートは農作のとき、凶作のときで物すごくこの差が、変動が激しいと思ふんですね。ここ数年でいいますと農作が続いていると。生産量は、二〇〇三年、四年、五年というところで見ると、六百四十万トン、そして翌年四百六十六万トン、四百二十万トンというふうになつていくわけですね。四年の年には生産者が一トン当たり千円の拠出、総額でいいますと五十五億円です。これだけ負担して農作分を処理したんですね。これだけ負担して農作分を処理したんですね。これだけ負担して農作分を処理したんですね。

このように本当に多大な負担に耐えているのはなぜか。それはやっぱり輪作体系を維持するたためだと思ふんですね。やっぱりそれを考慮しないといふことは上限を精糖換算で六十四万トンに設定するということになりますと、ビートの生産の面積自身を縮小しなきゃならないことになるんじゃないでしょうか。これ、大臣、いかがですか。

○国務大臣(中川昭一君) 私の地元の輪作の一つでございますから、今まではビートは例えばですけれども七万二千ヘクタールとか、そういうふうにして決めていたわけでありまして。七万、例えばビートを植えます。植えて、収量がありまして。何トン取れました、糖分が何%になります、一八%の場合と一五%の場合で取れる砂糖が違います、その結果として砂糖が何万トンということになるわけでございますので、そういう場合には自然相手、生き物相手であるし、それから消費者あつての日本の生産でございますから、そういうものを総合的に勘案して、輪作体系あるいは日本

のカロリーの八%を占める砂糖というものをどうやって維持をしていくかということと総合的に考えて、今後の政策としてこういうことを導入しようとしているものでございまして、もちろん農作もありまして、凶作もありまして。そのときに、在庫が少なくなる、消費が、圧力が強くなるといふばそれは増やすこともあるし、農作が続けば、消費が減つていけば減らしていく。そのときには、質問の御趣旨からちょっと外れるかもしれませんが、沖繩のサトウキビとか北海道のビートなんかはエタノールのエネルギーに使つたり、いろんなことに世界じゅうで幸いにしてサトウキビやビートは利用されておりますので、そんなことも考えながら、食料としての砂糖政策も行つていきたいというふうに考えております。

○紙智子君 今いろいろ、る言われたんですけど、私が聞いたのは、面積を減らさなきゃいけないんじゃないんですか。消費あるいは作況動向によつては減らすこともあれば増やすこともあるというところだと思ふんですが。

○紙智子君 ちょっとひどい答弁ですよ、そんな。実際にはこの間のいろいろな現地の議論があつて、面積を減らさないでいふふうにしてきているわけですよ。それで、削減が必要だといふふうには認識していないといふふうなこの間言つておられたんじゃないんですか。事務方の方はどうですか。

○政府参考人(西川孝一君) 近年、てん菜の生産が急増したというのは、これは事実でございます。ただ、これは作物を扱う者として、この数字というのはびびりするような数字があつたことは事実でございます。ただ、長期見通しを策定する際には、これは、将来、北海道の畑作の作付面積拡大する中できちんとした営農を行うためには、輪作体系を組むためには、どうも今のようない栽培体系、あるいは営農体系ではなかなか同じような水準の生産上がでないだろうという中で、直播技術を入れる中でしっかりと輪作体系を組み立

てると。そうした場合はてん菜の生産量といま
すか、単収というのは五・例え六トンと。

先ほど大臣が申し上げましたけれども、通常で
ん菜の糖度は十七・一度ぐらいです。十七度
ちよつとだと思ふんです。先ほど、最近のその最
高例が、十八度のてん菜が取れた、これは過去最
高だと思ふんですけれども、その中で、過剰基調
といひますか、在庫が物すごたまつたという事
情があるわけでございますけれども、将来見通す
中では、糖度は上がるけれども十八度までは上が
らなくて、もうちよつと低いんでしようけれど
も、現状よりは少し上がるという中で、作付面積
も現状においては六万七千六八千ヘクタール
程度でございますけれども、長期見通しの段階
でも六万六千ヘクタール程度は輪作体系の中で位
置付けられるだろうと。そういう中で、実際の営
農体系を想定する中でこの数字を出してきてい
るということでございます。

実際問題として、ビート糖として流通している
お砂糖の量は実は五十万トンと少し切るような水
準でございます。白糖作つておるわけございま
すけれども、それやこれや、いろいろ総合的に北
海道の輪作体系を成り立たせるという視点も含め
ながら、この六十四万トンというのを長期見通し
としても出しているということでございます。

○紙智子君 畑作農家の方が高額なペナルティ
まで負担しながらビートを生産続けているのは、
やっぱ、おっしゃつていますように、ビートの
面積を維持するというのが結局輪作体系そのも
のを維持していく上で不可欠だからです。面積
を維持することが輪作体系を維持する上で不可欠
だからです。だから、わざわざお金たくさん出
してやってきているという現実があるわけでは
そして、このてん菜を入れることで地力も回復さ
せていくということもあるわけですよ。

今年度の生産面積の配分では、結局、政府の助
成の受けられない面積の配分がされているわけ
ですけれども、上限を超えた量については交付金は
付かないと。手取りでてん菜の販売収入は生産コ

ストを大幅に割り込むことになるわけですね。北
海道は、そういう中で、ビートの面積を、なか
か、この収量が多くなつたりするということ
は、減らすということでは新規作物に転換しよう
という話も出ていて、その場合に反当たりして
三万円を交付するというのを、事業を北海道と
してはいろいろ考えていると。

ところが、現地では枝豆とかチコリとかいろ
ろ考えているんだけど、じゃチコリといつたら
日本でどれぐらい消費がされるんだろうかとい
うことでは不透明と。しかし、北海道がやろうと
している対策でいえば、これまでに栽培したこと
がない作物に限定してということの話をなつてい
て、タマネギや大豆ではこれは対象にならない
という中で、じゃ輪作体系を崩さないでやるとし
たら何が作れるんだと、何を作つたらいいのかとい
うことでは非常に模索をしているという状況があ
るわけです。

実際に、これ、事実上輪作体系が壊れることにな
つてしまいませんか。

○国務大臣(中川昭一君) まず、ペナルティとい
う大変誤解を及ぼすような言葉はできれば訂正
していただきたいと思ひます。これは、生産者自
身が輪作体系を守るために、過剰生産なつてし
まつたからみんなでこういうふうにして出し合
ひましようということでございます。共補償とい
う言葉も別の世界であるわけでありまして、例え
ば現在の牛乳が余っているからみんな生産調整
をしましようということでありまして、何も、
何か悪いことをしたみたいな、罰金を取るみた
い形では決してないんでありまして、北海道の農
業者は賢明でございますから、このまま行つたら
値崩れを起こして買つてもらえない、それよりは
みんなで少しづつお金を出し合つて努力をしよう
じゃないか、あるいは数年前から導入されてお
ります原料糖取引、精糖に回すには余りにも量が多
過ぎるから原料糖としてメーカーに回すというよ
うな工夫等々、政府と農業者が一体となつて前向
きにするために知恵を絞っているわけでありま

す。

そういう観点から、畑作というのは水田と違
まして同じものを毎年作っていると必ず連作障害
というものが起こりますから、輪作というものがこ
れはもう必然でございます。そういう中で四作若
しくは五作という体系が確立されているわけであ
りますけれども、その中には、これはまあ余り短
期的に収入になるかどうかは別にして、地力増進
の作物、緑肥、クローバー等を植える場合もあり
ますし、一つの典型例としては、これは農業者自
身が考えたことでございますけれども、私の地元
ではナガイモが毎年百億円の売上げを上げてお
りますので、どうぞ地域でいろいろとお知恵を絞
り、それに対して後押しをするということも大事
であります。それができなければ道がやる、それ
ができなければ国がやるということ、何もかにも
がまず国がやれ、国がやったことに違反したか
らペナルティだということでは決まてないとい
うことを是非御理解をいただきたいと思ひます。

○紙智子君 先ほど言つた言葉というのは現地の
生産者の皆さんから出てくる言葉なんです。確
かに生産調整と言へばいいですよ、きれいな言
ひ方です。でも、実態としては作りたいわけでは
ないけれども、それがやっぱりでできなくされてい
うことでは、思ひとしてはそういう思いがあるとい
うことも是非御理解をいただきたいと思ひます
よ。

それで、砂糖が自給率で言うところ今三四%です
ね。これを生産縮小させるということになります
と、これ、本来政府が自給率向上と言つていま
すとも反するんじゃないでしょうか。この点はい
かがですか。

○政府参考人(西川孝一君) 先ほど、最近の、平
成十六年、十五年というところで特に単収が急増
していますか、非常に作が良かったことを背景と
してちよつとその在庫がたまる、砂糖として出
せない在庫がたまつたということがあつて、今大
臣から申し上げたような、みんなその過剰対策
も講じているところでございますけれども、

も。

長期見通しにおいては六十四万トンということ
で三四%の自給率ということを目指してござい
まして、この水準というのは、過去の水準は三割
切つていふような水準、ここ近年あつて、一度だ
け三五%になつたと思ひますけれども、先ほど
言つたように、収量が割増、糖度で、砂糖量と
して五%増といつたような中で、三五%を瞬間風
速としては達成しておりますけれども、過去は二
九とか三〇とか三一、それを三四を維持しよう
というところで長期見通しは立てているというこ
ろでございます。

○紙智子君 自給率向上にはつながらないんじ
やないですか。やっぱ、それでは私は、担い手育
成どころか、この畑作自身を、輪作体系を維持し
て生産基盤をしつかりつくつていくというふう
にはならないと思ひますよ。

それはちよつとおいでいて、次のサトウキビ
の話にも入りたいんですけども、サトウキビ生
産者に対する新たな交付金というのは、これまで
すべての生産者を対象とした最低生産者価格制
度、ここから対象を限定した交付金に変わるこ
とになります。原則だけを適用した場合と三年間の
限定の特例を実施した場合、それぞれで、現時点
でこの交付金の支給要件に該当する農家数とい
うのはどの程度あるでしょうか。

○政府参考人(西川孝一君) 原則なり特例を適用
した場合の対象農家は幾らかということござい
ますけれども、繰返しになるかもしれませんが、
けれども、サトウキビの経営安定対策の対象要件
は、サトウキビについては零細な規模の農家が生
産の大宗を占めているという実態を踏まえまし
て、認定農業者や一定の作業規模を有する者に加
えまして、一定の作業規模を有する共同利用組織
に参加している農家、一定の条件を満たす基幹作
業の委託者も対象としておりますし、加えて、受
託組織などが存在しない地域については、三年間
に限りまして、担い手の育成を目的とする組織に
参加する者を、農家を対象とするという特例を設

けることとしております。

この対象要件については、基幹作業の委託者も交付対象に含むということ、特例につきましても適用される地域が未確定であるということから、この部分についてはセンサス等から推計することはできません。現時点でこれらを満たし得る農家数を的確に見出すことというのは困難でございますが、いずれにしても、現在、行政と農業団体が連携協力いたしまして生産の組織化等を強力に推進しております。

対象要件における特例の活用も含めまして、スタート時には相当な割合の農家が、これは県においてはすべてを目標に挙げておりますけれども、対象になるというふうに考えているところでございます。

○紙智子君 ちよつと全然分らないですね。相当の規模の人が対象になるというんですが、根拠は何なんですか、それは。

○政府参考人(西川孝一君) これは、この対策を立てるに当たりまして、現地の農業団体、県も含めまして、それらの方々とかなり連携を密にして、現場の要望、特にサトウキビについては高齢化が非常に進んでおります。

サトウキビは、御案内のとおり、長大作物でありますし、一ヘクタール当たりで六トン、あるいは良く取れば十トンまで取れる、すごい重量作物です。だから、サトウキビをこれからずっと維持するためには、やっぱりしつかりとした担い手をつくらなきゃいかぬということを、そういうことを念頭に置いて今やっているわけでございまして、担い手づくりを今一生懸命やっていると。地域でそういう方々を育てる、あるいは組織について要件を緩やかにする中でそういう環境を整えていくということに現場が一生懸命今動いていると、そういう状況というふうに御理解いただければと思います。

○紙智子君 一ヘクタール以上の農家がどれだけいて、一定の作業規模を有する共同利用組織に参加している者、それから一定規模を有する受託組

織に基幹作業を委託している者、要件ですよ、この要件にかなっている人たちが現時点でどういうふうになっているのかというのとは分らないんですか。

○政府参考人(西川孝一君) 現時点という、今、現時点では分かりません。

ただ、二〇〇〇年の農業センサスなどを使えば、一ヘクタール規模の農家などのぐらいいるか、そういう数字はあるわけでございますけれども……

○紙智子君 それは何。

○政府参考人(西川孝一君) これは、認定農業者の数でございます。沖縄県では三百二十戸でございますし、一ヘクタール以上の農家数というのは三千八百九十四戸、機械・施設の共同利用組織への参加農家数としては三百五十三戸、農作業を請け負う受託組織への参加農家数は百九十一戸。そういう数字はありますけれども、繰り返しになりますけれども、現在のサトウキビのそういう生産の実態を踏まえる中で、これならいけるというところで我々としてはこの要件をつくっていったというところは御理解いただきたいと思います。

○紙智子君 支援対象の限定と、制度が大きく変わるわけですよ。そういう施策の対象が生産者にどれだけカバーできるのかというの、これ重大な問題だと思うんですよ。それを明らかにしないで議論しろというの、これやっぱり無理な話だと思うんですよ。サンプリング調査もしていると思うんですけど、そういう数字だけだつて示すべきだと思います。

今、ちよつといろいろと答えられたんですけど、今、今回の制度の改正は、特例がなくなると、個別農家の場合、認定農家になるか、それとも共同利用組織に参加するか、基幹作業を受託組織などに委託している者になるかということなんですけれども。

今、数字幾つか言われましたけれども、栽培農家戸数は、サトウキビは、鹿児島で一万八百ありますよ、沖縄で一万八千戸です。これに對

して認定農業者は、サトウキビは、鹿児島で五百二十九戸、沖縄で三百二十戸。ですから、今そういう意味では数%でしかないわけですよ。その他の要件を満たす者も、沖縄のサトウキビの場合には八割が一ヘクタール未満だと。機械・施設の共同利用組織への参加の農家というのが三百五十三戸ですか、受託組織の参加農家が百九十一戸にとどまっています。作業請負の状況というのは、収穫作業で九百四十二ヘクタール、そして耕起、整地ですね、これをやっているところで一千七百七十一ヘクタールしかないわけです。鹿児島は状況というのは不明なわけですが、こういう同様の状況だということふうに思われるんですよ。

ほとんどの農家をこれから組織するというわけですよ。これから何らかの形で組織しなきゃいけない。そうすると、対象となる要件というのは、現在のサトウキビの農家の実態とは懸け離れたものだと思うんですね。これでどうやって、三年後にほとんどの農家の人が対象になるようにするんだけれども、一〇〇%対象になるようにするのかという点ではどうですか。

○政府参考人(西川孝一君) サトウキビの生産については、今委員の方からも規模が小さいという数字をお示ししていただいたわけですが、そういう実態を踏まえた中でこれからのサトウキビ生産を維持していくためにはどうすべきかというところで、高齢化もしています。先ほど申し上げたように長大作物ですから、年を取れば作れなくなるんですね、体力が要りますから。そうすると、高齢化とともに、農家がサトウキビとともになくなるということが危惧されると。現に近年のサトウキビ生産というのは非常に弱くなっている。これを何とかしようという中で今回の対策も講じた。

そういうところで、一番我々が着目したのは、サトウキビの場合に、労働時間の大体四割強が収穫作業に要するわけです。この収穫作業のところをやっぱり効率化する、合理化するというか機械

化していかなければ、サトウキビ自体がおかしくなるというところで、ここに着目する中でそういう組織づくりということを要件にしているわけなんです。

具体的に、じゃそれをやらなきゃいけないかということに対して、先ほどお答えしましたように、受託組織が現にないところもあるわけ。それらについては、三年間の間にそういう組織をつくってもらおうと、組織に参加するというところで、担い手をしつかり計画で定めてその組織に参加していただく、そうすればこの対象になります。そういう要件もつくっているわけでございます。この要件の中でいま一度将来に向けてのサトウキビの生産に立ち向かってもらおうと。

そういうことを今推進しようとしておりまして、これも繰り返しになりますけれども、現場の農協、もちろん県もそうでございますけれども、今一生懸命その推進方に取り組んで、島ごとに、あるいは農協の支所ごとに担当者も置いて今働き掛けをしていると、そういう状況でございます。

○紙智子君 ですから、やっぱりすごく苦労していると思うんですよ。現地では。そう簡単じゃないと思うんですよ。だから、それだけに、本当に三年切つてそれでやって担い手が育つのかという問題もあると思うんです。やっぱり三年後の特例廃止ありきということでは、大方の農家がやめざるを得ないことになってしまうんじゃないかと。

だから、三年後、担い手育成の状況を見てこの特例の継続を判断すべきじゃありませんか。この点はどうですか。

○政府参考人(西川孝一君) 今一生懸命それに向けてやっているわけございまして、繰り返しになりますけれども、作業をやはり効率化していかないとキビ生産そのものが成り立たなくなるといふ、そういう危機感の下でこういう対策を講じようと、制度を改革をしようとしているわけでございます。

三年後には、組織の参加者は対象要件のきちん

と作業を委託すればそれも対象にするわけですから、三年後には本則の対象になるというふうに私どもとしては今考えておりますけれども、ちょうど今機運が盛り上がりつつあるわけでございますので、今一生懸命現場も頑張っておりますので、三年後見直すということは現時点で私の方からはちょっと言えないということも御理解いただければと思います。

○紙智子君　そこはやっぱりちゃんとその状況を見て、もう少ししよつと言いい方がいいですかね。

私、去年沖縄に行ってきた、実際製糖会社ですとか農家の人とか話を聞いてるんです。これまでも規模拡大とか機械化一貫体系の促進ということで組織化の努力はされてきているんですよ、今までも。だけどなかなか進まない。それは現地の努力が足りないわけじゃないんですよ。やっぱり離島であつて、台風が常襲地帯だということがある中で、それぞれやっぱり地域の特性もあるからなんです。砂糖生産でいうと、機械の導入が地力を弱めて、逆に今度収量を下げちゃうというところもある。とどとかいろいろ言われていて、上からの一律的な機械化促進ということでは批判もあるわけです。

だから、やっぱり本当に、昨日も出ていましたけど、サトウキビというのは生命産業だと、沖縄にとつては。鹿児島も作っていますけれども。だから、そういうところを本当に高齢者の皆さんが頑張つてやつておられて、そういう人たちに、厳しい価格が下がってきている中で、本当に力がわくようにとか、その人たちが今も元気に続けていて、続けられるし、更に担い手がちゃんと育つようにと、そういう価格支持政策といひますか支援が必要だということを強調して、ちよつと時間がなくなつちやうたんですけど、次に移らせていただきます。

農地・水・環境保全向上の対策についてなんですけれども、この対策については品目横断の経営安定対策と車の両輪という位置付けをしていますよね。しかし、農水省の「農業構造の展望」の中

では、農地の七、八割は担い手に集積することになっていくわけなんです。本来であれば、この担い手が農地の七、八割の部分の水利管理や農地管理を行うというものが自然の形だと思ふんです。であるなら、こういう対策は必要ないはずなんだけれども、それをあえて対策として位置付けるということとは、これ農地の七、八割を集積する担い手に水利管理や農地管理を行わせるというのは現実的でないという判断なんですか、大臣。

○国務大臣(中川昭一君)　車の両輪と申し上げたのは、この産業政策、食料政策としての担い手、経営安定対策が一つ片っ方の車輪としてありまして、もう片っ方としていわゆる農地、農業あるいは食料のと言つてもいいでしょう、多面的機能を果たす役割として、その一つの施策として農地・水・環境対策があるというわけでありまして。

もう紙委員も御承知だと思いますけれども、紙委員の御地元でも、水を引く張つてくるときには、北海道ですから、何十ヘクタールあるいは何戸の農家にも一本の川から引く張つてきて、うまくそれぞれの田んぼあるいは畑に水が行くようになつていくわけでありまして、そこはみんなで水利管理をしていく必要がある。

その場合には、その地域の農業関係者だけではなくて、農業以外の人も、あるいはそこに住んでいない、しかしその地域の環境や多面的機能に関心を持つ、あるいは愛する人々にも参加をしていただいて、みんなでその地域の水や、あるいはまた土壌の管理、あるいはまた景観等を維持していくことということで、担い手だけがやらなければいけないとか、あるいはそれ以外はやっちゃいけないとか、そういうものじゃなくて、みんなが参加して共同でやっていきたいと思います。それに對しては何かの財政面も含めた支援をさせていただきましようという趣旨であります。

○紙智子君　聞いたことには直接なかなか答えられていないという感じがするんですけど。

要するに、本当に今まで言えれば、やってる経営者の方が水利管理など含めてずっと今までやっ

てきたという歴史があるわけけれども、それをあえてこういう形で水利管理や農地管理を行わせるということで作るといふこと自体が、私はやっぱり日本のような複雑な地形を持つて、中山間地の七、八割を担い手に集約するということがやつぱり非現実的であるということのあかしだということだと思ふんです。なぜそういうふうになつていくのかという、やつぱり素朴な疑問なわけですけども、結局そういうことなんじゃないのかな。

なぜ今回、法制度としないで予算措置としてこれを進めているのか。車の両輪というふうにするのであれば、ふさわしく安定的な制度にすべきだということふうに思ふんですけれども、その辺はどうですか。

○国務大臣(中川昭一君)　法制度としては、この経営安定対策、したがってこれが新法であつて、あと主要食糧法と砂糖でん粉法が改正ということと、あと独法法があるわけでありまして、そういう一つの柱と、それからこの農地・水・環境対策につきましまして、既に今までも関係者の皆様方、関心のある皆さん方がやつておられるわけでありまして、全く新しい制度を法制化するのと、それと密接に関連のある、そして今までもやつてきているものを更に推し進める。しかも、国だけではなく、また関係農業者だけではなく自治体も、あるいはそれ以外の皆さんも含めてやつていただく。そして、それに対して財政措置もするということで、私はその目的が十分達せられるというふうに考えております。

○紙智子君　今日の午前中、午後の議論の中でも、中山間地の支払の話も出ましたけど、こちらの方は今五年区切りということ、もう切れないように、また延ばしてほしいということ、やつぱり生産者の皆さんは非常に不安になつて、そしてやつぱり延ばしてほしいということ、要求するわけですよ。結局そういう形で、時限のような形であるのだとすると、やつぱりなかなか安定しな

いといひますか、心配なく続けられるということにしていかなきゃいけないものなんじゃないのかというふうに思ふわけなんです。

そういう意味で、やつぱり車の両輪にふさわしくということの意味はそういうことで考えるべきじゃないかということと併せて、やつぱり議論にもなつたんですけども、この対策でいうと、地方自治体に対しての予算のあれですね、分担といひますか、国と地方自治体の分担というのがあるわけですけど、これが結局一対一という話が出されていくわけで、これで本当に今の苦しい地方財政の中でやれるのかどうかということをめぐつても、様々なやつぱり危機感といひますか、心配の声が出ていくわけです。これに對して大臣の意見といひますか、これでもいいのかどうかということについても一言お聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君)　これは、先ほども自治体の負担についての御議論がございました。地方財政も決して豊かではないというふうに思ひます。国ももちろん豊かではないわけでありまして、けれども、そういう中で、この対策を進めることによって関係農業者だけではなく自治体も受益するわけでありまして、是非これ自治体もそういう意味で主体的に参加をしていただく。つまり、財政的な負担もしていただいて、みんなでの目的を推進してまいりましよう、こういう趣旨で御賛同をいただきたいというふうに思つております。

○紙智子君　じゃ、ちよつと時間がなくなりましたので、また続きはこの次にやらせていただくことにして。

いずれにしても、これは財政を負担してもらいたいと言ひけれども、実際には、もう自治体の財政はそんな、大変ですから、非常に厳しいということ、これを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長(岩城光英君)　本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(岩城光英君) 理事の辞任についてお諮りいたします。

和田ひろ子さんから、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岩城光英君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岩城光英君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に小川敏夫君を指名いたします。

○委員長(岩城光英君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案外二案の審査のため、来る八日に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岩城光英君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岩城光英君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二分散会

平成十八年六月十三日印刷

平成十八年六月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇